

平成28年度 第三者評価

平成27年度
鶴見大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成28年6月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	21
3. 提出資料・備付資料一覧	25
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	33
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	33
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	35
[テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価]	43
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	45
◇ 基準Ⅰについての特記事項	45
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	47
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	50
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	62
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	78
◇ 基準Ⅱについての特記事項	79
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	81
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	93
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	99
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	101
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	106
◇ 基準Ⅲについての特記事項	107
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	109
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	110
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	112
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	114
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	117
◇ 基準Ⅳについての特記事項	117
【選択的評価基準】	119
職業教育の取組みについて	119
地域貢献の取組みについて	125

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、鶴見大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 28 年 6 月 10 日

理事長

乙川 暎元 (おとがわ えいげん)

学長

伊藤 克子 (いとう かつこ)

ALO

上田 衛 (うえだ まもる)

自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

総持学園の歴史は故中根環堂師の発願により、仏教精神に基づいた良妻賢母を育てるべく、曹洞宗大本山總持寺の後援を得て、大正 13 年に光華女学校開校を設立したことに始まる。翌年、總持寺開祖常済大師 600 回大遠忌記念事業として鶴見高等女学校を設立し、平成 26 年には創立 90 周年を迎えた。現在は、幼稚園から中学校、高等学校、大学、大学院まで、小学校を除く教育課程を備えた総合学園となっている。

鶴見大学短期大学部は、昭和 28 年の鶴見女子短期大学国文科の設立に始まり、昭和 37 年に保育科、保健科（現歯科衛生科）が開設され、平成 25 年には創立 60 周年を迎えた。

学校法人総持学園小史（※太字は短期大学部関連事項を表す）

- 大正 13 年 光華女学校設立
- 大正 14 年 鶴見高等女学校設立
- 昭和 19 年 **財団法人総持学園設立**
- 昭和 26 年 学校法人総持学園に組織変更認可
- 昭和 28 年 中根環堂、学長、学園長に就任
- 昭和 28 年 **鶴見女子短期大学設立、国文科入学定員 40 人**
- 昭和 31 年 鶴見女子短期大学幼稚園教員養成所並びに三松幼稚園開設
- 昭和 37 年 **鶴見女子短期大学に保育科及び保健科開設（入学定員各 50 人）**
- 昭和 38 年 鶴見女子大学文学部開設（日本文学科、英米文学科入学定員各 40 人）
- 昭和 45 年 鶴見女子大学歯学部開設（歯学科入学定員 80 人）
- 昭和 46 年 **鶴見女子短期大学を鶴見女子大学短期大学部と名称変更**
- 昭和 48 年 鶴見女子大学を鶴見大学と名称変更、歯学部男女共学
鶴見女子大学短期大学部を鶴見大学女子短期大学部と名称変更
- 昭和 52 年 大学院歯学研究科開設（歯学専攻博士課程入学定員 18 人）
- 昭和 53 年 三松幼稚園を鶴見大学女子短期大学部附属三松幼稚園に名称変更
- 昭和 63 年 **鶴見大学女子短期大学部保健科を歯科衛生科と名称変更**
- 平成 元年 大学院文学研究科開設
（日本文学専攻修士課程、英米文学専攻修士課程 入学定員各 6 人）
- 平成 6 年 大学院文学研究科開設（日本文学専攻博士課程（後期）入学定員 3 人）
- 平成 7 年 **鶴見大学女子短期大学部に専攻科保育専攻開設（入学定員 20 人）**
- 平成 9 年 大学院文学研究科開設（英米文学専攻博士課程（後期）入学定員 3 人）
- 平成 10 年 文学部文化財学科開設（入学定員 60 人）
- 平成 11 年 **鶴見大学女子短期大学部を鶴見大学短期大学部と名称変更**
短期大学部国文科、保育科男女共学
- 平成 14 年 大学院文学研究科開設
（文化財学専攻博士課程（前期）入学定員 4 人・（後期）入学定員 2 人）

鶴見大学短期大学部

- 平成 15 年 鶴見大学短期大学部歯科衛生科を 2 年制から 3 年制に移行
 鶴見大学短期大学部国文科入学定員変更 (200 人から 100 人)
 鶴見大学短期大学部専攻科福祉専攻開設 (入学定員 40 人)
- 平成 16 年 文学部ドキュメンテーション学科開設 (入学定員 60 人)
- 平成 18 年 鶴見大学短期大学部国文科学学生募集停止
- 平成 20 年 鶴見大学短期大学部国文科廃止
- 平成 22 年 鶴見大学短期大学部、(財) 短期大学基準協会より
 平成 21 年度第三者評価適格認定
- 平成 25 年 関西女子短期大学との相互評価を実施
- 平成 26 年 「相互評価報告書」を (財) 短大基準協会に提出し、ホームページに公開

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 28 年 5 月 1 日現在

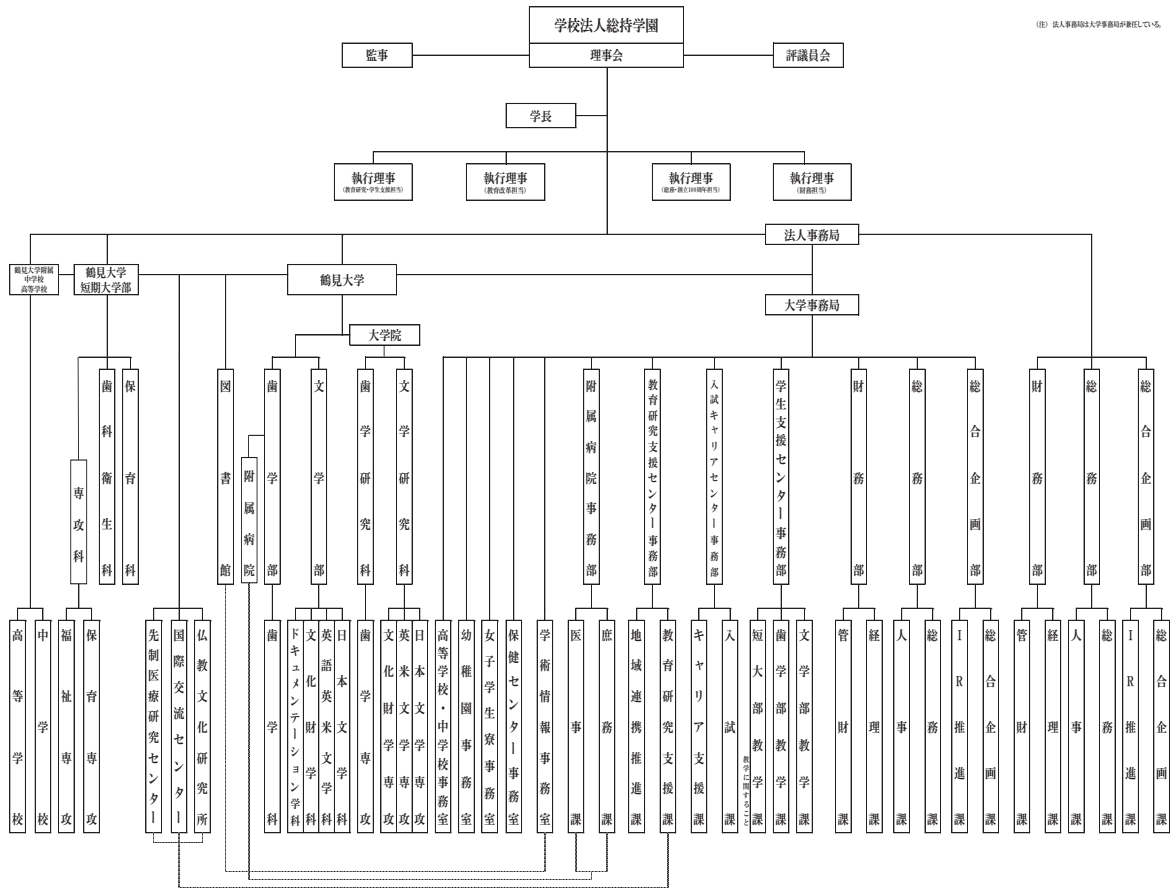
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鶴見大学大学院 歯学研究科歯学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	18	72	56
鶴見大学大学院 文学研究科日本文学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	9	21	7
鶴見大学大学院 文学研究科英米文学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	9	21	3
鶴見大学大学院 文学研究科文化財学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	6	14	10
鶴見大学歯学部 歯学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	* 120	760	748
鶴見大学文学部 日本文学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	90	360	468
鶴見大学文学部 英語英米文学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	90	360	372
鶴見大学文学部 文化財学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	60	240	259
鶴見大学文学部 ドキュメンテーション学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	60	240	282
鶴見大学短期大学部 保育科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	200	400	408
鶴見大学短期大学部 歯科衛生科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	150	450	503
鶴見大学短期大学部 専攻科保育専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	20	20	11
鶴見大学短期大学部 専攻科福祉専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	40	40	8
鶴見大学附属高等学校	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-2-1	180	540	664
鶴見大学附属中学校	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-2-1	180	540	270
鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	70	280	288

※ 平成 24 年度定員変更 (入学定員=160 人→120 人)

鶴見大学短期大学部

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 学校法人総持学園・鶴見大学短期大学部の組織図
- 平成 28 年 5 月 1 日現在



鶴見大学短期大学部教員数・事務職員数

教員数	専任	42人	非常勤	78人
事務職員数	専任	9人	非常勤	0人

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 神奈川県・横浜市の人口動態（鶴見大学短期大学部の立地する周辺地域の趨勢）
- 平成 23 年度～平成 27 年度（5 年間）

区 分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
神奈川県	人口	9,044,930	9,052,730	9,061,378	9,079,236	9,099,935
	世帯数	3,855,676	3,884,553	3,913,227	3,949,795	3,989,524
横浜市	人口	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093	3,712,170
	世帯数	1,587,531	1,598,341	1,609,747	1,623,606	1,638,946

※データは毎年 4 月 1 日現在の神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」（横浜市の数値は神奈川県の内数）

- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合
- 平成 23 年度～平成 27 年度（5 年間）

地 域	23 年度(421)		24 年度(422)		25 年度(449)		26 年度(400)		27 年度(422)		
	人数 (人)	割合(%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合(%)	人数 (人)	割合(%)	
主 な 都 道 府 県	神奈川県	297	70.55	323	76.54	332	73.94	312	78.00	332	78.67
	東京都	50	11.88	39	9.24	57	12.69	35	8.75	35	8.29
	静岡県	24	5.70	14	3.32	17	3.79	15	3.75	14	3.32
	千葉県	5	1.19	10	2.37	13	2.90	5	1.25	3	0.71
	長野県	7	1.66	5	1.18	5	1.11	6	1.50	2	0.47
	秋田県	2	0.48	1	0.24	4	0.89	0	0.00	2	0.47
	福島県	3	0.71	3	0.71	3	0.67	1	0.25	6	1.42
	茨城県	4	0.95	1	0.24	3	0.67	2	0.50	3	0.71
	宮城県	2	0.48	2	0.47	2	0.45	1	0.25	0	0.00
	埼玉県	1	0.24	0	0.00	0	0.00	4	1.00	5	1.18
	新潟県	6	1.43	6	1.42	2	1.42	2	0.50	4	0.95
そ の 他	20	4.75	18	4.27	9	2.00	17	4.25	16	3.79	
合 計	421	100.0	422	100.0	449	100.0	400	100.0	422	100.0	

■ 地域社会のニーズ

横浜市は、平成 22 年に待機児童数が全国最多という重大な課題を負っていたが、3 年後の平成 25 年には 0 人に減少、5 年後の平成 27 年 4 月現在は 8 人である。平成 27 年 4 月の横浜市の保育所等利用申請者数は過去最大の 57,526 人となり、都市部における保育所をめぐる状況は未だ深刻な状態であることから、保育士養成課程を擁する本学の役割は重要となってきた。

また、昨今の高齢化社会の進展に伴い口腔ケアの重要性が一段と増している状況は、本学の歯科衛生士養成学科にとって好材料といえる。

その他、本学は地域の課題解決や一層の飛躍発展のため、地元の公共団体等と包括連携協定を締結し連携事業を推進するなど、地域社会のニーズに応えるため積極的に地域貢献に取り組んでいる。

本学の各学科は、求人件数が多い状況が続いており、地域社会の要請に応えうる人材を育て、社会的な使命を果たしていくことを今後も目指していく。

■ 地域社会の産業の状況

横浜市は、京浜工業地帯に位置し、軽工業（繊維・製紙・食品等）から重化学工業（鉄鋼・造船・機械、合成樹脂等）への移行により、国際的な港湾整備を行い産業が発展した背景がある。

横浜市の産業別構成比を見ると、平成 18 年度以降は、いずれも第 3 次産業が 8 割以上を占めている。商業を政令市比較で見ると、小売業については、「事業所数」・「従業員数」・「年間販売額」ともに大阪市に次いで第 2 位、卸売業については、「事業所数」・「従業員数」で上位 5 以内、「年間販売額」では第 7 位である。サービス業の従業員者数は、「宿泊業」・「飲食サービス業」のシェアが高く、全国と比較すると、「情報通信業」・「不動産・

物品賃貸業」・「学術研究、専門・技術サービス業」のシェアが高い。

横浜市は、平成 23 年 12 月に「環境未来都市」及び「国際戦略総合特区」に、また平成 26 年 5 月には、横浜市を含む神奈川県が東京圏の一部として「国家戦略特区」に、それぞれ指定を受けており、国際都市としても今後のさらなる発展が期待される。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

本学は、神奈川県横浜市東部に位置し、東京・川崎に隣接している。最寄り駅としては JR 線と京浜急行線とがあり、JR 鶴見駅は川崎駅から 3 分、横浜駅から 10 分、そして大学は JR 鶴見駅から徒歩 5 分、交通至便でかつ總持寺境内の緑豊かな環境の下にある。

横浜市には、現在 18 の区がある。

- ① 鶴見区 ② 神奈川区 ③ 西区 ④ 中区 ⑤ 南区 ⑥ 港南区 ⑦ 保土ヶ谷区
- ⑧ 旭区 ⑨ 磯子区 ⑩ 金沢区 ⑪ 港北区 ⑫ 緑区 ⑬ 青葉区 ⑭ 都筑区
- ⑮ 戸塚区 ⑯ 栄区 ⑰ 泉区 ⑱ 瀬谷区



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
シラバスの記載内容について、授業スケジュールの中に必要な回数 のシラバスが記されていない科目がある。	シラバス審査委員会を設置し、シラバスの記載内容の検討、確認を行った。シラバス作成に当たっては、1 回毎の授業スケジュールの記載を必須とし、各科目担当教員への作成依頼時に、短大部長（シラバス審査委員長）より文書での周知も行った。また、作成後にはシラバス審査委員及び教学課において記載内容を確認し、記載内容に不備があった場合は、当該科目担当者に連絡のうえ追記等を行った。	各科目担当者への周知徹底により、学外で行う実習科目を除いた全ての科目において、授業 1 回毎のスケジュールが明確になり、シラバスの質が改善した。
評議員会は、少なくとも年 3 回以上の開催が望ましい。	評議員会の開催回数は、学校法人経営における当該年度の業務に係っており、寄附行為に基づき適切に開催した。	評議員会は当該年度の状況に応じて適切に開催しており、平成 22 年度は 4 回、平成 23 年度は 4 回、平成 24 年度は 4 回、平成 25 年度は 3 回、平成 26 年度は 2 回、平成 27 年度は 4 回となっている。
教授会は、短大部長を中心とした運営実態に即して規程を改善することが望まれる。	学内で検討を重ね、学則変更を平成 23 年 3 月 30 日開催の理事会へ上程し、改正した。具体的には、学則第 33 条に短大部長を置くこと、同第 34 条に短大部長の役割を明記し、教授会の招集は学長又は短大部長が掌ることとした。	短大部長の役割が明確化されたことで、学長と短大部長の連携に基づいた運営実態と学則の整合性が改善された。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対 策	成 果
退学者の数が多。	授業、実習を2回欠席した時点でクラス担任が学生に連絡し、必要に応じて面談を行うことを自己点検・評価委員会で決定し、平成25年度から実施した。その面談記録を詳細に各学科で分析し、退学者対策に役立てている。	クラス担任の連絡及び面談により、学生の体調や悩み事、経済的問題など、詳細な状況が把握できるようになり、適切な個人指導により大幅に退学者数を減らすことができた。

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

- 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 28 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

平成 24 年度～28 年度の設置学科等について

学科・専攻科の名称		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	備考
保 育 科	入学定員	200	200	200	200	200	
	入学者数	221	237	222	227	178	
	入学定員充足率(%)	110.5	118.5	111.0	113.5	89.0	
	収容定員	400	400	400	400	400	
	在籍者数	437	451	456	448	408	
	収容定員充足率(%)	109.3	112.8	114.0	112.0	102.0	
歯科衛生科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	165	173	158	186	156	
	入学定員充足率(%)	110.0	115.3	105.3	124.0	104.0	
	収容定員	450	450	450	450	450	
	在籍者数	446	491	488	513	500	
	収容定員充足率(%)	99.1	109.1	108.4	114.0	111.1	
専 攻 科 保育専攻	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	11	14	8	6	11	
	入学定員充足率(%)	55.0	70.0	40.0	30.0	55.0	
	収容定員	20	20	20	20	20	
	在籍者数	11	15	8	6	11	
	収容定員充足率(%)	55.0	75.0	40.0	30.0	55.0	
専 攻 科 福祉専攻	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	25	25	12	3	8	
	入学定員充足率(%)	62.5	62.5	30.0	7.5	20.0	
	収容定員	40	40	40	40	40	
	在籍者数	25	25	12	3	8	
	収容定員充足率(%)	62.5	62.5	30.0	7.5	20.0	

- 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 27 年度を起点とした過去 5 年間のデータを示す。

②平成 23 年度～27 年度の卒業者数・修了者数（人）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保 育 科	215	212	208	228	217
歯科衛生科	118	111	148	155	156
専攻科保育専攻	4	10	14	8	6
専攻科福祉専攻	28	25	25	12	3
計	365	358	395	403	382

③平成 23 年度～27 年度の退学者数（人）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保 育 科	11	10	10	8	0
歯科衛生科	28	19	15	10	8
専攻科保育専攻	-	-	-	-	-
専攻科福祉専攻	-	-	-	-	-
計	39	29	26	18	8

④平成 23 年度～27 年度の休学者数（人）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保 育 科	2	1	1	1	2
歯科衛生科	9	8	5	8	9
専攻科保育専攻	-	-	1	-	-
専攻科福祉専攻	-	-	-	-	-
計	11	9	7	9	11

⑤平成 23 年度～27 年度就職者数（人）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保 育 科	170	163	179	203	189
歯科衛生科	115	107	137	142	140
専攻科保育専攻	-	3	3	2	-
専攻科福祉専攻	28	24	23	12	3
計	313	297	342	359	332

⑥平成 23 年度～27 年度の進学者数（人）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保 育 科	36	38	18	9	19
歯科衛生科	1	-	-	-	-
専攻科保育専攻	-	-	-	-	-
専攻科福祉専攻	-	-	-	-	-
計	37	38	18	9	19

鶴見大学短期大学部

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成28年5月1日現在

①教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	実習助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育科	6	5	6	—	17	11		4	—	45(0)	教育学・保育学
歯科衛生科	6	5	2	—	13	12		4	12	18(6)	保健衛生学 (看護学を除く)
専攻科保育専攻	[4]	[4]	[6]	—	[14]	—			—	1(3)	
専攻科福祉専攻	[2]	[1]	—	—	[3]	—			—	14(1)	
(小計)	12	10	8	—	30	① 23		③ 8	12	78(10)	
[その他の組織等]	—	—	—	—	—				—	—	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							② 5	④ 2			
(合計)	12	10	8	—	30	①+② 28		③+④ 10	12	78(10)	

※非常勤教員の（ ）内は兼任教員数

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	9	9	18
技術職員	—	—	—
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	—	1	1
その他の職員	—	1	1
計	9	11	20

③校地等（㎡）

校地等	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
	校地等	校舎敷地	839.6	69,830.2	12,789.5	83,459.3	8,500	36.5〔イ〕
運動場用地		—	29,914.3	—	29,914.3	鶴見大学		
小計		839.6	99,744.5	12,789.5	113,373.6〔ロ〕			
その他		—	—	—	—			
合計		839.6	99,744.5	12,789.5	113,373.6	鶴見大学		

鶴見大学短期大学部

④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学 校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用 の状況等)
校舎	4,262.90	29,019.40	24,421.90	57,704.20	6,850.00	鶴見大学

⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
13	15	9	4	0

※情報処理学習室 (マルチメディア教育センター) に、語学学修施設機能を含む

⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
32

⑦図書・設備

学科	図書(冊) [うち外国書]	学術雑誌 (種) [うち外国書]		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル [うち外国書]			
保育科	82,118[4,914]	354[39]	31[7]	369	22	0
歯科衛生科	122,265[18,811]	188[41]	20[17]	833		0
計	204,383[23,725]	542[80]	51[24]	1,202	22	0

※専攻科含む

図書館	面積	閲覧座席数	収納可能冊数
		7,365.96 ㎡	669 席
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	7,536.67 ㎡	師岡グラウンド：サッカー・ラグビー・ アメリカンフットボール 荒立校地：弓道場・テニスコート (4面)	

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 28 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
2	教育研究上の基本組織に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	公式ホームページ及びデータブック等に掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	公式ホームページ及びデータブック等に掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	公式ホームページ及び大学報（毎年 7 月発行）等の刊行物に掲載。情報閲覧請求時には、法人の指定する日時・場所において閲覧可能。 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 27 年度）

■ 学習成果をどのように規定しているか。

本学は、仏教、とくに禅の精神に根差した全人的教育と、あわせて特定の職業に対する高度な知識や技能の修得という専門的教育によって、社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目指している。

そのため、まずは各学科に共通して、宗教学をはじめとする教養科目により、宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と豊かな見識を修得することを、学習成果として規定している。

加えて、保育科及び専攻科は保育者として不可欠な資質や能力、即ち幼稚園教諭及び保育士の資格取得に必要な知識や技能の修得を、歯科衛生科は歯科衛生士として不可欠な資質や能力、即ち歯科衛生士国家試験受験資格を得るために必要な知識や技能の修得を、学習成果として規定している。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

各学科・専攻科に共通して、シラバスにおいて学習の目的や到達目標、詳細な授業スケジュールや評価方法を明記し、教育内容に対する学生の理解を促すことで、学習成果の向上・充実を図っている。また、学期末には授業アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックすることで、授業の質的改善にも努めている。さらに、学習成果の向上・充実を図るために、卒業生や就職先（幼稚園、保育所、歯科医院等）に対してアンケートを実施し、本学における学習成果に関する客観的な評価の収集・分析を行っている。

保育科及び専攻科においては、隣接する附属幼稚園との密接な連携や、多くの実習施設の協力に基づき、実習等の充実した実践保育の実施と丁寧なフィードバックにより学習成果の点検を行い、さらなる向上・充実を図っている。

歯科衛生科においては、平成 25 年度に関西女子短期大学と実施した相互評価から得られた知見（夢ノートの活用）を生かし、平成 27 年度入学生より「ステップアップノート」を導入し、学習成果を視覚的に蓄積することで学生の主体的な成長を促すとともに、担任による定期的な確認も行っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 27 年度）

これらの教育プログラムについては、実施していない。

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 27 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における教育研究の充実・向上のための公的資金としては、科学研究費助成金があり、平成 27 年度は 8 件の新規申請のうち 3 件が採択された。前年度以前からの継続は 1 件となっている。

公的研究費の運営・管理については、以下の規程等に基づき学内組織における責任と権限を明確にし、その執行については、会計システムを導入して研究者別に執行状況を把握するとともに、内部監査員による監査を実施するなど適正に管理している。

関係規程一覧

①	学校法人総持学園経理規程
②	伝票の作成に関する規程
③	鶴見大学研究費規程
④	学校法人総持学園固定資産及び物品調達規程
⑤	鶴見大学公的研究費取扱規程
⑥	鶴見大学公的研究費不正使用防止計画
⑦	鶴見大学競争的資金等の使用に関する行動規範
⑧	鶴見大学競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する指針
⑨	鶴見大学研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則
⑩	鶴見大学受託研究取扱規程
⑪	鶴見大学共同研究取扱規程
⑫	鶴見大学秘密保持規程
⑬	鶴見大学公的研究費内部監査規程
⑭	鶴見大学外部研究資金に係る間接経費取扱規程
⑮	鶴見大学における研究活動の不正行為防止及び調査体制に関する規程

上記規程のうち①、②は平成 27 年 4 月 1 日付改正施行、⑥は平成 27 年 10 月 1 日付改正施行、⑮は平成 27 年 4 月 1 日付制定施行

鶴見大学短期大学部

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成25年度～平成27年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理 事 会	11～16人	15人	平成25年5月28日 13:30～17:40 <small>(評議員会のため、15:30～17:25中断)</small>	13人	86.7%	2人	2 / 2
		15人	平成25年7月26日 14:00～14:40	13人	86.7%	2人	2 / 2
		15人	平成25年12月17日 13:30～14:20	12人	80.0%	3人	2 / 2
		15人	平成26年2月28日 13:30～16:05 <small>(評議員会のため14:40～15:55中断)</small>	13人	86.7%	2人	2 / 2
		15人	平成26年3月26日 13:30～16:45 <small>(評議員会のため14:40～16:35中断)</small>	11人	73.3%	4人	1 / 2
		15人	平成26年5月30日 13:00～16:10 <small>(評議員会のため14:15～16:05中断)</small>	13人	86.7%	2人	2 / 2
		15人	平成26年10月3日 13:30～14:00	12人	80.0%	3人	2 / 2
		15人	平成26年12月19日 13:30～13:50	13人	86.7%	2人	2 / 2
		15人	平成27年2月26日 13:30～14:10	12人	80.0%	3人	2 / 2
		15人	平成27年3月27日 13:30～17:15 <small>(評議員会のため14:55～17:00中断)</small>	13人	86.7%	2人	2 / 2
		16人	平成27年5月25日 13:30～17:25 <small>(評議員会のため15:10～17:20中断)</small>	12人	75.0%	4人	2 / 2
		16人	平成27年6月25日 13:00～13:10	12人	75.0%	4人	1 / 2
		16人	平成27年12月18日 11:00～13:55 <small>(昼食及び評議員会のため 12:05～12:50、13:05～13:45中断)</small>	15人	93.8%	0人	1 / 2
		16人	平成28年2月29日 13:30～16:25 <small>(評議員会のため14:35～16:10中断)</small>	14人	87.5%	2人	2 / 2
16人	平成28年3月28日 13:30～16:30 <small>(評議員会のため14:35～16:20中断)</small>	14人	87.5%	2人	2 / 2		

鶴見大学短期大学部

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席 状況
	定員	現員(a)		出席評議員 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評 議 員 会	23～35 人	32 人	平成25年5月28日 15:40～17:20	28 人	87.5% %	4 人	2 / 2
		32 人	平成26年2月28日 14:55～15:50	28 人	87.5% %	4 人	2 / 2
		32 人	平成26年3月26日 15:00～16:35	26 人	81.3% %	6 人	1 / 2
		32 人	平成26年5月30日 14:30～16:05	27 人	84.4% %	5 人	2 / 2
		32 人	平成27年3月27日 15:30～16:55	29 人	90.6% %	3 人	2 / 2
		33 人	平成27年5月25日 15:30～17:15	26 人	78.8% %	7 人	2 / 2
		34 人	平成27年12月18日 13:15～13:40	29 人	85.3% %	4 人	1 / 2
		34 人	平成28年2月29日 15:00～16:05	31 人	91.2% %	3 人	2 / 2
		34 人	平成28年3月28日 15:00～16:15	30 人	88.2% %	4 人	2 / 2

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

本学の使命は、豊かな人間性や教養と高度な知識・技能を併せ持つ専門的職業人を養成し、社会に貢献することである。そのため、各学科は、講義科目のほか、関係諸機関と連携した実習科目の充実に力点を置いており、特に本学では、同一キャンパス内に各教育課程に必要な実習機関を設置することで、講義科目（知識）と実習科目（技能）の有機的な接続と効率的な修得を図っている。

さらに、歯科衛生科については、併設する大学に歯学部を設置していることにより、人的資源も含めた教育環境の充実が可能となっている。

自己点検・評価の組織と活動

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

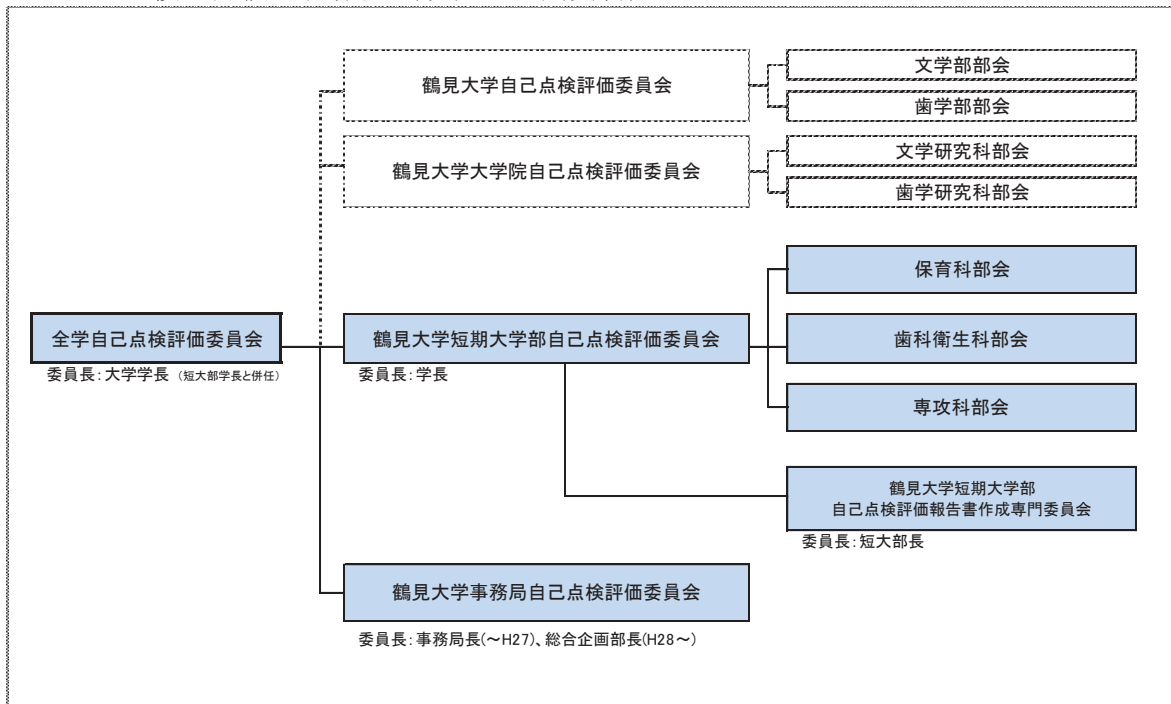
鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会委員

委員長	伊藤克子	学長
委員	前田伸子	副学長
委員	二藤彰	副学長
委員	渡辺孝章	短大部長
ALO	上田衛	短期大学部教授
委員	松本和美	保育科長・短期大学部教授
委員	加藤保男	歯科衛生科長・短期大学部教授
委員	落合一恵	事務局長(H27)
委員	塚田茂道	事務局次長(H27)
委員	小島信道	総務部長(H27)、教育研究支援センター事務部長(H28)
委員	藤澤文有	学生支援センター事務部長(H27)、総合企画部長・総務部長(H28)
委員	門井昇二郎	財務部長
委員	戸田邦男	入試キャリアセンター事務部長
委員	瀧川孝治	教育研究支援センター事務部長(H27)
委員	竹内康治	総務部総務課長(H27)
委員	佐藤詩穂	学生支援センター事務部短期大学部教学課長
書記	波多野加奈子	総務部総務課グループリーダー(H27)
書記	石崎良	総合企画部総合企画課グループリーダー(H28)
書記	中西明子	学生支援センター事務部短期大学部教学課チームリーダー
書記	家永亮	総合企画部総合企画課書記(H28)

自己点検評価報告書作成専門委員会委員

委員長	渡辺孝章	短大部長
ALO	上田衛	短期大学部教授
委員	松本和美	保育科長・短期大学部教授
委員	斎藤晃	短期大学部准教授
委員	田家英二	短期大学部准教授
委員	加藤保男	歯科衛生科長・短期大学部教授
委員	小澤晶子	短期大学部教授
委員	花谷重守	短期大学部准教授
委員	小島信道	総務部長(H27)、教育研究支援センター事務部長(H28)
委員	藤澤文有	学生支援センター事務部長(H27)、総合企画部長・総務部長(H28)
委員	門井昇二郎	財務部長
委員	戸田邦男	入試キャリアセンター事務部長
委員	竹内康治	総務部総務課長
委員	前田憲泰	財務部経理課長(H27)、総務部人事課長(H28)
委員	甲州与志雄	財務部管財課長(H28)
委員	佐藤詩穂	学生支援センター事務部短期大学部教学課長
委員	森川洋	入試キャリアセンター事務部入試課長(H27)、財務部経理課長(H28)
委員	平野司	入試キャリアセンター事務部入試課長(H28)
委員	佐々木健瑛	入試キャリアセンター事務部キャリア支援課長(H27)
委員	守田真道	入試キャリアセンター事務部キャリア支援課長(H28)
委員	牧幸男	教育研究支援センター事務部教育研究支援課長
委員	丸山素雄	教育研究支援センター事務部地域連携推進課長(H28)
委員	鈴木仁代	学術情報事務室事務長(H28)
委員	波多野加奈子	総務部総務課グループリーダー
委員	石崎良	総合企画部総合企画課グループリーダー(H28)
委員	中西明子	学生支援センター事務部短期大学部教学課チームリーダー
書記	家永亮	総務部総務課書記(H27)、総合企画部総合企画課書記(H28)
書記	吉田史子	学生支援センター事務部短期大学部教学課書記

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学則第2条に基づき、自己点検・評価委員会を設置している。「全学自己点検・評価委員会」（以下「全学委員会」という。）の下に設置する「鶴見大学短期大学部自己点検・評価委員会」（以下「短大委員会」という。）は、学長を委員長として構成しているが、より綿密にかつ日常的に自己点検・評価を実施するため3つの部会を設置し、それぞれ「保育科部会」（毎週木曜）・「歯科衛生科部会」（毎月第1木曜）・「専攻科部会」（毎月）を定期的に開催し、自己点検・評価を実施している。また、各部会は、通常の定例教授会（原則第2木曜）の終了後に月1回の頻度で合同会議を開催する等、日々の自己点検・評価活動において協力し、平成17年度以降、毎年「自己点検・評価報告書」を作成している。

この他、全学委員会の下には、事務局長を委員長とする「鶴見大学事務局自己点検・評価委員会」（以下「事務局委員会」という。）を設置し、事務局の業務の円滑な運営及び活性化のために、自己点検・評価を実施している。

第三者評価に当たっては、「鶴見大学短期大学部自己点検・評価報告書作成専門委員会」（以下「作成専門委員会」という。）を設置し、全学の各種委員会等と連動し作成作業を進めている。短大部長・ALO・各学科長や関係部署の責任者が、短期大学評価基準に従い自己点検・評価を行い、とりまとめた報告書は短大委員会・事務局委員会に上程するとともに、各部会・教授会に報告し、全学委員会の承認を経て正式な報告書としている。

鶴見大学短期大学部

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

時 期	活 動 内 容
平成27年度	4月17日 ・「全学委員会」開催 短期大学部の第三者評価について、短期大学基準協会平成28年度第三者評価の申請を決定
	5月12日 ・「事務局自己点検評価委員会」開催 第三者評価に係る委員会の設置について審議・決定し、「全学委員会」に上程
	5月22日 ・「全学委員会」開催 第三者評価に係る委員会について、審議・決定
	7月14日 ・「短大委員会」「作成専門委員会」合同会議（第1回）開催 短期大学基準協会平成28年度第三者評価の申込手続完了報告、第三者評価関係資料集配付、今後のスケジュール確認
	8月26日 ・平成28年度第三者評価ALLO対象説明会に参加
	9月29日 ・「短大委員会」「作成専門委員会」合同会議（第2回）開催 平成28年度評価校決定通知の報告、ALLO対象説明会報告、関係資料追加配付、今後のスケジュール確認
	10月22日 ・「作成専門委員会」（第3回）開催 委員長及びALLOより第三者評価資料（自己点検評価報告書平成27年度版）の作成・提出依頼（12月下旬締切） ・委員会委員以外の作成担当者に対しても、個別に原稿作成依頼 ・各分担による作業開始
	10月31日 ・専任教員個人調書（履歴書・研究業績）作成準備依頼 ・各教員による作業開始
	11月25日 ・「作成専門委員会」（第4回）開催 作業進捗状況確認
	12月25日 【原稿期限】 ・「作成専門委員会」（第5回）開催 作業進捗状況確認 → 提出原稿とりまとめ開始
	1月中旬～ ・平成27年度報告書の校正作業開始
	2月12日 ・「作成専門委員会」（第6回）開催 作業進捗状況確認
3月24日 ・「作成専門委員会」（第7回）開催 作業進捗状況確認	
平成28年度	4月17日 ・「全学委員会」開催 組織機構再編に伴い各自己点検評価委員会規程を改正、平成28年度委員について審議・決定
	5月12日 ・「全学委員会」開催 第三者評価に向けた今後のスケジュール確認
	5月26日 ・「短大委員会」「作成専門委員会」合同会議（第8回）開催 作業進捗状況確認
	6月10日 ・「全学委員会」開催 自己点検評価報告書平成27年度版の確認・決定

※一覧表では、以下のとおり委員会名を省略

全学委員会：「全学自己点検評価委員会」

短大委員会：「鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会」

作成専門委員会：「鶴見大学短期大学部自己点検評価報告書作成専門委員会」

提出資料・備付資料一覧

3. 提出資料・備付資料一覧

<提出資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 大学案内 [2015] 2 学生生活 [平成27年度] 3 DATA BOOK [2015] ウェブサイト「建学の精神」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/spirit.html
B 教育の効果	
学則	4 鶴見大学短期大学部学則 ウェブサイト「学則」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/gakusoku.html
教育目的・目標についての印刷物	2 学生生活 [平成27年度] 5 履修要項 [平成27年度] ウェブサイト「大学案内」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1 大学案内 [2015] 5 履修要項 [平成27年度]
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	4 鶴見大学短期大学部学則 6 鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会規程 ウェブサイト「学則」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/gakusoku.html
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	7 鶴見大学短期大学部学位規程 5 履修要項 [平成27年度] ウェブサイト「教育方針」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/policy.html
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	5 履修要項 [平成27年度] ウェブサイト「教育方針」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/policy.html
入学者受入れ方針に関する印刷物	8 募集要項・入学願書 [平成27年度] 1 大学案内 [2015] ウェブサイト「教育方針」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/policy.html
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■平成27年度 ■授業科目名、職位、担当教員名、研究分野、教員配置 (専任・兼任・兼任の別)	9 授業科目担当者一覧 [平成27年度] 10 時間割表 [平成27年度] ウェブサイト「教育情報の公表」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
シラバス ■平成27年度 ■紙媒体、又は電子データで提出	11 授業計画 保育科 [平成27年度] 12 授業計画 歯科衛生科 [平成27年度] 13 授業計画 専攻科 [平成27年度] ウェブサイト「教育情報の公表」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
B 学生支援	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配布している印刷物	2 学生生活 [平成27年度] 14 オリエンテーション配布物 15 ステップアップノート
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■平成27年度入学者用及び平成28年度入学者用2年分	1 大学案内 [2015] 16 大学案内 [2016] 8 募集要項・入学願書 [平成27年度] 17 募集要項・入学願書 [平成28年度]

鶴見大学短期大学部

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「資金収支計算書の概要」〔書式1〕、「活動区分資金収支計算書（学校法人）」〔書式2〕、「事業活動収支計算書の概要」〔書式3〕、「貸借対照表の概要（学校法人）」〔書式4〕、「財務状況調べ」〔書式5〕、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」〔旧書式1〕及び「貸借対照表の概要（学校法人）」〔旧書式2〕	18 資金収支計算書の概要〔平成27年度〕 19 活動区分資金収支計算書（学校法人）〔平成27年度〕 20 事業活動収支計算書の概要〔平成27年度〕 21 貸借対照表の概要（学校法人）〔平成27年度〕 22 財務状況調べ〔平成25年度～平成27年度〕 23 資金収支計算書・消費収支計算書の概要〔平成25年度～平成26年度〕 24 貸借対照表の概要（学校法人）〔平成25年度～平成26年度〕
資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）計算書類（決算書）の該当部分	25 資金収支計算書〔平成25年度～平成27年度〕 26 資金収支内訳表〔平成25年度～平成27年度〕 27 貸借対照表〔平成25年度～平成27年度〕 ウェブサイト「財務状況」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/ir.html
活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■平成27年度 計算書類（決算書）の該当部分	28 活動区分資金収支計算書〔平成27年度〕 29 事業活動収支計算書〔平成27年度〕 30 事業活動収支内訳表〔平成27年度〕
消費収支計算書・消費収支内訳表 ■過去2年間（平成25年度～平成26年度）計算書類（決算書）の該当部分	31 消費収支計算書〔平成25年度～平成26年度〕 32 消費収支内訳表〔平成25年度～平成26年度〕 ウェブサイト「財務状況」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/ir.html
中・長期の財務計画	33 消費収支状況の推計表（高中校を除く）〔平成16年度～平成31年度〕
事業報告書 ■過去1年間（平成27年度）	34 事業報告書〔平成27年度〕 ウェブサイト「財務状況」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/ir.html
事業計画書／予算書 ■第三者評価を受ける年度（平成28年度）	35 事業計画書〔平成28年度〕 36 予算書〔平成28年度〕
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	37 学校法人総持学園 寄附行為

< 備付資料一覧表 >

報告書マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1 創立90周年記念『感謝を忘れず真人となる』 ウェブサイト「総持学園創立90周年記念誌」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/90th.html 2 大本山總持寺の成立と発展 3 鶴見大学の宗教行持 ウェブサイト「宗教行持の解説」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/campus/calendar/religion.html
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4 新入生本山一泊参禅会実施要領 5 鶴見大学全学参禅会実施要領 6 参禅のしおり 7 名刺及び封筒に「建学の精神」現代的表記の記載
C 自己点検・評価	
過去3年間に（平成25年度～平成27年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	8 自己点検・評価報告書 [平成25年度～平成27年度] ウェブサイト「自己点検」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/tenken.html
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	9 「相互評価報告書」H26.3 関西女子短期大学 ウェブサイト「自己点検」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/tenken.html
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 ■第三者評価を受ける前年度の平成27年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	10 保育科単位認定の状況表 [平成27年度卒業生] 11 歯科衛生科単位認定の状況表 [平成27年度卒業生] 12 専攻科保育専攻単位認定の状況表 [平成27年度卒業生] 13 専攻科福祉専攻単位認定の状況表 [平成27年度卒業生]
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	14 卒業生数・修了者数 [平成23年度～平成27年度] 15 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻における免許・資格の取得状況 [平成23年度～平成27年度] 16 専攻科保育専攻修了者の学位取得者数 [平成23年度～平成27年度] 17 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻の専門就職率 [平成25年度～平成27年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	18 保育専攻 専攻科特別研究抄録集 [平成25年度～平成27年度] 19 福祉専攻 介護ケア研究会（発表要旨） [平成25年度～平成27年度]
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	20 授業アンケート調査結果 [平成27年度] 21 学生生活実態調査 [2015] 22 卒業生アンケート集計結果 [2015] 23 ピアサポーター（ピアサポート相談窓口） 24 学長ポスト [2015]
就職先からの卒業生に対する評価結果	25 卒業生の勤務状況についてのアンケート [2015]
卒業生アンケートの調査結果	22 卒業生アンケート集計結果 [2015]
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	26 オープンキャンパス開催案内 [2015] 27 入学手続要項 [平成28年度] 28 学生寮案内
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	29 入学にあたって [平成28年度] 30 入学前準備教育 [平成26年度～平成28年度]
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	31 学年始め行事予定表 [平成27年度] 32 短期大学部オフィスアワー一覧 [平成27年度]
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	33 身上調書 34 健康診断個人票 35 進路（就職）登録カード

鶴見大学短期大学部

報告書マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
B 学生支援	
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	36 就職の手引き [平成25年度～平成27年度]
GPA等の成績分布	37 GPA成績分布図 [平成27年度]
学生による授業評価票及びその評価結果	38 授業アンケート票 [平成27年度] 20 授業アンケート調査結果 [平成27年度]
社会人受入れについての印刷物等	39 多様な学生の受入れ状況 [平成25年度～平成27年度]
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	40 FD活動記録 [平成25年度～平成27年度] 41 専任教員による公開授業の実施 [平成27年度]
SD活動の記録	42 SD活動実績 [平成27年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	43 教職員等行動規範 インターンシップ関連資料 44 公開講座案内
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■教員個人調書（平成28年5月1日現在で作成）[書式1]、及び過去5年間（平成23年度～平成27年度）教育研究業績書[書式2] ■「大学設置等に係る提出資料の作成の手引き」を参照 [注]学長・副学長の専任教員としての位置付け、かつシラバスに掲載されていること。	45 専任教員 個人調書 [平成28年5月1日現在] 46 専任教員 教育研究業績書 [平成28年4月1日現在]
非常勤教員一覧表[書式3]	47 非常勤教員一覧表 [平成28年5月1日現在]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	48 鶴見大学報 [平成25年度～平成27年度] ウェブサイト [教育情報の公表] http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/info.html
専任教員の年齢構成表 ■第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）	49 専任教員の年齢構成表 [平成28年5月1日現在]
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	50 科学研究費補助金の申請・採択等、外部からの研究資金の調達状況 [平成25年度～平成27年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料] ※一般研究費・研究旅費の状況（過去3年）	51 研究費・研究旅費決算 [平成25年度～平成27年度]
研究紀要・論文集 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	52 鶴見大学紀要第3部：保育・歯科衛生科（第51号～第53号） 53 学会誌 保育鶴見（第38号～第40号） 54 学会誌 保健つるみ（第37号～第39号）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）	55 教員以外の専任職員一覧表 [平成28年5月1日現在]
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	学生生活 [平成27年度] ※提出資料 ウェブサイト「学校施設」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/campus/support/facilities.html
■図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌等、AV資料数、座席数等	学生生活 [平成27年度] ※提出資料 56 図書館利用のしおり ウェブサイト「図書館」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/facilities/library/index.html
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	57 学内LAN敷設状況一覧
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	58 マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図 学生生活 [平成27年度] ※提出資料 ウェブサイト「学校施設」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/campus/support/facilities.html
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物	59 鶴見大学教育振興支援寄附金 募集文書 ウェブサイト「教育振興支援寄附金」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/donation.html
財産目録及び計算書類 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	60 財産目録 [平成25年度～平成27年度] ウェブサイト「財務状況（事業実績・決算等）」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/about/ir.html

鶴見大学短期大学部

報告書マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■第三者評価を受ける年度（平成28年5月1日現在）	61 理事長履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	62 学校法人総持学園役員・評議員名簿 [平成28年7月1日現在]
理事会議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	63 理事会議事録 [平成25年度～平成27年度]
諸規程集 【組織・総務関係】 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、広益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 【人事・給与関係】 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 【財務関係】 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程	64 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」 ウェブサイト（要認証）「規程管理システム」 http://www.tsurumi-u.ac.jp/info/publish/kitei.html 【組織・総務関係】 役員を選任に関する内規、学校法人総持学園監事監査規程、学長等の選任に関する規程、法人事務局長及び大学事務局長の任用に関する規程、学校法人総持学園法人顧問規程、総持学園将来計画委員会規程、学校法人総持学園学内理事協議会規程、法人本部会議に関する規程、学校法人総持学園管理規程、学校法人総持学園事務局事務分掌規程、学校法人総持学園文書取扱い規程、学校法人総持学園公印取扱規程、学校法人総持学園個人情報の保護に関する規程、学校法人総持学園個人情報保護委員会規程、学校法人総持学園公益通報者の保護等に関する規程、学校法人総持学園危機管理規程、学校法人総持学園防火・防災管理規程、学校法人総持学園エネルギー管理規程、全学自己点検評価委員会規程、鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会規程、鶴見大学事務局自己点検評価委員会規程、鶴見大学事務局SD委員会規程、鶴見大学図書館規程、鶴見大学図書委員会規程、鶴見大学図書館資料収集・管理規程、鶴見大学図書館利用規程、研究室長期貸出細則、鶴見大学図書館複写サービス細則、各種委員会規程 【人事・給与関係】 鶴見大学職員就業規則、鶴見大学職員選定定年制に関する規程、定年退職者を引き続き勤務させる場合の規程、学校法人総持学園役員等の待遇に関する内規、鶴見大学給与規程、扶養手当支給取扱要領、通勤手当支給基準、その他の手当支給内規、鶴見大学給与の臨時特例に係る特殊調整手当支給細則、鶴見大学職員退職手当支給規程、旅費規程、旅費規程運用細則、鶴見大学短期大学部専任教員の特別短期国外出張基準、育児・介護休業等に関する規程、母性健康管理の措置に関する規程、鶴見大学名誉教授の称号授与規則、鶴見大学寄附講座等教員に関する規程、鶴見大学日本学術振興会特別研究員取扱規程、鶴見大学における研究活動の不正行為防止及び調査体制に関する規程 【財務関係】 学校法人総持学園経理規程、学校法人総持学園固定資産及び物品管理規程、学校法人総持学園固定資産及び物品調達規程、学校法人総持学園資産運用管理規程、学校法人総持学園資産運用管理委員会規程、伝票の作成に関する規程、学生納付金等納入規程、学校法人総持学園財務諸類等閲覧規程、鶴見大学研究費規程、鶴見大学学長裁量経費取扱規程、鶴見大学研究計画書・研究報告書提出内規、鶴見大学公的研究費取扱規程、鶴見大学公的研究費不正使用防止計画、鶴見大学競争的資金等の使用に関する行動規範、鶴見大学競争的資金等に係る間接経費の取扱に関する指針、鶴見大学研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則、鶴見大学受託研究取扱規程、鶴見大学共同研究取扱規程、鶴見大学秘密保持規程、鶴見大学公的研究費内部監査規程、鶴見大学外部研究資金に係る間接経費取扱規程、学校法人総持学園減価償却に関する規程、鶴見大学被服貸与規程

鶴見大学短期大学部

報告書マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
<p>諸規程集</p> <p>【教学関係】</p> <p>学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p> <p>■規程は省略せず、個々の名称を全て列挙する。</p>	<p>【教学関係】</p> <p>学長等の選任に関する規程、鶴見大学短期大学部長候補者選考規程、鶴見大学短期大学部長候補者選出要領、鶴見大学短期大学部科長等規程、鶴見大学短期大学部教員選考規程、鶴見大学短期大学部教員の人事及び勤務に関する規則、鶴見大学短期大学部教員人事選考の手続きに関する内規、鶴見大学短期大学部学則、鶴見大学学位規程、鶴見大学教員の在学研究に関する規程、鶴見大学教員の在学研究に関する細則、鶴見大学教員の国内研究に関する規程、鶴見大学特定研究助成に関する規程、鶴見大学特定研究助成運営委員会規則、鶴見大学奨学寄附金取扱規程、鶴見大学寄附講座及び寄附研究部門規程、鶴見大学知的財産委員会規程、鶴見大学発明規程、鶴見大学職務発明補償金・報奨金取扱細則、鶴見大学教育研究推進委員会規程、鶴見大学紀要委員会規程、鶴見大学外国人留学生規程、鶴見大学入試キャリアセンター規程、鶴見大学入試センター入試キャリアセンター委員会規程、鶴見大学入試センター試験実施委員会規程、鶴見大学マルチメディア委員会規程、鶴見大学短期大学部マルチメディア委員会規程、鶴見大学学内ネットワーク管理・運用規程、鶴見大学全学共通教育委員会規程、全学教学マネジメント改革プロジェクト会議規程、鶴見大学短期大学部教授会規程、鶴見大学短期大学部学位規程、鶴見大学短期大学部転学及び転科に関する規程、鶴見大学短期大学部再入学規程、鶴見大学短期大学部科目等履修生規程、鶴見大学短期大学部及び鶴見大学卒業者の入学試験に関する規程、鶴見大学短期大学部既修得単位認定に関する規程、鶴見大学短期大学部専攻科委員会規程、鶴見大学短期大学部教務委員会内規、鶴見大学短期大学部教養教育委員会内規、鶴見大学短期大学部倫理審査委員会規程、</p> <p>【学生・就職】</p> <p>学生清規、薬物乱用防止対策委員会規程、全学学生委員会規程、総持学園大本山總持寺奨学生規程、鶴見大学短期大学部新入生特待奨学生規程、鶴見大学短期大学部授業料免除奨学生規程、鶴見大学短期大学部授業料貸与奨学生規程、鶴見大学文学部・鶴見大学短期大学部同窓会奨学生規程、鶴見大学文学部・鶴見大学短期大学部学納金特別貸与奨学生規程、東日本大震災により罹災した鶴見大学・鶴見大学短期大学部の学生に係る授業料減免規程、石間奨学生規程、特別功労賞授与規程、鶴見大学保健センター規程、鶴見大学自動車及びオートバイ通学者に対する懲戒規程、鶴見大学短期大学部負傷学生に対する医療費補助規程、鶴見大学女子学生寮寮則、鶴見大学・鶴見大学短期大学部就職斡旋規程</p> <p>【人権・厚生・安全】</p> <p>鶴見大学セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等の防止に関する規程、鶴見大学セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等防止委員会規程、鶴見大学セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等苦情処理委員会規程、鶴見大学セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等相談員規程、鶴見大学教職員宿舎規則、鶴見大学教職員宿舎使用料規則、鶴見大学慶弔見舞金支給規程、鶴見大学ゲストハウス使用規則、鶴見大学那須研修セミナーハウス管理規程、総持学園飯綱修道場利用規程、総持学園飯綱修道場利用規程細則、鶴見大学衛生委員会規程、鶴見大学卒煙会議規程、鶴見大学防火・防災管理規程</p> <p>【施設】</p> <p>鶴見大学施設・設備使用管理規程、鶴見大学1号館コンピュータ教室管理・運用規程、鶴見大学体育館使用管理規程、鶴見大学グラウンド使用管理規程、鶴見大学荒立テニスコート使用管理規程、鶴見大学荒立弓道場使用規程、鶴見大学自然環境観察施設使用管理規程、鶴見大学部室使用管理規程、鶴見大学記念館利用規程、鶴見大学駐車場管理規程、鶴見大学駐車場利用規則、鶴見大学学生会館駐車場利用規則、鶴見大学・鶴見大学短期大学部施設設備総合計画委員会規程</p>

鶴見大学短期大学部

報告書マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
諸規程集	<p>【研究所】</p> <p>鶴見大学仏教文化研究所規程、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会規程、鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程、鶴見大学国際交流センター規程、鶴見大学国際交流センター運営委員会規程、鶴見大学国際交流センター教員任用規程、鶴見大学先制医療研究センター規程、鶴見大学先制医療研究センター運営委員会規程、鶴見大学先制医療研究センター教員任用規程、鶴見大学先制医療研究センター客員研究員任用規程</p> <p>【学会・同窓会等】</p> <p>鶴見大学短期大学部保育学会規約、鶴見大学短期大学部保健学会規約、鶴見大学学友会会則、鶴見大学・鶴見大学短期大学部課外活動公認団体連合会会則、鶴見大学父母会会則、鶴見大学同窓会総則、鶴見大学同窓会連絡協議会規程、鶴見大学文学部・鶴見大学短期大学部同窓会会則</p>
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■教員個人調書【書式1】（平成28年5月1日現在） ■専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間（平成23年度～平成27年）の教育研究業績書【書式2】	65 学長 個人調書 [平成28年5月1日現在]
教授会議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	66 教授会議事録 [平成25年度～平成27年度]
委員会等の議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	67 各種委員会議事録 [平成25年度～平成27年度]
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	68 監事の監査状況 [平成25年度～平成27年度]
評議員会議事録 ■過去3年間（平成25年度～平成27年度）	69 評議員会議事録 [平成25年度～平成27年度]
選択的評価基準	
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	70 平成27年度鶴見大学短期大学部教員免許更新講習 71 就職ガイダンス配布資料
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	72 生涯学習セミナー 担当教員一覧 [平成25年度～平成27年度] 73 鶴見大学文学部・鶴見大学短期大学部同窓会 生涯セミナー担当教員一覧[平成25年度～平成27年度] 74 公開講座案内等 ※仏教講座・公開シンポジウム等
選択的評価基準の評価を希望する場合 ■自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。 ■資料・データ一覧を様式5に記載する。 ■複数の基準を選択する場合は基準ごとにまとめて記載する。	

基準 I

建学の精神と教育の効果

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

本学は、仏教、とくに禅の教えに基づいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神としている。これを、中根環堂初代学長は「大覚円成 報恩行持（だいがくえんじょう ほうおんぎょうじ）」の二句八字をもって示し、創立以来 60 余年（学園創立以来 90 余年）、基本理念として継承している《提 1～3、5、備 1》。そのため、新入生一泊参禅会など、さまざまな宗教行持への参加を通して学生及び教職員が建学の精神の一端に触れ、共有する機会を設けている《備 3、4～6》。しかし、昨今は価値観の多様化やカリキュラムの過密化等の多くの課題が存在する。特に、理解を深めてもらうためには本学独自の宗教行持の実践が求められるが、各教育課程における必要な授業回数の確保との両立が困難であり、今後は分かりやすく伝えていく方法を多面的に模索し、教育活動を通じて日常的に建学の精神を浸透させていく工夫が必要である。なお、その一環として平成 27 年度からは全ての教室及び実習室に建学の精神を掲示しており、日々の学生生活の中で建学の精神に触れることができるよう配慮している。

本学の教育目的は、上記の精神に基づき、学則第 1 条の総則に明示している。さらに、各学科の教育目的についても、学則第 7 条に明示されている。そこから、建学の精神に基づく宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と豊かな見識の修得に加えて、各学科が目指す専門的な資格や職業において必要な資質や能力の修得を、学習成果として規定している《提 4》。しかし、現状においては学習成果を量的・質的に測定し、教育の向上・充実に向けた PDCA サイクルを機能させるための査定（アセスメント）手法が確立されていないことが課題として挙げられる。各学科はそれぞれ専門的な職業能力の涵養を志向していることから、最終的な学習成果の査定については当該資格（幼稚園教諭・保育士・歯科衛生士等）の取得状況や就職状況により測定してきたが、そのプロセスにあたる科目ごとの学習成果を焦点とした査定や、そのための量的・質的データの測定は十分とは言えない。また、専門的な資格の取得状況からは測定できない定性的な情報、即ち建学の精神の体現としての円満な人格や豊かな見識については、定量的な測定が困難であることから、どのように学習成果を査定していくかが今後の課題と言える。

自己点検・評価活動は、学則第 2 条に基づき教学と運営全般について総合的かつ定期的に実施されている《提 4、6》。平成 26 年度にはシラバス審査委員会を設置し、カリキュラム・ポリシーに基づきシラバスを体系的に点検する仕組みを整備し、同時にシラバスの共通フォームや作成要領等を見直すことで、科目ごとの学習目的や到達目標等の明確化を図っている《提 11～13》。さらに、従来から実施してきた学期末の授業アンケートに加え、平成 27 年度からは全般的な学生生活や学習経験を問う学生アンケートを実施することで、学生一人ひとりの実態把握を行っている《備 21》。

なお、建学の精神に基づく教育効果についても、卒業生や就職先（幼稚園、保育所、歯科医院等）に対してアンケートを実施することで実態把握に努めており、こうして収集したデータを分析し、教育の向上・充実に活用することが本学の自己点検・評価活動における課題であり、今後は定性的なデータも含めて継続的に収集・蓄積を行っていく。《備 22、25》。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 現状

本学は、仏教、とくに禅の教えに基づいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神としている。これを、中根環堂初代学長は「大覚円成 報恩行持(だいがくえんじょう ほうおんぎょうじ)」の二句八字をもって示し、創立以来 60 余年、教育における基本理念として継承している《提 1~3、5》。そして、学則第 1 条において、「教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技術を習得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする」と、明確に示している《提 4》。

建学の精神は、本学が刊行する各種出版物やホームページ等を通して発信し、加えてさまざまな公開行事や生涯学習セミナー等により積極的に学内外に表明している《提 1~3、5、備 3、75》。学内においては、「宗教学」を初年次の必修科目としており、建学の精神を理解するうえで必要となる基礎的な知識を授けるとともに、学生及び教職員を対象にさまざまな宗教行持を実施しており、実践的に建学の精神に対する理解を深めてもらう工夫を行っている《提 2、11~12、備 3》。特に新入生や新任教職員にとっては、設置母体である大本山總持寺を会場として毎年 5 月に実施している新入生本山一泊参禅会や、11 月に学生及び関係者を対象に実施している秋季全学参禅会が、建学の精神の一端に触れ理解を深める良い機会となっている。この参禅会については、全学で組織する本山一泊参禅委員会において、毎年その有用性を確認・検証している《備 4~6》。

なお、学内にて執り行われる各種宗教行持で使用する「聖典」や「数珠」等を、新入学生には入学式にて、新任教職員については着任時に全員配付している。

また、附置機関として仏教文化研究所を設置し、「建学の精神の具現化及びその方法等の研究」を目的の一つに掲げ、宗教学を担当する所員を中心に恒常的な確認が行われている《提 1、3、備 64》。

(b) 課題

学生や教職員が建学の精神を理解するうえで、全学的な宗教行持は欠かせないものである。しかし、昨今ではこの全学的な宗教行持により建学の精神を実践的に経験する機会の確保と、幼稚園教諭・保育士資格及び歯科衛生士国家試験受験資格を取得するために必要な授業回数を確保することの両立が困難な事態となっており、学年暦編成上の重要な課題となっている。また、抽象的な表現に留まる建学の精神を、学生が理解しやすい具体的かつ身近な経験へと変換するような工夫が必要である。

■ テーマ 基準 I -A 建学の精神の改善計画

全学的な宗教行持と必要な授業回数の確保の両立については、学年暦編成における改善を重ねていくが、それ以上に、いかに普段の授業や学生生活等を通して建学の精神に対する理解を深めてもらうかが重要である。

そのため、平成 23 年からは建学の精神を現代に即応する形で表現するものとして、「感謝を忘れず 真人（ひと）となる」「感謝のこころ育んで いのち輝く 人となる」の二様の表記を定め、学内外のさまざまな場面で積極的に発信している《提 1～3、5、備 7》。さらに、平成 27 年度からは、建学の精神とその意味を日常的に学生が確認できるよう、全ての教室をはじめとする学内各所に掲示しており、今後も建学の精神が身近なものとして浸透していくような工夫を行っていく。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]
2. 学生生活[平成 27 年度]
3. DATE BOOK[2015]
4. 鶴見大学短期大学部学則
5. 履修要項[平成 27 年度]
6. 鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会規程
7. 名刺及び封筒に「建学の精神」現代語的表記の記載
11. 授業計画 保育科[平成 27 年度]
12. 授業計画 歯科衛生科[平成 27 年度]
13. 授業計画 専攻科[平成 27 年度]

【備付資料】

1. 創立 90 周年記念『感謝を忘れず真人となる』
3. 鶴見大学の宗教行持
4. 新入生本山一泊参禅会実施要領
5. 鶴見大学全学参禅会実施要領
6. 参禅のしおり
21. 学生生活実態調査[2015]
22. 卒業生アンケート集計結果[2015]
25. 卒業生の勤務状況についてのアンケート[2015]
64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」
75. 公開講座案内等 ※仏教講座・公開シンポジウム等

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a)現状

本学の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、学則第 1 条において「教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的スキルを修得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする」と明確にしており、学生に向けては毎年配付している「学生生活」にも示している《提 1～4》。学内に対しては、入学式などの式典や全学的な宗教行持の場において、学園主、理事長、学長が建学の精神を示し、教育目的・目標について述べている。学外に対しては、ホームページをはじめ、高校訪問や進学相談会、学外実習受入れ先等の場で積極的に教育目標を示している《備 3、7》。

なお、各学科における教育目的・目標の在り方やその達成状況については、学外実習施設や就職先等の多様なステークホルダーから意見を聴取し、自己点検・評価委員会等で定期的に点検を行っている。

1. 保育科

保育科の教育目的・目標は、学則第 1 条に加え、学則第 7 条第 2 項において、「禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する」と定めている。そのため、必修科目の宗教学において「仏教保育」について学び、さらに附属幼稚園において仏教保育の実践を体験することで、建学の精神に対する学生の理解を深めている《提 4、11》。

2. 専攻科保育専攻

専攻科保育専攻の教育目的・目標は、2 年間の保育科での学習成果を基に、「保育現場において自らその保育を検証し、実践を展開する力を身に付けた人間性豊かな保育者を養成する」と定めている。そのため、理論と実践の相乗効果を目指して附属幼稚園等の保育現場との連携による実習と課題研究を軸としている。また、「仏教保育特論」を開設し、建学の精神と仏教保育についての理解を一層深めている。さらに、学士の学位を取得する道を開くこと、そこから幼稚園教諭一種免許状取得への道を開くことを目指した教育課程を編成している《提 13》。

3. 専攻科福祉専攻

専攻科福祉専攻の教育目的・目標は、2 年間の保育科での学習成果を基に、「介護福祉士を加えることによって、乳幼児から高齢者まで、障がい者を含み、人間をトータルに捉え向き合いケアし、的確かつ優れた対応のできる人材を養成する」と定めている。そのため、介護福祉士として必要な知識及び技術とともに、建学の精神の体現と

して禅の実践行による社会福祉の増進と社会文化の向上に貢献することを目指した教育課程を編成している《提 13》。

4. 歯科衛生科

歯科衛生科の教育目的・目標は、学則第 1 条に加え、学則第 7 条第 3 項において、「禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する」と定めている。そのため、歯科医学を基礎に歯科衛生士の業務である歯科疾患の予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導に必要な高い学問的知識と卓越した技術の修得を目指した教育課程を編成している。あわせて、建学の精神に対する理解を深めるため、学内の宗教行持のほか、毎年 6 月の「歯と口の健康週間」に執り行われる神奈川県歯科医師会主催の歯塚供養にも参列している《提 2、4、12、》。

(b) 課題

本学における普遍的な教育目的・目標は、学則第 1 条に定め、学内外にも表明しているが、学生及び教職員にどれだけ浸透しているかは、明確に把握できていない。建学の精神に対する理解を深め、それに基づく教育目的・目標を誰もが自覚し、相互に共有することができるよう、積極的な発信と一層の工夫が求められている。《提 4》

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a)現状

本学は、先述のとおり建学の精神に基づく教育目的・目標を定めており、そこから宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と豊かな見識の修得に加えて、各学科・専攻科が目指す専門的な職業において必要な資質や能力の修得を学習成果として規定している。つまり、各学科・専攻科の学習成果、即ち修得して欲しい知識と実践能力は、当該資格の取得を焦点に具体的に策定しており、それはディプロマ・ポリシーとして学内外に表明している《提 1～5》。

また、各教科の学習成果は、到達目標としてシラバスに明記し、ホームページ上でも確認することができる《提 11～13》。

1. 保育科

保育科の学習成果は、ディプロマ・ポリシーとして次のとおり明示している《提 5》。

- (1) 禅仏教の教えに基づき、保育者として深い教養と広い視野を身につけている。
- (2) 保育者として子どもの健全な発育、発達と福祉を保障していこうとする自覚と実践力をもつことができる。
- (3) 教育、保育、福祉、医療の各分野に通底した生命尊重の思想や倫理観を理解し身につけている。
- (4) 多様化した現代社会において、保育者としての使命と責任を自覚し、真摯に学び取組んでいこうとする意欲をもっている。
- (5) 感謝と思いやりの心をもって地域社会や家庭と関わり、保育者として活動していこうとする姿勢を身につけている。

2. 専攻科保育専攻

専攻科保育専攻の学習成果は、ディプロマ・ポリシーとして次のとおり明示している《提 5》。

- (1) 保育実践について、考察・研究できる力を身につけている。
- (2) 社会における乳幼児の問題により深く関心を持ち、知識を高める力を身につけている。
- (3) 適正な保育を行うことのできる多様な指導技能と豊かな表現力を習得している。
- (4) 禅の精神を基盤に豊かな人間性を培い、自己を高め続ける資質を獲得している。
- (5) 保育の現場において乳幼児の育ちを見据え、リーダーシップを発揮できる。
- (6) 保育者としての専門性を生かし、社会に貢献する力を備えている。

3. 専攻科福祉専攻

専攻科福祉専攻の学習成果は、ディプロマ・ポリシーとして次のとおり明示している《提5》。

- (1) 感謝の心を忘れず、他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につけている。
- (2) 介護福祉士として必要な倫理的態度・人権擁護の視点を身につけている。
- (3) 介護に関する社会保障の制度・施策についての基本的な理解ができています。
- (4) 利用者や家族、チームに対するコミュニケーションの取り方の基本を身につけている。
- (5) 介護の目的を忘れず、利用者の生活の質を高めるために必要なケアが何かを、総合的・計画的に考えられる能力を身につけている。
- (6) 生活支援に必要な基礎的な介護の知識・技術を習得している。
- (7) 常に科学的な裏付けに基づくケアを求める姿勢を身につけている。
- (8) さまざまな職種の人が協力して働く必要性を理解し、また、他職種の役割を把握したうえでチームに参画する能力を身につけている。

4. 歯科衛生科

歯科衛生科の学習成果は、ディプロマ・ポリシーとして次のとおり明示している《提5》。

- (1) 歯科衛生士としての人格と人を思いやるコミュニケーション能力を持っている。
- (2) 歯科衛生士として求められる口腔保健に必要な知識と技術を持っている。
- (3) 他の医療に携わる専門家との協働・連携をはかることができる。
- (4) 歯科衛生士として地域社会に貢献できる能力を持っている。

(b) 課題

学習成果については、宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と、専門的な資格や職業能力のバランスを、建学の精神に基づく教育目的に照らして点検し、学生にとってより分かりやすい表現で具体的に示していく必要がある。

また、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みが整っているとは言えず、一層の教育の向上・充実のPDCAサイクルを機能させるためにも、学習成果を測定し集積する仕組みを構築することが必要であり、あわせてそれを活用するIR機能の整備が今後の課題である。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

(a)現状

本学は、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の順守に努めており、改正等の通達は自己点検・評価委員会等において適宜確認を行っている。また、そのうえで必要に応じて教授会を含む学内の関係諸委員会や関連部署と連携を取りながら、学則変更や関係諸規程を改正する等、適切に対処している。

また、本学は教育の向上・充実を目指し、平成 25 年度に学長をリーダーとする「全学教学マネジメント改革プロジェクト会議」を組織し、併設する大学と協働して大学改革に取り組んでいる《備 64》。特に、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業における調査対象項目を基に、課題の抽出と改善プランの策定・実施を継続してきた結果、平成 27 年度には大学とともにタイプ 1 の「建学の精神を生かした大学教育の質的向上」に選定された。なお、平成 25 年度からの 3 年間で改善した項目は以下のとおりである。

- (1) 全学的な「3 つの方針」の策定と公表を行った。
- (2) シラバス審査委員会を設置し、専任・非常勤教員の別なくシラバスの記載内容について、カリキュラム・ポリシーの観点から審査を行った。
- (3) 学期末に行う「授業アンケート」の結果を活用し、教員にフィードバックするだけでなく、評価の高い教員への顕彰制度を導入した。
- (4) 各学科における教育課程全体の体系性や科目間の有機的連携を担保するため、履修系統図とナンバリングを導入した。
- (5) 平成 27 年度入学生から Semester 制及び GPA 制度を導入した《備 37》。

また、本学では専門的な職業において必要とされる資質や能力に関する教育の質を向上させるために、各学科による独自の取組みも行われている。

1. 保育科

保育科では、実習担当教員を中心に、実習巡回記録を検証するとともに、実習先から意見を聴取し、教育の改善に努めている。

また、年度初めには非常勤講師懇談会を開催し、教育の改善に努めている。さらに、実習懇談会（幼稚園・保育所・施設）を隔年開催し、それぞれの実習先からの貴重な意見や要望を聴取することで、PDCA サイクルによる学生指導の改善に努めている。

2. 歯科衛生科

歯科衛生科では、併設する大学の歯学部附属病院において実施する歯科臨床実習について、年に 4 回の担当者会議を開催し、指導者である歯科医師及び歯科衛生士からの率直な意見等を聴取している。さらに、学外の歯科診療所で実施する歯科臨床実習についても隔年で会議を開催し、実習先の歯科医師及び歯科衛生士からの貴重な意見

や要望を聴取することで、PDCA サイクルによる学生指導の改善に努めている。

また、歯科衛生科においては、平成 25 年度に関西女子短期大学と実施した相互評価から得られた知見（夢ノートの活用）を生かし、平成 27 年度入学生より「ステップアップノート」を導入し、作成を義務付けることで学生自身による学習の振り返りを促し、あわせて定期的にクラス担任が確認することで、教員組織においても各学生の学習状況等を把握することが可能になっている《提 15》。

(b) 課題

本学では、上記のとおり学長を中心に「全学教学マネジメント改革プロジェクト」において、教育の向上・充実を目指した大学改革を推進しているが、課題の抽出はしたものの、改善プランを未だに策定できていない事項も存在する。また、シラバス審査や教員顕彰制度、履修系統図・ナンバリング、GPA 制度についても、改善はしたものの、その効果やさらなる改善点を検証する作業にまで至っていない。大学改革を一層推進するためにも、学長のリーダーシップ発揮による改善作業の実施と、その効果の検証が今後の課題である。

また、各学科・専攻科における学習成果としての専門的な職業能力の獲得については、当該資格（幼稚園教諭・保育士・歯科衛生士等）の取得状況や就職状況により測定することも可能であるが、そのプロセスにあたる科目ごとの学習成果を焦点とした査定（アセスメント）や、そのための量的・質的データの測定は十分とは言えない。さらに、専門的な資格の取得状況からは測定できない定性的な情報、即ち建学の精神の体現としての円満な人格や豊かな見識については、定量的な測定が困難であることから、どのように学習成果を査定していくかが今後の課題である。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育の向上・充実を目指した大学改革を成し遂げるためには、建学の精神に基づく教育目的・目標が全学的に浸透し、学生までも含めて共有されている必要がある。しかし、その状況すら明確に把握できていないのが現状であり、今後は各種アンケート調査を通して定量的な実態把握に努める。あわせて、学生にはオリエンテーションや授業を通じて、教職員には各種研修（FD・SD）活動を通じて、建学の精神に基づく教育目的・目標に関する理解を深めてもらう。また、本学で過ごす日常生活（授業や研修活動以外）の中で、自然と建学の精神やそれに基づく教育目的・目標に接する機会が増えるような施策を講じていく。

なお、本学は併設する大学と協働して大学改革に取り組んでおり、今後は未解決課題に対する改善プランの策定・実施を急ぐとともに、シラバス審査や教員顕彰制度、履修系統図・ナンバリング、GPA 制度等の新たに導入した取組みの効果や改善点の検証を行い、PDCA サイクルを構築する。そのためにも、ガバナンスを明確にし、学長のリーダーシップの下に、全学教学マネジメント改革プロジェクト会議や自己点検・評価委員会、教授会等を運営する。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]
2. 学生生活[平成 27 年度]
3. DATE BOOK[2015]
4. 鶴見大学短期大学部学則
5. 履修要項[平成 27 年度]
11. 授業計画 保育科[平成 27 年度]
12. 授業計画 歯科衛生科[平成 27 年度]
13. 授業計画 専攻科[平成 27 年度]
15. ステップアップノート

【備付資料】

3. 鶴見大学の宗教行持
37. GPA 成績分布図
64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 現状

本学においては、学則第 2 条に基づき、教育研究水準の向上及び活性化並びに社会的使命を達するため、平成 5 年 9 月より「鶴見大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」を施行している。この委員会は定期的に開催しており、短大部全体の現状の把握及び課題の抽出、そして教学面と運営面の向上のための改善方策の策定を行う場となっている《提 6》。

平成 21 年度には、短期大学基準協会の第三者評価を受けるにあたり、「鶴見大学短期大学部自己点検・評価報告書作成専門委員会」を立ち上げ、改めて全学的な自己点検・評価を行い、報告書を作成した。その後も自己点検・評価委員会が中心となり、毎年自己点検・評価報告書を作成し、ホームページ上で公表している《備 8》。

報告書の作成には学長、短大部長、学科長、AL0、事務局長、総務部長、財務部長、学生支援センター事務部長、入試キャリアセンター事務部長、教育研究支援センター事務部長、教学課長、人事課長、経理課長、管財課長を各項目の記載責任者としている。記載内容については各種委員会や各事務部署における会議において協議及び意見交換がなされ、全教職員の意見を反映させながら作成している。

本学では、さらに課題の明確化とその後の改善を推進するため、平成 24 年度に「相互評価実施委員会」を立ち上げ、平成 25 年度に本学と同系の学科を持つ関西女子短期大学と相互評価を実施した。なお、作成した相互評価報告書等は、平成 26 年 3 月に短期大学基準協会に提出している《備 9》。

また、自己点検・評価に対する積極的な取組みとして、平成 22 年度以来、継続して短期大学基準協会が実施する第三者評価に評価員を派遣しており、その経験に基づく効果的な自己点検・評価を実施している。

(b) 課題

毎年度作成している自己点検・評価報告書は、教育の質向上のための有効な基礎資料であり、作成プロセスそのものも PDCA サイクルの一部として機能している。しかし、課題の改善に向けた検討等は各学科、部署ごとに行われており、その成果の共有が短大部全体として十分になされているとは言えない。今後は、自己点検・評価結果の一層の活用に向けて、個別の課題に対する具体的な改善成果を集約し、総合的かつ実質的に検証する仕組みを構築することが課題である。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

自己点検・評価の実施体制を充実させることは、教育の質向上の要である。まずは、学長と短大部長、各学科長間の意見交換による情報共有を一層密にし、相互の連携を強化することで、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。さらに、各学科、部署における改善成果を、自己点検・評価委員会が中心となって集約し、IR 担当部門等とも協働しながら総合的かつ実質的な検証を行い、PDCA サイクルを展開する。また、その結果をホームページ等を通して積極的に学内外に発信していく。

【提出資料】

6. 鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会規程

【備付資料】

8. 自己点検・評価報告書[平成 25 年度～平成 27 年度]

9. 「相互評価報告書」H26.3 関西女子短期大学

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

本学では、「建学の精神の具現化及びその方法等の研究」を担う附置機関として仏教文化研究所が設置されており、必修科目である宗教学を担当する教員を中心に、恒常的な研究が行われている《提 2、3》。今後も、その成果の積極的な発信による建学の精神の宣揚と、教育へのフィードバックを、所長である学長のリーダーシップの下に強化していく。

また、資格等の専門的な職業能力に関する教育効果のみならず、円満な人格や豊かな見識といった定性的な教育効果についても、卒業生や就職先（幼稚園、保育所、歯科医院、総合病院等）に対して実施しているアンケート等により収集・蓄積し、分析をすることで、建学の精神に基づく教育の質的向上に努めていく《備 22、25》。

なお、学生が日々の学生生活の中で建学の精神に触れることができるよう、平成 27 年度からは全ての教室及び実習室に建学の精神を掲示している。このように、日常の中で絶えず建学の精神や教育方針が確認できるような配慮を今後も続けていく。さらに、新入生一泊参禅会など、さまざまな宗教行持への参加を通して学生及び教職員が建学の精神に対する理解を深め、教育目標を共有することで、教育の効果を高めるような施策を展開する《提 2、備 3～6》。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

1. 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

学生に配付している「履修要項」及び「学生生活」には建学の精神が明記され、教育方針についても述べられている《提 2、5》。また、建学の精神は本学で使用している名刺や封筒等の各種印刷物にも記されており、学内外の周知に努めている《備 7》。

2. 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
なし

【提出資料】

2. 学生生活[平成 27 年度]
3. DATE BOOK[2015]
5. 履修要項[平成 27 年度]

【備付資料】

3. 鶴見大学の宗教行持
4. 新入生本山一泊参禅会実施要領
5. 鶴見大学全学参禅会実施要領
6. 参禅のしおり
7. 名刺及び封筒に「建学の精神」現代的表記の記載
22. 卒業生アンケート集計結果[2015]
25. 卒業生の勤務状況についてのアンケート[2015]

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学では、全学的な3つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）を策定しており、さらに、各学科・専攻科の具体的な3つのポリシーも策定している。これらの方針は、ホームページ上で公開しており、学内外に広く表明している。しかし、それぞれが個別に検討・策定された経緯を持つため、組織間の整合性や一貫性、ポリシー間の体系性に不備も見られる。そのため、学長のリーダーシップの下、「全学教学マネジメント改革プロジェクト会議」を中心に全学的な点検・見直しを行い、あわせて学長と短大部長及び各学科長との緊密な連携の下、各学科・専攻科の3つのポリシーについても点検・見直しを行うことが今後の課題である。

本学の教育課程は、全学及び各学科・専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき編成しており、そのカリキュラム・ポリシーは前述のディプロマ・ポリシーに対応するよう策定している。すなわち、「それぞれの専門分野において体系的に組み立てられた学修を段階的に経験することによって、高度な知識と技能を修得させると同時に、社会・文化・歴史・自然など、専門分野以外についても幅広い視野と知識を持って、真に豊かな人生に向けて物事に対して主体的に取り組む姿勢を養う」という全学共通の方針をベースに、各学科・専攻科の特性に応じたカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。

具体的には、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則り指定された専門的な職業能力の修得と資格取得のために必要な科目だけではなく、「宗教学」をはじめとする独自の科目も開講している。この独自の科目こそが、建学の精神に基づく本学の教育課程の特徴であり、保育科における「仏教保育」や、歯科衛生科における「医療倫理学」など、各分野に通底した生命尊重の思想や高い倫理観と幅広い教養を涵養するための教育課程を編成している。なお、各学科においては、各科目のナンバリングと履修系統図をシラバス《提 11～13》に示すことで、学生が教育課程全体を俯瞰しながら自らの学習成果を振り返ることができるよう配慮している。

さらに、平成 26 年度にはシラバス審査委員会を設置し、カリキュラム・ポリシーに基づきシラバスを体系的に点検する仕組みを整備した。また、シラバスの共通フォームや作成要領等を見直すことで、科目ごとの学習目的や到達目標、授業スケジュール（内容含む）、準備学習、指導方法、成績評価の方法（基準）、テキスト（教科書）・参考書等を明確化する改善を行った。しかし、平成 27 年度のシラバスの記載内容について審査を行った結果、必要項目の未記入等多くの不備が見られ、記載内容の量や質についても科目ごとにバラつきがあるため、カリキュラム・ポリシーに基づく各科目間の体系性の担保や均質化により、学生による実用性と利便性の改善を図る必要がある。

本学は、入学者の選抜方法として、AO 入学試験、推薦入学試験、社会人入学試験、試験入学試験を行っており、いずれの入学試験においても全学共通及び各学科・専攻科のアドミッション・ポリシーに対応した「入学試験要項」に従って実施している《提 1、8》。

現在、若者の高等教育進学率の上昇と、それに伴う 4 年制大学志向の高まりという社会状況の変化の中で、入学希望者に高い学力を求めることは困難になっている。しかし、

建学の精神や各学科・専攻科の教育目的、ディプロマ・ポリシー等に照らせば、高い学力のみを入学希望者に求めるのではなく、志や意欲、興味等の情緒的要素や、協調性や思考力といった定性的要素こそ重要であり、今後はいわゆる学力の3要素をどのように測定して複合的かつ公正に評価するのかを明確にしていくことが必要である。

本学の各学科における教育課程の学習成果は、それぞれが目指す職業資格の取得状況《備 15》によって客観的に測定することが可能であり、ほとんどの学生が取得した資格を生かした専門的な職業に就いている《備 17》ことから、学習成果は社会からも高く評価されており、実際的な価値があると考えられる。しかし、各科目単位の成績評価については、それぞれの担当教員《提 9》に任されており、絶対評価で行われるため、教員間で評価の偏りが見受けられる。そのため、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づく一貫性の観点からアセスメント方針を策定し、ルーブリックの活用やアセスメントテストの導入等、評価方法の平準化による客観性や厳格性を担保する必要がある。

各学科の卒業後評価に関する調査《備 22、25》は、入試キャリアセンター事務部キャリア支援課を主体に実施している。平成 26 年度卒業生及び学生の就職先へ卒業後の動向調査については回収結果を教員にフィードバックしており、学習成果の点検を促している。また、卒業生の就業実態アンケート調査結果についてはキャリア支援課による学生の進路指導での活用を想定している。しかし、卒業生及び学生の就職先へ卒業後の動向調査については回収率が低く、詳細な分析をするために必要なサンプルサイズに達していないため、今後は回収率を高める工夫が必要である。それでも、現状の卒業後の動向調査結果からは、早期退職者が増加傾向にあることが判明しており、学生と就職先のミスマッチを防ぐことが今後の課題として挙げられる。

本学では、全学生を対象としたオリエンテーション《提 14》を年度始めに実施しており、教務委員及びクラス担任を中心に教職員が一体となって、科目の履修方法等の詳細から、卒業に至る道筋を説明している。なお、本学の担任制は、入学から卒業までを通して変わることなく同じ教員が担うため、教育課程における学習成果の獲得からキャンパス生活全般に至るまで、一貫したきめの細かい学生支援が可能である。例えば、学生が授業を2回欠席した時点で、担任が電話連絡し、必要に応じて個人面談を行うことによって、学習意欲に影響を及ぼしている生活面の悩みなどの因子を突き止めている。こうした取組みの効果として、休退学者は年々減少傾向にある。

また、本学の教員は Semester 毎に学生による授業評価を受けている。これは、FD 委員会を主体に実施している授業アンケート《備 38》に基づいており、結果《備 20》をグラフ等により可視化し、授業改善に向けて教員にフィードバックしている。さらに、より良い授業の実施を目指し、教員の熱意や教授法などのアンケート項目の結果に基づく「短大部教員表彰制度」を平成 26 年度から導入し、表彰状を授与して優れた教員を讃えている。なお、授業アンケートの結果はホームページ上にも公開して広く周知している。

本学の施設設備等の教育資源は、教育効果を最大限に高めるためにさまざまな工夫を施しており、学生の利便性はもとより、安全性や快適性にも配慮して整備・運用している。例えば、図書館は 80 万冊以上の蔵書を有し、絵本から高度な専門書に至るまで幅広い分野の書籍を揃えており、大学ランキング（朝日新聞出版）の大学図書館ランキング

で毎年上位にランキングされる等、全国の中でも最高水準を誇っている。

また、本学では教員によって組織されるマルチメディア委員会と、情報基盤を管理する学術情報事務室、施設設備を管理する管財課が相互に連携して、無線キャンパスネットワーク整備事業を展開しており、マルチデバイスに対応した柔軟な授業形態の実現による教育の質転換を目指している。なお、無線キャンパスネットワークは授業以外のキャンパス生活全般で使用できるため、学生の利便性が大きく向上した。

本学のキャンパスには、図書館、講義棟、研究室、保健センター、体育館等の主要な教育・厚生施設が分散することなく中心校地に配置されている。また、保育科における実習機関である三松幼稚園や歯科衛生科における実習機関である大学歯学部附属病院も隣接しており、利便性はきわめて高い。授業時間外に学生が集う憩いの場として、500人収容の学生食堂があり、昼食時だけでなく8時から20時まで開放している。また、5号館西側小広場や1号館の学生ラウンジなどが整備されている。また、1号館地下1階にはコンビニエンスストア(セブン-イレブン)を設け、2号館1階にも教科書や文房具、パン、菓子類及びホットドリンク等を販売する売店(書店・カフェ)を設置している。しかし、学生食堂は、授業時間外の学生の憩いの場として人気も高いが、昼休みの時間帯は混雑が集中して座席が不足するため、空き教室を昼食場所として利用する学生も多い。学習環境のみならず、学生の生活環境を改善することがキャンパス生活の総合的な質を高めることから、学生食堂やカフェスペース、ラウンジ等の憩いの場の整備・拡充に努める。

本学では、学生が経済的理由によって修学を断念することがないように配慮しており、給付・免除を柱とする本学独自の奨学制度として、平成27年度に、本学園の創設に深く関わられた初代学長である中根環堂先生の名を冠した「総持学園中根環堂奨学生」制度を新たに制定し、保育科3名、歯科衛生科3名を奨学生として認定した。しかし、近年は保護者(学資支弁者)の経済的理由により、退学や休学をせざるを得ない事例が増加しているため、現状では必要十分な支援が行き届いているとは言えず、奨学資金を増額する等のさらなる支援強化が求められている。

本学には、学生の意見や要望を聴取する仕組みとして「学長POST」《備24》がある。これは、学生食堂入口脇に専用ポストを設置し、そこに学生が学習活動からキャンパス生活に至るまでのさまざまな意見や要望を投函し、それに対して学長が直接回答するという制度である。こうした学生と学長による直接的コミュニケーションからいくつもの改善が生まれている。さらに、平成27年度からは、学修支援システムmanabaを利用した「学修・学生生活に関するアンケート調査」《備21》を、教務委員の教員やIR推進事務室及び教学課の職員が連携して行っている。学生の回答率は98.8%ときわめて高く、ほぼ全学生より回答を得た。このアンケート結果により多くの示唆が得られたが、今後継続して実施し、学生の生活実態や要望を定量的に把握・蓄積して、分析結果に基づく改善方策を展開することでPDCAサイクルを機能させることが大切である。

なお、歯科衛生科においては、平成27年度入学生より「ステップアップノート」《提15》を導入し、学習成果を視覚的に蓄積することで学生の主体的な成長を促すとともに、担任による定期的な確認も行っている。今後は、全学的な導入も視野に入れてその効果を検証し、学生支援体制のさらなる強化を図っていく。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a)現状

学位授与については、学則第 39 条《提 4》において規定しており、さらに学位に関する詳細は、鶴見大学短期大学部学位規程《提 7》において規定している。また、資格取得の要件については学則第 9 条、成績評価（単位授与）の基準については学則第 10 条、卒業の要件については学則第 11 条においてそれぞれ規定しており、学生に配付している「学生生活」《提 2》にも示している。

また、各学科ともに、毎年学生数を上回る求人数があり、就職率も 100%であることから、学位授与による学習成果の担保が社会的にも通用していると考えられる。

なお、本学では全学共通のディプロマ・ポリシーとして、どのような人材を育成し学位を授与するのかを、『感謝を忘れず真人（ひと）となる』として、自らの義務と責任を果たし、社会の発展と福祉に貢献する真人を育成する。真人とは、偏見のないものの見方（正見）と、思いやりの心（慈悲）を持った人。そして、自分の力を信じて、道を切り拓いていく覚悟のある人のことを指す。」と示し、ホームページ上で公表している。さらに、これを各学科・専攻科の特性に基づき、具体的かつ平易に表現したディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定し、ホームページ上で公表して学内外に広く表明するとともに、学生に毎年度配付している「履修要項」《提 5》の冒頭にも示し、学生が履修計画を検討する際に確認できるように配慮している。

1. 保育科

保育者養成を目的とする保育科では、下記のような能力を身につけ、所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位を授与する。

- (1) 禅仏教の教えに基づき、保育者として深い教養と広い視野を身につけている。
- (2) 保育者として子どもの健全な発育、発達と福祉を保障していこうとする自覚と実践力をもつことができる。
- (3) 教育、保育、福祉、医療の各分野に通底した生命尊重の思想や倫理観を理解し身につけている。
- (4) 多様化した現代社会において、保育者としての使命と責任を自覚し、真摯に学び取り組んでいこうとする意欲をもっている。
- (5) 感謝と思いやりの心をもって地域社会や家庭とかかわり、保育者として活動して

いこうとする姿勢を身につけている。

2. 専攻科保育専攻

保育専攻は、以下の能力を身につけ、かつ単位を修得することにより、課程を修了することができる。

- (1) 保育実践について、考察・研究できる力を身につけている。
- (2) 社会における乳幼児の問題により深く関心を持ち、知識を高める力を身につけている。
- (3) 適正な保育を行うことのできる多様な指導技能と豊かな表現力を習得している。
- (4) 禅の精神を基盤に豊かな人間性を培い、自己を高め続ける資質を獲得している。
- (5) 保育の現場において乳幼児の育ちを見据え、リーダーシップを発揮できる。
- (6) 保育者としての専門性を生かし、社会に貢献する力を備えている。

3. 専攻科福祉専攻

福祉専攻は以下の能力を身につけ、かつ単位を修得することにより、介護福祉士資格を修得することができる。

- (1) 感謝の心を忘れず、他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につけている。
- (2) 介護福祉士として必要な倫理的態度・人権擁護の視点を身につけている。
- (3) 介護に関する社会保障の制度・施策についての基本的な理解が出来る。
- (4) 利用者や家族、チームに対するコミュニケーションの取り方の基本を身につけている。
- (5) 介護の目的を忘れず、利用者の生活の質を高めるために必要なケアが何かを、総合的・計画的に考えられる能力を身につけている。
- (6) 生活支援に必要な基礎的な介護の知識・技術を習得している。
- (7) 常に科学的な裏付けに基づくケアを求める姿勢を身につけている。
- (8) さまざまな職種の人が協力して働く必要性を理解し、また、他職種の役割を把握したうえでチームに参画する能力を身につけている。

4. 歯科衛生科

歯科衛生科では、本学所定の単位を修得し、以下のような能力を身につけた学生に短期大学士の学位を授与する。

- (1) 歯科衛生士としての人格と人を思いやるコミュニケーション能力を持っている。
- (2) 歯科衛生士として求められる口腔保健に必要な知識と技術を持っている。
- (3) 他の医療に携わる専門家との協働・連携をはかることができる。
- (4) 歯科衛生士として地域社会に貢献できる能力を持っている。

(b) 課題

各学科・専攻科のディプロマ・ポリシーは、それぞれ個別に検討・策定しているため、学科・専攻科間の共通性や整合性については十分な配慮がなされていない。全学共通ディプロマ・ポリシーとの一貫性も含め、全体的な点検・見直しが必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

(a) 現状

本学の教育課程は、全学及び各学科・専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき編成しており、そのカリキュラム・ポリシーは前述のディプロマ・ポリシーに対応するよう策定している。すなわち、「それぞれの専門分野において体系的に組み立てられた学修を段階的に経験することによって、高度な知識と技能を修得させると同時に、社会・文化・歴史・自然など、専門分野以外についても幅広い視野と知識を持って、真に豊かな人生に向けて物事に対して主体的に取り組む姿勢を養う」という全学共通の方針をベースに、各学科・専攻科の特性に応じたカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。

具体的には、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則り指定された専門的な職業能力の修得と資格取得のために必要な科目だけではなく、「宗教学」をはじめとする独自の科目も開講している。この独自の科目こそが、建学の精神に基づく本学の教育課程の特徴であり、保育科における「仏教保育」や、歯科衛生科における「医療倫理学」など、各分野に通底した生命尊重の思想や高い倫理観と幅広い教養を涵養するための教育課程を編成している。

なお、各学科・専攻科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりであり、ホームページ上に公開して学内外に広く表明するとともに、学生に毎年度配付している「履修要項」の冒頭にも示し、学生が履修計画を検討する際に確認できるように配慮している。

1. 保育科

保育科の教育方針は、禅仏教の教えに基づき宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と、豊かな識見をもった向上心あふれる保育者を養成することを目的としている。かかる目的を達成するために、カリキュラムは人の一生を見据えながら就学前教育を考える広い視野に立てる保育者、子どもの健全な発達、また福祉を支える有能な保育者を養成できるように編成している。

各科目は、文部科学省・厚生労働省による指定科目のほかに、本学独自の科目がある。これらは教育、保育、福祉、医療の各分野に通底した生命の尊重の思想や、高い倫理観をもち芸術性豊かな優れた実践者として一人一人の学生が育つことを念頭に充実した科目構成になっている。

2. 専攻科保育専攻

保育専攻の専門科目では、教育学・保育学・心理学を基幹とした専門的知識の向上を図り、実習・演習を通して実践の学びを深めるための科目を編成している。また、学位授与機構への申請を視野に入れた研究に取り組む科目を開講している。

また、実践者として自らレベルアップできるよう少人数制の良さを生かした授業形態等を工夫しており、さらに保育に関する興味ある領域について、より専門的な知識を深め、専門性の高い実践者が育つことを目途としている。

3. 専攻科福祉専攻

福祉専攻は、保育士養成課程で培われた福祉に関する学習を基礎にした、心豊かな人間性を養うとともに、ディプロマ・ポリシーで明記した介護福祉士として必要とされる能力の修得、及び、広く社会福祉の発展に貢献できる指導的な介護福祉士を養成することを目的とし、以下の方針でカリキュラム（教育課程）を編成している。

カリキュラムは、利用者の尊厳を中心にした生活支援の専門知識・技術である「介護」を中心に置き、「人間と社会」及び「人間のこころとからだのしくみ」を、「介護」を支える周辺知識として配置している。

- (1) 領域「人間と社会」では、家族や地域の機能・役割をより深く学び、人間の生活と社会の関係、介護実践の裏付けとなる社会保障制度などを学ぶ科目を設置する。
- (2) 領域「介護」では、介護の定義・歴史・倫理などの介護福祉の概論を学び、生活を支えるために必要な知識・技術を身につけるための科目を設置する。介護実践の基本としてコミュニケーション能力を修得することを重視し、介護場面を想定した演習形式の実践的な科目を設置している。

どのような対象にでも介護実践として共通する、アセスメント・計画立案・実施・評価といったプロセス（介護過程）をふめる能力を持てる科目を設置する。

講義などで学んだ介護の対象・方法の理解、保健・医療・福祉の実際を体験することによる、より広い視野と介護への大きな希望を持つ機会とするため高齢者施設などへの実習科目を設置する。

- (3) 領域「こころとからだのしくみ」では、生活支援に必要な技術の根拠を理解するための科目を設置する。

4. 歯科衛生科

歯科衛生科では、建学の精神に基づき深い教養と良識ある歯科衛生士を育成するための教育課程を編成している。さらに、歯科医療の高度化と多様なニーズに対応するための専門知識と技術を習得する教育課程を編成している。具体的な教育課程の編成は以下のとおりである。

- (1) 1 年生前期から 2 年生前期には、一般教養科目、基礎医学、臨床歯科医学及び歯科衛生士の業務の基礎となる「歯科診療補助論」、「歯科予防処置論」、「歯科保健指導論」を設置する。

- (2) 2年生後期から3年生前期には、歯学部附属病院及び歯科診療所での歯科臨床実習、さらに保育園・幼稚園・小学校・特別支援学校・障害者支援施設・老人保健施設等で臨地実習を実施する。
- (3) 3年生後期には総合講義など3年間の学習の総まとめを行う。
- (4) 建学の精神（禅の教えに基づく人格の形成）の基礎を学ぶ「宗教学」に加え、宗教行事を行う。

また、本学の教育課程は教育目的・目標に応じて体系的に編成されており、特に保育科及び歯科衛生科については、各科目のナンバリングと履修系統図をあわせてシラバスに示すことで、学生が教育課程全体を俯瞰しながら自らの学習成果を振り返ることができるよう配慮している。

さらに、平成26年度にはシラバス審査委員会を設置し、カリキュラム・ポリシーに基づきシラバスを体系的に点検する仕組みを整備した。また、シラバスの共通フォームや作成要領等を見直すことで、科目ごとの学習目的や到達目標、授業スケジュール（内容含む）、準備学習、指導方法、成績評価の方法（基準）、テキスト（教科書）・参考書等を明確化する改善を行った。

学習成果を担保するための単位の授与については学則第10条に規定し、適切な方法により行っており、成績評価は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、合格者に所定の単位を授与している。具体的には、質保証に向けた厳格さを確保するため、各科目の単位認定教員により評価された後、各学科で審議し、さらに、短期大学部教務委員会において審議され、最終的には教授会に上程して承認を受ける仕組みを採用している《備10～13》。

歯科衛生科においては、平成26年度から2年生前期に「学ぶためのリテラシー」という科目を加え、1年次の学習成果の向上が認められなかった学生及び履修を希望する学生を対象に、社会で求められる常識的な基礎学力を身につけさせて学生生活についての見直しを行い、生活態度全般を含めた改善を促すなど、社会の要請や学生の気質の変化に応じて適宜教育課程の見直しを行っている。

なお、各学科・専攻科における専任教員は、「鶴見大学短期大学部教員選考規程」において、その職位毎に必要な学位や教育研究業績等を定めており、「鶴見大学短期大学部教員人事手続規程」及び「鶴見大学短期大学部の人事及び勤務に関する規則」に基づき、以下のとおり適切に配置している《備64》。

1. 保育科

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数
教科に関する教員6人、教職に関する教員6人
(教授4人、准教授3人、講師4人、助教1人)

2. 専攻科保育専攻

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数
教科に関する教員2人、教職に関する教員2人
(教授2人、准教授1人、講師1人)

3. 専攻科福祉専攻

福祉を担当する教員 3 人
(教授 2 人、准教授 1 人)

4. 歯科衛生科

一般教育 1 人、臨床医学 1 人、臨床歯科医学 7 人、歯科衛生学 4 人
(教授 6 人、准教授 5 人、講師 1 人、助教 1 人)

加えて、12 人の歯科衛生士の実習助手が、専門科目の実習について助教以上の教員の指示で実習指導を分担して行っている。さらに、併設する大学歯学部教員 10 数人が非常勤講師として歯科臨床実習、その他の専門科目を担当している。

(b)課題

カリキュラム・ポリシーに基づきシラバスを体系的に点検するために設置したシラバス審査委員会において、平成 27 年度のシラバスの記載内容について審査を行った結果、必要項目の未記入等多くの不備が見られた。また、記載内容の量や質についても科目ごとにバラつきがあるため、カリキュラム・ポリシーに基づく各科目間の体系性の担保や均質化により、学生による実用性と利便性の改善を図る必要がある。

なお、歯科衛生科については、これから発展していく可能性が高い医科歯科連携の中心となる周術期の口腔機能管理について学ぶための科目（医療倫理学、看護学）を、選択科目から必修科目へ移行することや、周術期の患者管理を含めた専門性の高い歯科衛生士を養成する教育課程を編成することが課題である。さらに、平成 24 年 3 月に全国歯科衛生士教育協議会において作成された、「歯科衛生学教育コアカリキュラム」に対応したカリキュラムの見直しも必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、A0 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a)現状

本学は、入学者の選抜方法として、A0 入学試験、推薦入学試験（附属高校推薦、指定校推薦、公募推薦）、社会人入学試験、試験入学試験を行っている。このように、社会に対して広く門戸を開き多様な学生を募る工夫をしているが、いずれの入学試験においても全学共通及び各学科・専攻科のアドミッション・ポリシーに対応した「入学試験要項」に従って実施している《提 1、8》。

入学試験にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づき、高等学校からの推薦書や調査書、短期大学や大学の成績証明書を求め、入学前の学習成果の把握・評価を行っている。A0 入学試験は、エントリーシートを配付し期日までに提出させ、アドミッション・ポリシーに合致しているかを審議している。試験は課題作文に関する面接を行い、合格者を決定する。指定校推薦の入学試験は、面接を行い調査書との総合的判断により合否を判定する。その他の推薦入試と社会人入学試験は、小論文と面接の総合判定で合否を判定している。試験入学試験は、国語の筆記試験と面接を行い調査書との総合判定で合否を判定している。

なお、本学では全学共通のアドミッション・ポリシーとして、以下 7 つの資質を有する目標に向かって今の努力を惜しまない者を歓迎すると表明している。

- (1) 入学後の学修に必要な基礎的学力がある。
- (2) 学びを通じて成長することへの意欲がある。
- (3) 専門分野への強い関心と、学ぶ意欲がある。
- (4) 広い視野を持ち、異なる文化・社会に関心がある。
- (5) 周囲の人と良好なコミュニケーションができる。
- (6) 論理的な思考をし、物事を多面的に考えられる。
- (7) 国内外のさまざまな分野で活躍し、社会に貢献する志がある。

また、全学共通のアドミッション・ポリシーに基づき、各学部・専攻科における専門性に応じた具体的なアドミッション・ポリシーを以下のとおり策定し、「履修要項」や「大学案内」に掲載するとともに、ホームページ上で公開している。

1. 保育科

保育者（幼稚園教諭、保育士）は保育を通して子どもの人格形成にかかわる重要な役割を担っています。また、今日では保育の専門性を広く社会で生かすことが求められています。そのために保育者には幅広い教養と専門性が求められています。

高校までの基礎的な学習は教養の基礎となります。特に、読む力、書く力、表現する力などの国語力は、保育者として必要な能力の一つです。したがって、それらについて十分な学力を備えていることが重要な要件となります。

また、保育者は子どもと関わる仕事ですから、意欲的に学校内外の諸活動に取り組むことを通し、人と関わる力をつけることや、保育現場等でのボランティアに参加したり、日頃から読書やメディアによって情報を得ることによって、子ども、教育、福祉などに関心をもっておくことが望まれます。

2. 専攻科保育専攻

保育専攻は、短期大学での学業を基礎に子どもの健全な発育、発達と幸福に貢献し、人間性豊かで有能な指導性を備えた専門的実践者を養成することを目的としています。この目的に基づき、次のような人を求めています。

- (1) 保育実践について、考察・研究を深めようとする人。
- (2) 社会における乳幼児の問題に深く関心を持ち、保育の専門職となる意欲のある人。
- (3) 禅の精神を基盤に豊かな人間性を培い、自己を高め続けようとする人。

3. 専攻科福祉専攻

福祉専攻は教育目標を達成するにあたり、以下のような条件を満たす人を求めます。

- (1) 高齢者や障害者などの自立生活を支援する福祉の仕事への高い関心がある人。
- (2) 人との関わりが好きであり、人に対する共感や思いやりの心を持っている人。
- (3) 学ぶ意欲を持ち、人間性豊かに成長することを目指している人。

4. 歯科衛生科

歯科医療の現場では、人間性豊かで高度な知識と技術を持った医療人であることが求められます。

高等学校での学習で、最も基礎的で重要なことは、読む、書くという国語力です。それがあれば、高校で理系科目をあまり学んでいないという人でも、入学してから、生物、化学を教養基礎科目として学びますし、その後の専門科目も理解できます。卒業するときに、国家試験もありますので、地道に勉強することが大切です。

友人との交流や課外活動を通して積極性やコミュニケーション能力、相手を思いやる気持ちを養っておくことも大切です。

(b) 課題

若者の高等教育進学率の上昇と、それに伴う4年制大学志向の高まりという社会状況の変化の中で、短期大学にとっては入学希望者に高い学力を求めることは困難になっている。しかし、建学の精神や各学科・専攻科の教育目的、ディプロマ・ポリシー等に照らせば、高い学力のみを入学希望者に求めるのではなく、志や意欲、興味等の情緒的要素や、協調性や思考力といった定性的要素こそ重要であると考えられる。当然、入学後の学習に必要な基礎的な学力は担保されなければならないが、今後はいわゆる学力の3要素に基づく複合的かつ多面的な入学者選抜を実質化する必要がある。そのためにも、学力の3要素のうち何にどれだけ比重を置くのか、情緒的・定性的要素をどのように測定するのか等、評価手法や尺度を検討し明確にすることが課題である。

また、各学科が養成する専門的な職業に対して、理解や意識が乏しいまま入学してしまい、講義や実習を受ける中で挫折してしまう学生も少数ながら存在する。こうしたミスマッチを未然に防ぐためにも、オープンキャンパスや出張講義、高校訪問等を活用して積極的に情報を発信していかなければならない。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実証的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a)現状

本学は各学科・専攻科ともに、特定の専門的な職業（幼稚園教諭・保育士・歯科衛生士等）において必要な資質や能力の修得を目指しているため、学習成果の具体性はきわめて高い。教育課程についても、「宗教学」をはじめとする本学独自の科目を除けば、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則り指定された科目をベースとしているため、学習成果の達成可能性や一定期間内での獲得可能性は担保されている。

また、各学科における教育課程の学習成果は、それぞれが目指す職業資格の取得状況《備 15》によって客観的に測定することが可能であり、ほとんどの学生が取得した資格を生かした専門的な職業に就いている《備 17》ことから、学習成果は社会からも高く評価されており、実証的な価値があると考えられる。

教育課程における各科目の成績評価は、担当教員によってシラバス記載の成績評価の方法に則り行われている。その方法は、定期試験、実習態度、小テスト、レポート、提出物等、科目の特性に配慮した柔軟で多様性のある適切な評価となっている。各科目の学習成果は、平成 26 年度入学生までは 4 段階（優、良、可、不可）で評価していたが、平成 27 年度入学生から Semester 制や GPA 制度《備 37》を導入し、国際基準に沿って 5 段階（秀、優、良、可、不可）で評価を行うこととした。こうした改定は、特に高い到達度を目指す学生の意欲を喚起することに繋がると考えられる。

なお、GPA 制度は、各学生の学習成果を総合的に示す指標となり、成績通知書及び成績証明書に表示される。1 Semester 毎に成績の確認が行われ、GPA が 1.0 以下の学生には教員による指導が行われ、2 Semester に渡り GPA が 1.0 以下の学生には再指導が行われる。以上の経過措置を取ったうえで、3 Semester 以降においても改善が見られない場合、退学勧告等の措置を含めた指導が行われている。

また、歯科衛生科については、登院試験に合格しなければ歯科臨床実習Ⅰ（歯学部附属病院実習）に進むことができないため、2 年生前期の段階で筆記試験、OSCE、レポート等によって学習成果を総合的に測定する仕組みを設けている。

(b)課題

教育課程における各科目の成績評価は、それぞれの担当教員《提 9》に任されており、絶対評価で行われるため、特定の科目では不合格者が多い、もしくは少ない等の評価の偏りが見受けられる。そのため、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づく一貫性の観点からアセスメント方針を策定し、評価方法の平準化による客観性や厳格性を担保する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a)現状

各学科の卒業後評価に関する調査《備 22、25》は、入試キャリアセンター事務局キャリア支援課を主体に実施している。平成 26 年度卒業生及び学生の就職先へ卒業後の動向調査については回収結果を教員にフィードバックしており、学習成果の点検に活用している。また、卒業生の就業実態アンケート調査結果についてはキャリア支援課において学生の進路指導に役立てている。

さらに、各学科それぞれが隔年で実習懇談会を開催し、本学の教職員と多くの実習施設が一堂に会して意見交換を行い、卒業後の評価等を聴取している。

加えて、各学科においても実習施設との連携に基づく学習成果の点検を以下のとおり行っている。

1. 保育科

保育科では、創立 60 年以上の歴史から多くの卒業生がさまざまな保育現場で働いている。そのため、就職先のほとんどが実習施設と重なっており、実習巡回等の機会を生かして効率的に卒業生の評価等を聴取することが可能となっている。

さらに、隔年の実習懇談会を開催し、あわせて地方自治体の幼稚園・保育所団体主催の交流会への参加により直接、卒業後の評価等を聴取している。

2. 歯科衛生科

歯科衛生科では、卒業生の 95%が歯科診療所に就職しているため、歯科臨床実習Ⅲ（歯科診療所実習）の実習巡回に際して、各診療所から卒業生の評価等を聴取することが可能となっている。

なお、歯科衛生科ではこれまで 1 万人近い卒業生を輩出しており、その数は 150 数校の歯科衛生士養成校の中で 2 番目を誇り、卒業生の多くが日本の歯科衛生士界のリーダーとして全国で活躍している。そのため、教育課程の改善に向けた有益な示唆が得られる機会も多く、学習成果の点検に役立っている。

(b)課題

卒業生及び学生の就職先へ卒業後の動向調査については回収率が低く、詳細な分析をするために必要なサンプルサイズに達していないため、今後は回収率を高める工夫が必要である。それでも、現状の卒業後の動向調査結果からは、早期退職者が増加傾向にあることが判明しており、学生と就職先のミスマッチを防ぐことが今後の課題として挙げられる。

また、学習成果の点検による教育の質向上を図るためにも、各学科の教員が行っている実習巡回時の聴取記録や、キャリア支援課が行っている進路指導記録等を、組織的に統合しエビデンスに基づいて総合的に検証する仕組み作りが必要である。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

学長のリーダーシップの下、「全学教学マネジメント改革プロジェクト会議」を中心とする全学的な組織において、3つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）の点検・見直しを行い、あわせて学長と短大部長及び各学科長との緊密な連携の下、各学科・専攻科の3ポリシーの点検・見直しを行う。これにより、個別に検討・策定していた各ポリシーについて、組織間の整合性や一貫性、ポリシー間の体系性を確保する。

また、3つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては、自己点検評価委員会や教授会を通じて全教員への浸透を図る。また、シラバス作成要領等を作成し、非常勤を含めた授業科目を担当する全教員に周知することで、シラバス作成にあたって教育課程全体の体系性や記載内容の質を担保し、シラバス審査委員会においてチェックを行うことで、シラバスの実用性と利便性の改善を図る。

入学者の受入れ・選抜については、見直しを行ったアドミッション・ポリシーに基づき、志や意欲、興味等の情緒的要素や、協調性や思考力といった定性的要素を含む、いわゆる学力の3要素の何に比重を置き、それをどのように測定するのかという評価手法や尺度を明確化し、受験生にわかりやすい形で発信していく。そのためにも、学生の主体性を生かしたオープンキャンパスや、全教職員が一丸となって高校訪問や出張講義等を展開していく。

学習成果の査定については、全学的なアセスメント方針を策定し、評価方法の平準化によって客観性や厳格性を高めるため、ルーブリックの導入やGPA制度の実質的な活用を推進する。あわせて、学修支援システムmanabaのポートフォリオ機能を活用することによって、教職員からのアプローチのみならず、学生が自らの学習を振り返る機会を設定し、その後の学習を促していく。なお、歯科衛生科においては、平成27年度入学生から「ステップアップノート」を導入することによって、教員と学生が相互に学習成果を振り返り確認する仕組みが構築されており、今後はその効果を検証することで、全学的な普及も踏まえた改善プランを策定していく。

また、各学科の教員が行っている実習巡回時の聴取記録や、キャリア支援課が行っている進路指導記録等を、組織的に統合しエビデンスに基づいて総合的に検証するために、学長のリーダーシップの下、全学的な仕組みを構築し、学習成果の点検による教育の質向上を図る。

【提出資料】

1. 大学案内 [2015]
2. 学生生活 [平成27年度]
4. 鶴見大学短期大学部学則
5. 履修要項 [平成27年度]
7. 鶴見大学短期大学部学位規程
8. 募集要項・入学願書 [平成27年度]
9. 授業科目担当者一覧 [平成27年度]

10. 時間割表 [平成 27 年度]
11. 授業計画 保育科 [平成 27 年度]
12. 授業計画 歯科衛生科 [平成 27 年度]
13. 授業計画 専攻科 [平成 27 年度]

【備付資料】

10. 保育科単位認定の状況表 [平成 27 年度卒業生]
11. 歯科衛生科単位認定の状況表 [平成 27 年度卒業生]
12. 専攻科保育専攻単位認定の状況表 [平成 27 年度卒業生]
13. 専攻科福祉専攻単位認定の状況表 [平成 27 年度卒業生]
14. 卒業生数・修了者数 [平成 23 年度～平成 27 年度]
15. 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻における免許・資格の取得状況
[平成 23 年度～平成 27 年度]
16. 専攻科保育専攻修了者の学位取得者数 [平成 23 年度～平成 27 年度]
17. 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻の専門就職率
[平成 25 年度～平成 27 年度]
18. 保育専攻 専攻科特別研究抄録集 [平成 25 年度～平成 27 年度]
19. 福祉専攻 介護ケア研究会（発表要旨） [平成 25 年度～平成 27 年度]
22. 卒業生アンケート集計結果 [2015]
25. 卒業生の勤務状況についてのアンケート [2015]
37. GPA 成績分布図 [平成 27 年度]
64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦ 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a) 現状

本学では、全学生を対象としたオリエンテーション《提 14》を年度始めに実施しており、教務委員及びクラス担任を中心に教職員が一体となって、科目の履修方法等の詳細から、卒業に至る道筋までを説明している。なお、本学の担任制は、入学から卒業までを通して変わることなく同じ教員が担うため、教育課程における学習成果の獲得からキ

キャンパス生活全般に至るまで、一貫したきめの細かい学生支援が可能である。例えば、学生が授業を2回欠席した時点で、担任が電話連絡し、必要に応じて個人面談を行うことによって、学習意欲に影響を及ぼしている生活面の悩み等の因子を突き止めている。さらに、本学では担任制に加えてオフィスアワー《備 32》も設定し、学生掲示板やシラバスにも明示しており、学生の質疑に応じる体制をとっている。こうした取組みは学生だけではなく、保護者からも認められており、その効果として休退学者は年々減少傾向にある。

また、本学の教員は Semester 毎に学生による授業評価を受けている。これは、FD 委員会を主体に実施している授業アンケート《備 38》に基づいており、結果《備 20》をグラフ等により可視化し、授業改善に向けて教員にフィードバックしている。さらに、より良い授業の実施を目指し、教員の熱意や教授法などのアンケート項目の結果に基づく「短大部教員表彰制度」を平成 26 年度から導入し、表彰状を授与して優れた教員を讃えている。

なお、授業アンケートでは、授業に対する学習意欲や予習・復習等の授業外学習の状況、授業内容の理解度、学習成果の自己評価等の項目も含まれており、学習成果の獲得状況や到達目標の達成状況を教員が把握・共有することが可能となっている。授業アンケートの結果は、ホームページ上にも公開して広く周知している。

さらに、平成 22 年度からは Semester 毎に期間を決めて教員相互の授業参観を実施しており、科目担当教員に対して授業参観時の意見や感想をフィードバックすることで授業改善に役立てている。

これらの取組みに加え、FD 委員会では外部講師を招いた FD 講演会を年に 1~2 回実施し《備 40》、さらに、併設する大学とともに教職員合同の UD (FD・SD) 研修会を毎年複数回実施《備 42》している。UD 研修会においては、学長や理事等のトップが自ら本学の現状や教育の在り方等を語り、全教職員で情報を共有し、意識を高める工夫を行っている。

本学の施設設備等の教育資源は、教育効果を最大限に高めるためにさまざまな工夫を施しており、学生の利便性のもとより、安全性や快適性にも配慮して整備・運用している。例えば、図書館は 80 万冊以上の蔵書を有し、絵本から高度な専門書に至るまで幅広い分野の書籍を揃えており、大学ランキング（朝日新聞出版）の大学図書館ランキングで毎年上位にランキングされるなど、全国の中でも最高水準を誇っている。内部には広々とした閲覧スペースが確保されており、さらにはグループで利用できるセミナー室やパソコンコーナー、視聴覚エリア等も整備されており、学びの一大拠点として機能している。なお、通常の図書貸出期間は 2 週間だが、保育科の学生が借用する絵本及び紙芝居については、保育実習での利用にも配慮して貸出期間を 1 か月に延長している。

また、本学では教員によって組織されるマルチメディア委員会と、情報基盤を管理する学術情報事務室、施設設備を管理する管財課が相互に連携して、無線キャンパスネットワーク整備事業を展開しており、マルチデバイスに対応した柔軟な授業形態の実現による教育の質転換を目指している。この無線キャンパスネットワークは、授業以外のキャンパス生活全般で使用できるため、学生の利便性が大きく向上した。

なお、学生支援における各学科・事務職員組織の特徴は以下のとおりである。

1. 保育科

保育科においては、先述の担任制による一貫したきめの細かい学生支援と、その面談記録の詳細な分析に基づく退学者対策により年々退学者数を減らし、平成 27 年度には退学者ゼロを達成した。

2. 歯科衛生科

歯科衛生科においては、平成 27 年度入学生から導入した「ステップアップノート」《提 15》により、学生支援の密度が向上した。具体的には、学生が記入したノートの確認をクラス担任が定期的に行うことで、学習成果の獲得状況や学期ごとの成績だけでなく、大学生活の小さな悩みも含めた学生の実態が把握できるようになった。

また、3 年生後期から国家試験の前日まで、クラス担任が国家試験対策委員となって密接な指導を行う。さらに、3 年生を 10 グループに分け、各グループに教員と実習助手を各 1 名ずつ配置して、国家試験までの学習と生活の両面で、きめ細かく面倒を見る体制を構築している。

3. 事務職員組織

事務職員組織は、教務及び学生支援を担当する教学課がコアとなり、教育・研究を支援する教育研究支援課、学生のキャリア開発や就職支援を行うキャリア支援課、学生生活の健康をサポートする保健センター事務室、図書館利用支援や教学情報を生かした IR を行う学術情報事務室が連携し、学生による効果的な学習成果の獲得と学生生活の充実に努めている。また、各種委員会を教員と協働して運営することにより、教育目的・目標の達成状況や学習成果の把握・共有に努めている。

なお、教学課は履修相談から成績管理、さらには課外活動の状況まで、学生のキャンパス生活の実態を一元的に把握することで、学生支援における司令塔としての機能を担っている。

平成 27 年度には、職員のスキル向上・能力開発を目指し、学修・学生生活に関するアンケート調査の結果《備 21》を基に学生支援の在り方をテーマとした SD 研修会を実施する等、継続的な職員の資質向上に努めている。

(b) 課題

授業を 2 回欠席した時点で、担任が電話連絡し、必要に応じて行う個人面談は、きめの細かい学生支援を可能にし、実際に休退学者対策にも役立っているが、その面談記録や対応策をデータベース化して教職員で共有する仕組みが十分に整っているとは言えない状態である。

また、授業アンケート結果のフィードバックは行っているが、その後の改善は各担当教員に委ねられており、どこが問題でそれをどのように改善したのかを組織的に把握してチェックする機能が働いていない。さらに、授業アンケート結果に基づき優れた教員を表彰しているが、インセンティブとして処遇に反映させるまでには制度を練られていない。

教職員の能力開発・資質向上のために実施している FD・SD 合同の UD 研修会については、学長や理事等のトップが自ら本学の現状や教育の在り方等を語り、全教職員で情報を共有することはできたが、規模の制約上、一方向的な情報伝達に留まってしまった。

今後は、大学改革に向けた PDCA サイクルを機能させるためにも、双方向コミュニケーションによる踏み込んだ議論を行う機会を設定していく必要がある。

事務職員の SD 活動は、学内において新人研修や管理職研修等の階層別研修を定期的実施しているが、いずれも十分な時間を費やしたのではなく、研修効果のアセスメント手法も確立できていないため、PDCA サイクルに繋がっていない。また、教学課単独で研修を実施する機会はなく、外部研修に依存しているのが現状である。したがって、今後は多様な学内研修を企画し、個々の職員の専門性の向上や教学・学生支援に特化した長期的なプログラムの下に、人材育成システムを構築する必要がある。

施設設備等の教育資源については、多様な性質の課題が存在している。図書館については、その充実度では全国トップクラスにあるが、学生の利用率等の運用実態には改善の余地が多く残されている。学内ネットワークやコンピュータの利用については、環境整備に即応した授業形態の改善がなされていないため、導入した教育資源の効果を活用しきれない反面、無線キャンパスネットワークについては教室外・授業外における学生ニーズが高く、供給が追いついていないという課題が存在する。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a)現状

各学科・専攻科の教員及び教学課において、学習の動機付けや学習支援を主たる目的として、「履修要項」、「シラバス」、「授業時間割」を配付し、これらを活用した教務オリエンテーションを実施している。

「履修要項」は、単位制、履修登録、試験、成績評価等の授業科目の履修に関する事項や、卒業・修了要件、教育課程に関する事項、授業欠席、休退学等の諸手続きに関する事項等が記載されており、学習に係る全般的な手引きとしての役割を担っている。また、「シラバス」は、開講科目のシラバスの他、オフィスアワーやナンバリング一覧、履修系統図を記載したもので、学習の流れを体系的に理解して円滑に授業を受けるための科目選択の参考資料としての役割を担っている。なお、「履修要項」、「シラバス」ともにホームページ上で公開し、利便性を高めている。

なお、教務オリエンテーションは、各学科において、各学年の年度始めに、教務委員及び教学課によって実施され、配付物に基づいて、教務委員からは教育課程の内容、履修登録及び卒業・修了要件、資格の取得要件、試験、成績評価、履修に係る心構えや諸注意等を、教学課からは履修科目、履修登録方法、試験、成績発表の他、学生生活における教務に関する事務手続等を説明し、円滑な履修及び学習ができるよう配慮している。また、実習に関するオリエンテーションについても、年度始めや実習時期に合わせた日程で各学科の担当教員が実施するとともに、実習の事前指導の一環として、関係機関より招聘した講師による特別講義を行い、実習成果の向上を目指している。

学生への指導体制としては、前述のとおり全学的にクラス担任制度を設け、学習のみならず学生生活全般における指導や助言等を行い、状況によっては保証人を含めての相談、面談等の対応を行っている。また、全教員のオフィスアワーをシラバスに記載する

とともに、年度始めのオリエンテーション時に配付し、掲示板にも貼り出して周知しており、学科や専門等に捉われずに学生が指導を受けることができる体制をとっている。

(b)課題

本学においては、それぞれの学科・専攻科が担っている役割を踏まえた学習支援を行っており、学力が不足している学生や進度が遅れている学生については、各担当教員による個別の対応がなされている。特に、国家試験を控えている歯科衛生科においては、学科が一丸となって補講や補習などを行っている。しかし、今後は優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援について、学科単位でより進んだ目標を設定する等によって学習意欲を一層喚起していく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a)現状

本学では、学生生活支援のための教職員組織として、学生委員会を設置しており、この委員会が中心となって学生のさまざまな問題に対して教職員が連携して対応している。

クラブ活動については、文科系クラブからなる文化部連合が 28、体育系クラブからなる体育部連合が 29、合わせて 57 の公認団体（クラブ・同好会）があり、学生による積極的な活動が展開されている。その大きな特色は、短大部（保育科・歯科衛生科）のみならず、大学（文学部・歯学部）の学生も含めて一体化しているところにあり、就学状況や価値観がそれぞれ異なる学生同士が共通の目的やアイデンティティの下で多様な活動している。こうしたクラブ活動全体を統括する組織として「課外活動公認団体連合会」があり、団体間の意見調整や集約などについて、各教員及び教学課がサポートを行うことで、学生の主体的活動を促す体制を構築している。

また、こうした公認団体を中心として、毎年 10 月末に 2 日間、大学祭（紫雲祭）を開催している。開催に当たっては、企画立案、準備の進捗管理等のマネジメントを学生による「紫雲祭実行委員会」が担い、教学課の支援の下、教職員や地域の有志、関係機関・企業が一丸となって実施している。

なお、本学のクラブ活動に対する指導・支援体制は以下のとおり総括することができる。

- (1) 本学専任教員による顧問制をとり、教育的な助言や援助・指導等を行っている。

また、技術的には、学外の専門家やOB、学内の教職員等が監督・コーチとして指導にあっている。

- (2) 毎年度始めに「クラブ代表者オリエンテーション」を行い、代表者の心構えやルール(届出・許可制等)、登録更新手続き等について、教学課が説明や指導を行っている。
- (3) 毎年度始めに「新入生歓迎オリエンテーション」を実施して、新入生に対するクラブ紹介や勧誘等が円滑に行えるように、教学課が助言や支援等を行っている。
- (4) 毎年度始めに「課外活動公認団体顧問会」を開催し、各教員への顧問の委嘱と意見交換等を行い、クラブ活動を取巻く諸問題等について認識を深め、改善できるように努めている。
- (5) 4月の定期健康診断の他、クラブ活動(体育部連合)を対象として、毎年6月中旬に課外活動健康診断を実施し、運動に関する問診票によるチェック(全部員対象)、心電図検査(合宿参加者・新入部員対象)、内科検査(問診票・心電図検査の有所見者対象)を行い、事故防止に努めている。
- (6) 本学や父母会から、活動・運営費援助、器具等購入費用援助、連盟加盟費用援助等の経済的援助を実施し、クラブ活動を奨励している。

本学のキャンパスは、JR鶴見駅より徒歩5分の好立地にありながら、曹洞宗大本山總持寺の境内と隣接していることから、豊かな緑に囲まれ、横浜の中心市街地とは思えない静けさを保っている。キャンパスには、図書館、講義棟、研究室、保健センター、体育館等の主要な教育・厚生施設が分散することなく中心校地に配置されている。また、保育科における実習機関である三松幼稚園や歯科衛生科における実習機関である大学歯学部附属病院も隣接しており、利便性はきわめて高い。

授業時間外に学生が集う憩いの場として、500人収容の学生食堂があり、昼食時だけでなく8時から20時まで開放している。また、5号館西側小広場や1号館の学生ラウンジなどが整備されている。また、1号館地下1階にはコンビニエンスストア(セブン-イレブン)を設け、2号館1階の売店(書店・カフェ)では学生のニーズに合わせて教科書や文房具、パン、菓子類及びホットドリンク等を販売している。さらに、大学歯学部附属病院にも食堂や日用雑貨、弁当、飲料及び菓子類の販売する売店があり、主に歯科関係の教科書や書籍、実習機材等を販売する専門店も設けている。

本学には、キャンパスから徒歩20分程の住宅地に「鶴見大学女子学生寮」《備28》がある。自然に囲まれた広々とした敷地の一角に、鉄筋コンクリート地上3階建(収容定員100人、全室個室)の理想的な生活環境が整備されている。室内には学習机、ベッド、ユニットバス、トイレ、クローゼット、エアコン、流し台、小型冷蔵庫等を備え、共用設備としては食堂、ラウンジ、応接室、洗濯室等も備えている。食堂では朝・夕の食事も提供しており、教育寮としての環境整備と寮生の健康管理及びセキュリティに配慮した運営を行っている。また、アパート・貸室等の斡旋については、教学課のある学生支援センター窓口に物件ファイルを設置し、閲覧できるようにすると同時に、株式会社学生情報センターと委託契約を交わし、ホームページ上からも検索できるようにしている。

本学は、先述のとおり交通至便な好立地にあるため、学生の交通安全配慮上、従来か

ら自動車・オートバイによる通学を禁止している。ただし、自転車による通学は許可しており、大学構内に自転車専用駐輪場も整備している。

学生を経済的に支援するための奨学金制度には、本学独自の学内奨学金と日本学生支援機構や地方公共団体等の学外奨学金があり、経済的理由によって修学を断念することがないように配慮している。給付・免除を柱とする本学独自の奨学制度として、平成 27 年度に、本学園の創設に深く関わられた初代学長である中根環堂先生の名を冠した「総持学園中根環堂奨学生」制度を新たに制定した。本奨学制度は、「鶴見大学及び鶴見大学短期大学部の学生並びに鶴見大学附属高等学校及び鶴見大学附属中学校の生徒で、人格円満であって本学園の建学の精神の実践者で、かつ、経済的理由によって学納金の納付が困難であると認められる者に対して、その年度の授業料の全額又は半額相当額を給付する」制度であり、平成 27 年度は保育科 3 名、歯科衛生科 3 名を奨学生として認定した。また、学納金全額を対象とした「学納金特別貸与奨学生」を設け、成績基準についても「学業継続の強い意志がある者」を随時募集する等緊急時に対応できるものとなっており、経済的支援策として有効に機能している。

学内外の各種奨学金は、年度始めのオリエンテーション、学内掲示板、「学生生活」、ホームページ、ポータルシステム等による周知の後、申込説明会を実施している。申込説明会は希望する学生が全員出席できるよう回数や時間等に配慮して複数回実施し、所管の窓口では随時相談に応じている。また、年度途中で経済的困難に陥った学生には、学業を継続できるよう学納金の特別延納等の相談に応じている。

平成 27 年度の奨学生数は、学外・学内奨学生合わせて 35 名(約 3.5%)であり、日本学生支援機構奨学金については、短期大学部学生の 31.1%の学生が受給している。

なお、本学独自の奨学金は、以下のとおりである。

中根環堂奨学生	給付	当該年度の授業料の全額又は一部の額
東日本大震災罹災奨学制度	免除	当該年度の授業料の半額
学納金特別貸与奨学生	貸与	当該年度の学納金の全学又は一部の額
同窓会奨学生	給付	200,000 円
大本山總持寺奨学生	給付	200,000 円
石間奨学生	給付	300,000 円

本学には、学生及び教職員の心身の健康保持増進を図るために、医師及び看護師が常駐する保健センターを設置している。保健センターでは、日常的な学内での怪我や急病、事故に対する応急処置、健康相談、メンタルヘルスの相談等を行っており、その他にも定期健康診断や課外活動のための臨時健康診断を実施して学生及び教職員の健康管理を一元的に担っている。定期健康診断は 99.6%の学生が受診しており、その結果を配付し事後指導にも努めている。また、教育実習や施設実習に伴い、麻しん抗体検査、B 型肝炎の抗体検査及びワクチン接種の勧奨・指導も行っている。さらに、精神科医師（非常勤）によるメンタルヘルス相談を週 1 日、臨床心理士（非常勤）によるカウンセリングを週 2 日実施している。いずれもプライバシーの保護と余裕のある対応のため、予約制を原則としているが、状況に応じて当日受付も行う等、学生がより利用しやすい体制に努めている。加えて、大学歯学部附属病院内科の卒煙外来と連携し、禁煙啓発と卒煙支

援に取り組んでいる。また、大学院生や上級生の学生目線による支援として「ピア・サポート制度」《備 23》を設け、学部の枠を越えて学生が気軽に相談できる体制を整えている。

学生の意見や要望を聴取する仕組みとして「学長 POST」がある。これは、学生食堂入口脇に専用ポストを設置し、そこに学生が学習活動からキャンパス生活に至るまでのさまざまな意見や要望を投函し、それに対して学長が直接回答するという制度である。こうした学生と学長による直接的コミュニケーションからいくつもの改善が生まれている。

さらに、平成 27 年度からは、学修支援システム manaba を利用した「学生の学修に関するアンケート調査」を、教務委員の教員と IR 推進事務室及び教学課の職員が連携して行っている。学生の回答率は 98.8%ときわめて高く、ほぼ全学生より回答を得た。このアンケート結果により多くの示唆が得られたが、今後も継続して実施し、学生の生活実態や要望を定量的に把握・蓄積して、分析結果に基づき改善方策を展開することで PDCA サイクルを機能させることが大切である。

また、各学科ともに社会人特別選抜入試制度により社会人学生を受け入れており《備 39》、申し出により既修得単位認定等を行っている。社会人学生は、入学目的が明確かつ学習意欲が旺盛であり、授業の理解度が深く、高い協調性や勤勉な姿勢は他の学生に好影響を与えている。

障がい者への支援については、障がい者用トイレ、エレベーター、スロープを設置する等、キャンパス全域のバリアフリー化に努めており、当該学生が生活するうえでのさまざまな問題については学生支援センターと保健センターが連携して対応している。授業への配慮については、各教室における座席配置やノートテイク等の支援体制を整えており、体育の実技に際しては障がいの状況に応じて運動を軽減するクラス（体育実技保健コース）で履修できるよう配慮している。

本学では、正課での実習を中心に地域の保育園・幼稚園・小学校・老人保健施設等を対象に、各学科の特性を生かした社会的活動を行っている。また、保育科では、長年の伝統有する「児童文化部みつる会」が課外活動として地域の保育園等の各種施設に対して、手遊びや人形劇やへビダンス、パネルシアターの発表を行っている。なお、この取り組みは、毎年夏休みを利用して、東北・中部・関東地方を中心に巡回して仏教系の保育園においても実施されている。

平成 23 年度には、東日本大震災による被災地支援のため、「鶴見大学東日本大震災ボランティア対策委員会」を設置して全学の学生ボランティアチームを編成し、現地へ派遣した。この学生のボランティアチームによる活動は現在も続いており、夏季及び春季休暇を利用して、曹洞宗のボランティア団体である「シャンティ国際ボランティア会」と連携して宮城県気仙沼市本吉町大谷小学校・中学校において学習支援や歯磨き教室等の支援活動を行っている。この活動は、地元三陸新報や神奈川新聞、NHK 等で報道され、地元大谷小学校や鹿折小学校の校長や父母からは今後も継続して欲しいとの要望が寄せられる等、高い評価を得ている。また、学内においては、鶴見大学学生ボランティア夏季活動報告会とポスター展を開催し、被災地の実態を伝えるとともにボランティア活動への参加を学生が主体となって促している。

(b)課題

本学は2年乃至3年という修業年限上、カリキュラムが非常に過密であり、さらに学内外の実習も多いことから、クラブ活動を行うには厳しい条件下にある。こうした事情を反映し、学生のクラブ活動参加率は、保育科 33.9%、歯科衛生科は 28.0%と在校生の約3割に止まっている。これは、併設している大学 (53.1%) と比べて著しく低く、今後の課題となっている。

学友会は、平成8年に活動を停止し、その後これに代わる組織として「課外活動公認団体連合会」が発足した経緯がある。今後は、ボランティア活動団体もしくは教職員の支援によるクラス委員を母体とした組織を作ること、学生の主体的な課外活動を活性化することが求められる。

また、ほとんどの授業が1号館や5号館で行われ、学生食堂も記念館に設置されているため、怪我や体調不良等の発生もそのエリアに集中している。しかし、学生の健康管理をする保健センターは別棟に設置されており、対応の迅速化を図るためにも当該エリアとの接続性を再検討する必要がある。

平成27年度からは実施している「学生の学修に関するアンケート調査」については、IR推進事務室と教学課が連携して今後も継続していくことで、学生の生活実態や要望を定量的に把握・蓄積し、分析結果に基づく改善方を展開することでPDCAサイクルを構築していくことが課題である。

キャンパスのバリアフリー化については、整備が追いついていない箇所も残っているものの、順調に拡充していると言える。むしろ、問題はハード面ではなく、障がい者に対する理解や支援体制といったソフト面の施策であり、研修会等を通じて全学的な啓発を進める必要がある。

福利厚生施設として重要な位置を占める学生食堂は、授業時間外の学生の憩いの場として人気も高いが、昼休みの時間帯は混雑が集中して座席が不足するため、空き教室を昼食場所として利用する学生も多い。学習環境のみならず、学生の生活環境を改善することがキャンパス生活の総合的な質を高めることから、学生食堂やカフェスペース、ラウンジ等の憩いの場を拡充する必要がある。

近年は、保護者(学資支弁者)の経済的理由により、退学や休学をせざるを得ない事例が増加している。こうした状況を受け、平成27年度には経済的理由によって学納金の納付が困難であると認められる者への経済的支援を目的に、給付型の中根環堂奨学生制度を制定したが、現状では必要十分な支援が行き届いているとは言えず、奨学資金を増額する等のさらなる支援強化が求められている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a) 現状

本学には、就職支援のための組織として教職員協働の進路対策委員会を設置しており、保育科及び歯科衛生科の教員各2名、キャリア支援課の職員3名によって構成している。同委員会は月例開催とし、就職支援行事を中心に協議を進め、あわせて学生への指導、助言などの情報共有や意見交換を行い、教職員の連携を図る場となっている。

事務組織としては、平成23年度までは学生厚生部就職課が担当していたが、平成24年度の事務組織再編により入試キャリアセンター事務部入試キャリア課がキャリア形成・就職支援を包括的に担い、大学の入口に相当する入試業務と出口に相当する就職支援業務を統合した。さらに平成26年度より、入試キャリア課の業務を入試課とキャリア支援課に分掌し、両課に課長を配することで責任体制の明確化を図っている。

入試キャリアセンターは、記念館の地下1階にあり、平成26年度には学生が気軽に立ち寄れるように入出口を開放的に改修した。これにより、来学された学外者並びに学校見学などの受験生に対しても、開放的なイメージを与えている。

入試キャリアセンターの所長は、併設する大学文学部の教員が兼任しているが、短大部の教員も副所長として兼任しており、企画立案に参画している。キャリア支援課には9名の職員を配置し、保育科、歯科衛生科ともに専従として各1名の主担当を置いている。職員のうち、4名はキャリアカウンセラー（厚生労働省指定の有資格者）として、マナー・面接指導や進路全般について学生の相談に応じている。

資格取得については、毎年4月のオリエンテーション時に、TOEIC、実用英語技能検定、秘書技能検定、日本漢字能力検定等を案内しており、就職試験対策については、各種模擬試験や履歴書・面接対策講座を実施するとともに、歯科衛生科の正課授業として「人生と職業」を平成21年度より開設し、開業医や卒業生を招き、職業や資格の意味を考えたり、就職活動をするうえで、必要な知識やマナーなどを身につけてもらうことを主たる目標とし実施している。

就職状況については、各学科とも100%の就職率を誇り、その就職先の大半が神奈川県と東京都である。また、学生一人当たりの求人数は、保育科7.2倍、歯科衛生科8.4倍（入学定員ベース）となっており、就職先を選べる状態にある。

卒業生・修了生の就職状況について、平成25年度より卒業後2年目の学生を対象にアンケートを実施し、現在の状況等について伺っている。そのデータは各学科と共有し、学生指導の参考としている。また、就職先に対しても本学との連携をより一層推進する

ためアンケートを実施し、現場からの率直な意見を伺っている。なお、保育科の進路相談においては、就職のみならず専攻科への進学も提案している。

(b)課題

キャリア支援課の出入口を改修することで学生がより来課しやすくなったが、繁忙期には特定の時間帯に集中する傾向があり、円滑な支援のための体制を整備する必要がある。

現在、就職希望率及び就職率は高い水準を維持しているが、大半が神奈川県と東京都であり、今後は全国各地の情報交換会にも積極的に参加し、収集した情報を学生へ開示することで、就職先の選択肢を拡げていく必要がある。

また、卒業生及び学生の就職先へ卒業後の動向調査については、回収率が低く、分析するために必要なサンプルサイズに達していないため、回収率を高めることが今後の課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a) 現状

アドミッション・ポリシーは、本学が求める学生像として平成 21 年度入試から学科横断的に募集要項に記していたが、文部科学省の大学入学者選抜実施要項の変更を契機として、学科ごとの特性を鑑みて改訂し平成 23 年度から募集要項及び大学案内《提 1、8、16、17》に明記している。また、専攻科においても、平成 24 年度から募集要項に明記している。

入試キャリアセンターのうち、入試課には 8 名の職員を配置し、広報及び入試事務の体制を整備しており、各種受験相談や施設見学等に適切に対応している。なお、本学の入試広報・学生募集業務は、オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問を 3 つの大きな柱として展開している。オープンキャンパスは、毎年度 5 月から 3 月までの間に開催し《備 26》、受験生が本学入学後の学生生活をイメージできるよう、工夫を加えて行っている。さらに、毎年 10 月下旬に開催される大学祭においても、教員及び職員が各科の概要や入試についての質問に答える「個人相談会」を開催している。進学相談会は高校に訪問して行うガイダンスと会場型の進学相談会を実施しており、教職員に加え在学生の協力も得て本学の魅力を発信している。高等学校訪問は、全学的な教職員の協働により実施している。このように、受験生や保護者をはじめ、進路指導教諭等、高等学校側と接点を求めて、さまざまな取組みを実施している。

本学の入学者選抜は、A0 入試、推薦入試、試験入試、社会人特別選抜入試の 4 種で構成されており、毎年度 9 月から 2 月に実施している。A0 入試は、エントリーシート及び面談、課題作文を通して、受験生の志望動機とアドミッション・ポリシーの接点を確認し、最終的に面接と調査書で判定している。推薦入試（一般公募・指定校）は、高等学校での評定平均値を推薦基準として定め、一定の基準を満たした者に対して面接と小論文で判定している。一般公募推薦 2 期・3 期試験においては、自己推薦入試を実施している。試験入試は、試験科目を国語に特定し、筆記試験と面接によって判定している。社会人特別選抜入試は、基準を満たした者に対して、小論文と面接により判定している。

以上のように、各学科において設定しているアドミッション・ポリシーとの適合性を面接により確認し、多様な選抜を公正かつ正確に実施している。

なお、入学者に対しては、入学直後に学科ごとの学習・学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(b)課題

全学的なアドミッション・ポリシーについては、ホームページ上での公表に限られているため、大学案内や募集要項にも明示する必要がある。

入学手続き者に対しては、ホームページ上において教育情報の公表を行っているが、十分な情報が提供できているとは言えないため改善が必要である。

入学者に対しては、入学直後に学科ごとに学習・学生生活のためのオリエンテーション等を行っているが、授業回数を確保するために授業開始日が年々早まっており、オリエンテーションの日程が過密になっている。今後は、入学式前のオリエンテーションの実施等、柔軟なスケジュールの検討が必要である。

テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

全学的な休退学者ゼロを目指すために、一層きめの細かい学生支援が必要であり、そのためにも、2 回欠席した時点で担当が電話連絡し、必要に応じて行う個人面談の記録や対応策をデータベース化して教職員で共有する仕組みを構築する。また、授業アンケート結果に基づく授業改善についても、どこが問題でそれをどのように改善したのかを組織的に把握してチェックする機能を導入する。教員表彰制度についても、インセンティブとして処遇に反映させることで担当教員のモチベーション向上を図る仕組みを検討する。

なお、授業改善を目指した教員相互の授業参観については、開催時期を工夫して中間地点で実施し、その評価を後半の授業に反映する計画である。

また、歯科衛生科においては、学生支援の質を高めるために、12 人の実習助手も加えて担任制度を考え直す。オフィスアワーについても、学生が相談に行けない時間帯に設定されていることが多いため、各教員に工夫を求めるとともに、異なる相談方法の可能性も検討する。

FD や SD、合同の UD 活動については、一方向的な情報伝達に終わらぬよう、双方向コミュニケーションによる踏み込んだ議論を行う機会を検討するが、ロミンガーの法則として知られるように学習の要諦は非日常的な研修にあるのではなく、毎日の業務経験の中にある。そのため、今後は研修の成果をいかにして日常の教育・学生支援に反映させるかを中心に、FD・SD の実施方針を検討する。

学内ネットワークやコンピュータを活用した教育の質向上については、前提としてカリキュラム・ポリシーの再点検と、シラバスを作成する各教員の意識転換が必要である。そのため、学長と短大部長及び学科長の密接な連携によりカリキュラム・ポリシーを時代に即して改訂し、各シラバスにおけるポリシーの再現性をシラバス審査委員会において確認していく。これにより、新たに導入した設備等の教育資源の効果的な活用が可能になると考えられる。

参加率が伸び悩むクラブ活動については、カリキュラムが過密な学生の特性に合わせた活動形態も検討する必要があるが、本学の特色は多様な価値観を持つさまざまな学部・学科の学生がクラブ活動を通じて目的やアイデンティティを共有できることにあるため、併設する大学の協力も得ながら学生が主体的に課外活動に参加できる方法を模索する。

平成 27 年度からは実施している「学修・学生生活に関するアンケート調査」については、学生委員会をはじめとする教員と IR 推進事務室や教学課の職員が連携して、質問項目を精査しながら継続していく。今後は学生の生活実態や要望を定量的に把握・蓄積し、分析結果に基づく改善方策を展開することで、PDCA サイクルの実質化を図る。

また、学習環境のみならず、学生の生活環境を改善することがキャンパス生活の総合的な質を高めることから、学生食堂やカフェスペース、ラウンジ等の憩いの場の整備・拡充を、学長を中心に各種委員会や関係部門が連携して集中的に推進する。

なお、近年重要性が増している経済的理由による退学者への対策については、平成 27 年度から導入した、給付型の中根環堂奨学生制度をベースに、より多くの学生を支援することができるよう、原資の拡充による奨学資金の増額等、最大限の努力に務める。

【提出資料】

1. 大学案内 [2015]
2. 学生生活 [平成 27 年度]
5. 履修要項 [平成 27 年度]
8. 募集要項・入学願書 [平成 27 年度]
10. 時間割表 [平成 27 年度]
11. 授業計画 保育科 [平成 27 年度]
12. 授業計画 歯科衛生科 [平成 27 年度]
13. 授業計画 専攻科 [平成 27 年度]
14. オリエンテーション配布物
15. ステップアップノート
16. 大学案内 [2016]
17. 募集要項・入学願書 [平成 28 年度]

【備付資料】

20. 授業アンケート調査結果 [平成 27 年度]
21. 学生生活実態調査 [2015]
22. 卒業生アンケート集計結果 [2015]
23. ピアサポーター（ピアサポート相談窓口）
24. 学長ポスト [2015]
25. 卒業生の勤務状況についてのアンケート [2015]
26. オープンキャンパス開催案内 [2015]
27. 入学手続要項 [平成 28 年度]
28. 学生寮案内
29. 入学にあたって [平成 28 年度]
30. 入学前準備教育 [平成 26 年度～平成 28 年度]
31. 学年始め行事予定表 [平成 27 年度]
32. 短期大学部オフィスアワー一覧 [平成 27 年度]
33. 身上調書
34. 健康診断個人票
35. 進路（就職）登録カード
36. 就職の手引き [平成 25 年度～平成 27 年度]
37. GPA 成績分布図 [平成 27 年度]
38. 授業アンケート票 [平成 27 年度]
39. 多様な学生の受入れ状況 [平成 25 年度～平成 27 年度]
40. FD 活動記録 [平成 25 年度～平成 27 年度]
41. 専任教員による公開授業の実施 [平成 27 年度]
42. SD 活動実績 [平成 27 年度]
43. 教職員等行動規範
44. 公開講座案内

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

学長のリーダーシップの下、平成 25 年度に設置した、「全学教学マネジメント改革プロジェクト会議」を中心に、平成 28 年度には 3 つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）の点検・見直しを行い、学長と短大部長及び各学科長との緊密な連携の下、各学科・専攻科の 3 ポリシーの点検・見直しを行う。これにより、ポリシー間の体系性、組織間の整合性や一貫性を確保し、自己点検評価委員会や教授会を通じて全教員への浸透を図る。また、あわせてシラバス作成要領等を作成し、教育課程全体の体系性や記載内容の質を担保する。なお、各シラバスの適格性についてはシラバス審査委員会においてチェックを行うことで PDCA サイクルとして機能させ、シラバスの実用性と利便性の改善を図る。

入学者の受入れ・選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、志や意欲、興味等の情緒的要素や、協調性や思考力といった定性的要素を含む、いわゆる学力の 3 要素の何に比重を置き、それをどのように測定するのかという評価手法や尺度を、平成 28 年度を目途に明確化する。

学習成果の査定については、平成 28 年度内を目途に、全学的なアセスメント方針を策定し、評価方法の平準化によって客観性や厳格性を高めるため、平成 29 年度にはルーブリックの導入や GPA 制度の実質的な活用を目指す。

さらに、平成 28 年度には学修支援システム manaba の利便性を向上させ、ポートフォリオ機能を活用することによって、教職員からのアプローチのみならず、学生が自らの学習を振り返る機会を設定し、その後の学習を促していく。

また、これまでそれぞれが点として存在していた、各学科の教員が行っている実習巡回時の聴取記録や、キャリア支援課が行っている進路指導記録、担任教員が行っている個人面談記録、「学修・学生生活に関するアンケート調査」結果等のさまざまなデータを組織的に統合し、エビデンスに基づいて学生一人ひとりを丁寧にサポートするための全学的な仕組みの検討を平成 28 年度から開始する。これにより、一層きめの細かい学生支援が可能となり、退学者減少にも寄与するものと考えられる。なお、こうした取組みの状況や結果は、FD や SD、合同の UD 活動を通じて積極的に周知・浸透を図り、日常の教育・学生支援に反映させる

歯科衛生科においては、平成 28 年度から教育課程の充実に向けて、「歯科衛生学教育コアカリキュラム」に対応したカリキュラムの見直し作業を開始する。あわせて、他の医科大学との連携を図り、周術期の医療連携の実習を行う。さらに、より丁寧な学生支援を目指して、専任教員 13 人、実習助手 12 人で 3 学年を小グループに分けるゼミ制度の導入も検討する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学は、全学及び各学科・専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づいて、教員組織を整備しており、短期大学設置基準に規定する専任教員数及び教授の人数を充足している。しかし、年齢構成比上、専任教員の高齢化が進行しており《備 49》、新任教員の採用にあたってはこの点を十分に考慮し、組織編成を行う必要がある。人事計画として、教員退職者に対する後任の任用は、人材の有用性や年齢構成を十分考慮し、一般公募による候補者の中から選任する。

専任教員は積極的に研究活動を実践しており、その成果を所属する学会等で発表し、教育にも還元している。《備 45、46、48》しかし、研究活動の業績には教員間で格差が認められるため、各学科の学会誌及び所属学会等への学会発表、論文投稿を求める。さらに、科学研究費助成金等の外部資金の獲得意欲が低調であるため《備 50》、積極的な研究意欲の喚起により、各教員の研究活動を活性化させる必要がある。

学習効果の向上と支援のため事務組織も平成 24 年度に再編し、各関係部署及び教職員の人事管理も適正に行われている。しかし、再編の目的達成については道半ばであり、意識改革が必要である。

事務職員は、事務能力は言うに及ばず、経営能力、管理能力及びコミュニケーション能力を総合的に兼ね備えた人材が求められている。本学では事務機能の活性化と事務職員の専門能力の向上を推進する SD 活動《備 42》として、学内の研修を充実させるだけでなく、学外の研修を SD の機会と捉えて積極的に参加させ、職員の能力向上に向けて努力している。今後も、継続的に学内外の研修会等に参加させ、事務職員の能力向上に努めていく。

施設・設備や校地、校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を満たしている。本学は、学校法人総持学園の下、鶴見大学（文学部、歯学部）と同一のキャンパスに設置されているため、校地、校舎は大学との共用施設が多い。そのため、図書館、歯学部附属病院（内科、眼科を含む）、大学食堂等の教育資源は単科大学や小規模短期大学と比べ充実している。また保育科においては、実習園として附属幼稚園を併設しており、学生の教育・実習に効果を上げている。歯科衛生科においても、大学に併設されている歯学部附属病院での歯科臨床実習及び附属幼稚園での臨地実習により専門教育の効果を上げている。施設・設備面における課題として、本学の各学科・専攻科が主に使用している 4・5 号館にはエレベーターがなく、バリアフリーになっていないため、補助金等を活用しながら早急に改善を図っていく。

学内の ICT 環境に関しては、平成 26 年度から学生・専任教職員を対象とした無線 LAN サービスの運用を開始し、キャンパス内では無線 LAN によりインターネットにアクセスが可能となったが、さらなる利便性の向上を目指し、アクセスポイントを毎年増設していく等の ICT 環境整備を推進していく。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a)現状

本学の人的資源のうち、教員組織については、全学及び各学科・専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき整備されており、「自己点検・評価の基礎資料、(7)短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要」にも示しているとおおり、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、かつ非常勤教員《備 47》も含めて必要な教員を適正に配置している。

さらに、歯科衛生科においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、実習助手として12人を配置している。

専任教員の採用・昇任については、「鶴見大学短期大学部教員選考規程」において、その職位毎に必要な学位や教育研究実績等を定めており、「鶴見大学短期大学部教員人事手続規程」及び「鶴見大学短期大学部教員の人事及び勤務に関する規則」に基づき、学長及び短大部長の求めに応じ、教授会が委嘱する人事委員会において採用の可否や職位の妥当性について予備審査を行い、教授会の審議を経て学長に上申し、理事長が決定している《備 64》。

本学では、教育の質の向上を目指した継続的な自己点検・評価活動により、毎年度自己点検・評価報告書を作成しており、その過程において、FD委員会を中心に教職員に関わる人的資源の課題について検討を行っている。

なお、主要担当科目を記述した専任教員一覧を以下に示す。

保育科 専任教員一覧 (平成 27 年 5 月現在)

氏名	職位	主要担当科目
松本和美	教授	国語表現法、保育内容研究 c、教育実習概論
神田伸生	教授	保育内容総論 a、保育原理、保育所保育実習
上田 衛	教授	家庭支援論、教育相談の基礎、施設保育実習

鶴見大学短期大学部

山田吉郎	教授	文学、教育実習、教育実習概論、日本語コミュニケーション
山室吉孝	教授	教育原理、保育内容総論 b、教育実習概論
白井京子	教授	保育内容研究 d
朴 淳香	教授	幼児体育、保育内容研究 d、教育実習概論
斎藤 晃	准教授	発達心理学、教育心理学、乳幼児心理学、心理学
比嘉真人	准教授	子ども家庭福祉 I、社会的養護、施設保育実習
田家英二	准教授	社会福祉
早川悦子	准教授	保育者論、乳児保育 ab、保育所保育実習、保育所保育実習指導
橋本弘道	准教授	宗教学、仏教保育、情報機器の操作、保育所保育実習
陸路和佳	准教授	音楽表現 I II、ピアノ・声楽 I ab、保育・教職実践実習
秋田有希湖	講師	身体表現 I II、体育 ab、幼児体育
松下浩之	講師	障害児保育、教育相談の基礎、保育所保育実習
芹澤美奈子	講師	音楽表現 I II、保育内容研究 3、保育所保育実習
鮫島良一	講師	造形表現 I II、保育内容研究 3、保育・教職実践演習
仙田 考	助教	保育内容研究 b、生活、保育所保育実習

歯科衛生科 専任教員一覧（平成 27 年 5 月現在）

氏名	職位（免許）	主要担当科目
渡辺孝章	教授（歯科医師）	歯科保存学 II、歯科予防処置論 III、歯科臨床実習 I・II
加藤保男	教授（歯科医師）	歯科保存学 I、歯科診療補助論 A I・II・III
小倉美恵子	教授	英語 I・II
志村文隆	教授（歯科医師）	小児歯科学、歯科診療補助論 A I・II・III
前澤真理子	教授（医師）	微生物学、薬理学、介護職員初任者研修事業
松田裕子	教授（歯科衛生士）	歯科衛生士概論、歯科予防処置論 I・II・III
小澤晶子	教授（歯科医師）	歯科臨床概論、歯科保健指導論 I・II
奥村英司	准教授	社会学、国語表現法、人生と職業、卒業研究
玉木裕子	准教授（歯科衛生士）	歯科予防処置論 I・II・III、歯科診療補助論 B
小林一行	准教授（歯科医師）	口腔生化学、歯科臨床実習 I・II、卒業研究
花谷重守	准教授（歯科医師）	高齢者、障害者歯科学、歯科補綴学、卒業研究
藤原久子	准教授（歯科医師）	病理学、解剖学、口腔外科学、組織・発生学
田中宣子	講師（歯科衛生士）	歯科診療補助論 A I・II・III
石黒 梓	助教（歯科衛生士）	歯科衛生統計、歯科予防処置論 II・III

(b) 課題

本学では、年齢構成比上、専任教員の高齢化が進行しており、新任教員の採用にあたっては、この点を十分に考慮すべきところである。また、「鶴見大学短期大学部の人事及び勤務に関する規則」により、原則として 1 週 12 時間（6 コマ）の授業を担当することが定められているが、実態として各教員間の担当コマ数に偏りが見られるため、公平性の観点からも是正が必要である。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 現状

本学の教員は、それぞれ学内学会及び専門分野に関連した学会に所属し、教育・研究活動に積極的に取り組んでいる。こうした研究活動の業績は、ホームページ上から随時入力・編集できる研究業績管理システムを活用して広く学内外に公表している。

研究成果については、紀要《備 52》を毎年 3 月に論文集として発行しており、さらに学内学会として保育学会及び保健学会を毎年開催する等、発表の機会を確保している。

本学では、教員によって行われる全ての研究に対し、平成 23 年度から倫理審査委員会を設置してその審査を行っており、平成 27 年 4 月には利益相反委員会を新しく設置して、受託研究等の研究活動についてもコンプライアンス遵守の観点に基づき管理している。

研究活動の場については、6 号館において、講師以上の全ての専任教員を対象に個人研究室を設置しており、机や椅子、書庫、ロッカー等の共通備品を整備している。加えて、各学科が共用で研究及び会議を行うための合同研究室も設置している。

研究費及び研究旅費《備 51》については、短大部の総予算を各専任教員に対して均等（29 万円）に配分し、教員が自らの研究内容に応じて研究費と研究旅費の配分比率を調整することができるよう配慮している。

また、個人研究費とは別に毎年度海外出張費（60 万円）及び特定研究助成費（30 万円）をそれぞれ措置している。さらに、学長裁量経費により、本学の方針に合致した特徴的な研究活動については集中的な支援を受けることができる制度を設けている。

なお、全専任教員は、毎年度始めに当年度の研究計画書と前年度の研究報告書を学長に提出することになっている。

本学の FD 委員会は、規程に基づき夏期期間を除き毎月定期的で開催している。具体的な活動内容として、教育の質向上と活性化を目的とした授業アンケートや、その結果を踏まえた優秀教員への表彰、教員相互の授業参観とその評価、外部講師を招いた FD 講演会等を実施しており、恒常的に教育方法の改善や教員の資質向上に努めている《備 40、

鶴見大学短期大学部

41)」。なお、専任教員の研究活動状況は、以下のとおりである。

保育科 専任教員研究活動一覧（平成 23 年度～27 年度）

氏名	職位	著書	論文	学会発表	その他
松本和美	教授	2	3	7	43
神田伸生	教授	2	0	1	2
上田 衛	教授	8	8	0	14
山田吉郎	教授	2	16	2	30
山室吉孝	教授	2	1	2	1
白井京子	教授	0	0	0	5
朴 淳香	教授	1	3	6	8
斎藤 晃	准教授	0	0	3	1
比嘉真人	准教授	4	1	0	0
田家英二	准教授	5	8	6	0
早川悦子	准教授	4	1	4	65
橋本弘道	准教授	1	7	1	0
陸路和佳	准教授	1	6	5	7
秋田有希湖	講師	0	3	5	18
松下浩之	講師	5	5	7	2
芹澤美奈子	講師	0	4	0	6
鮫島良一	講師	4	1	1	37
仙田 考	助教	1	4	8	40

歯科衛生科 専任教員研究活動一覧（平成 23 年度～27 年度）

氏名	職位	著書	論文	学会発表	その他
渡辺孝章	教授	1	5	3	2
加藤保男	教授	1	2	0	1
小倉美恵子	教授	1	7	6	0
志村文隆	教授	0	0	0	0
前澤真理子	教授	2	2	9	0
松田裕子	教授	7	4	11	0
小澤晶子	教授	0	6	10	0
奥村英司	准教授	0	4	0	2
玉木裕子	准教授	2	4	7	0
小林一行	准教授	11	12	27	0
花谷重守	准教授	0	7	9	0
藤原久子	准教授	2	7	13	0
田中宣子	講師	0	12	4	0
石黒 梓	助教	0	10	34	0

※「著書」には共著を含む

科学研究費等外部からの研究資金の調達は、以下のとおりである。

1. 科学研究費

- 平成 25 年度 申請 6 件のうち採択なし

- 平成 26 年度 申請 6 件のうち 1 件採択
研究代表者 斎藤 晃
研究課題名 早産児の DNA 多型・メチル化とアタッチメント形成・予後との関連性（挑戦的萌芽研究）

- 平成 27 年度 申請 8 件のうち 3 件採択
研究代表者 小倉美恵子
研究課題名 言語変化と複雑適応体系 —英語の史的発達に於ける言語進化と脳の相互関係に基づいて—（基盤研究 C）

研究代表者 小林一行
研究課題名 Er:YAG レーザー併用によるサイトカイン療法の象牙質及び歯周組織再生効果（基盤研究 C）

研究代表者 藤原久子
研究課題名 新規分子標的薬による口腔がんの浸潤転移抑制機構の解明と臨床応用に向けた戦略的研究（基盤研究 C）

2. その他助成事業

- 平成 25 年度 小林製薬株式会社 受託研究 1 件
研究代表者 渡辺孝章
研究課題名 段差植毛歯ブラシによるプラークコントロールの有用性について

- 平成 26 年度 小林製薬株式会社 受託研究 1 件
研究代表者 渡辺孝章
研究課題名 生葉極幅ブラシによるプラークコントロールの有用性について

- 平成 27 年度 小林製薬株式会社 受託研究 1 件
研究代表者 渡辺孝章
研究課題名 生葉極幅ブラシによるプラークコントロールの有用性について

※備付資料「科学研究費助成事業の申請・採択等、外部からの研究資金の調達状況」を参照

鶴見大学短期大学部

専任教員一人当たりの一般研究費・研究旅費は、以下のとおりである。

年度	一般研究費	研究旅費	合計
平成 25 年度	215,460	74,925	290,385
平成 26 年度	215,460	74,925	290,385
平成 27 年度	215,460	74,925	290,385

※備付資料「研究費の配分方法」及び「短期大学部研究費・研究旅費決算」を参照

鶴見大学特定研究助成（短大部実績）は、以下のとおりである。

年度	研究助成者			研究課題
	所属	職名	氏名	
平成 25 年度	保育科	准教授	斎藤 晃	早産児の新生児期行動特徴・脳機能とその予後に関する縦断的研究－前頭前野右優位性、頭頂部・側頭部機能と認知・情動発達との関連性－
平成 26 年度	歯科衛生科	講師	田中宣子	青年期女性の歯の形態学的研究
平成 27 年度	-	-	-	

専任教員の海外派遣、国際会議等の出席状況は、以下のとおりである。

平成 25 年度				
学科	氏名	学会名等	開催地	期 間
歯科衛生科	後藤仁敏	第 6 回中生代魚類国際会議への参加と講演のため	オーストリア ウィーン	H25. 8. 4～8. 10

平成 26 年度				
学科	氏名	学会名等	開催地	期 間
保育科	松下浩之	国際行動分析学会第 40 回年次大会参加のため	アメリカ シカゴ	H26. 5. 23～5. 28
	田家英二	デンマーク福祉施設の視察、調査のため	デンマーク コペンハーゲン	H27. 2. 1～2. 8
	斎藤 晃	2015 SRCD 隔年大会参加のため	アメリカ フィラデルフィア	H27. 3. 17～3. 23
歯科衛生科	小倉美恵子	10 th International Conference on the Evolution of Language にて論文発表のため	オーストリア ウィーン	H26. 4. 12～4. 19
	前澤真理子	13 th International Child Neurology Congress (ICNC2014) に出席のため	ブラジル イグアス	H26. 4. 30～5. 11

鶴見大学短期大学部

	小倉恵美子	18 th International Conference on English Historical Linguisticsにて論文発表のため	ベルギー ブリュッセル	H26. 7. 11～7. 19
	花谷重守	ニューヨーク大学におけるカンファレンス出席及び共同研究のため	アメリカ ニューヨーク	H26. 8. 7～8. 28
		IADH(国際障害者歯科学会)発表・参加のため	ドイツ ベルリン	H26. 9. 28～10. 5
		IADR GENERAL SESSION BOSTON2015 発表・参加のため	アメリカ ボストン	H27. 3. 9～3. 20
	前澤真理子	パナマ、コロンビア(南米)における高齢者福祉、医療の現状視察のため	① パナマ ② コロンビア	H27. 3. 20～3. 30

平成 27 年度				
学科	氏名	学会名等	開催地	期間
保育科	松下浩之	筑波大学との共同研究における中国特別支援学校での教員研修講師派遣のため	中華人民共和国 浙江省寧波市	H27. 4. 28～5. 1
	早川悦子	JICA 課題別研修「中東地域乳・幼児を対象とした就学前教育の拡充」エジプト・フォローアップ調査にセミナー講師として参加するため	エジプト カイロ	H27. 8. 8～8. 15
歯科衛生科	前澤真理子	The 13 th Asian and Oceania Congress of Child Neurology に出席のため	中華民国 台北	H27. 5. 14～5. 16
		国際コミュニケーション教育研修のため	① フランス ② モロッコ	H27. 8. 13～8. 26
	花谷重守	ニューヨーク大学におけるカンファレンス出席及び共同研究のため	アメリカ ニューヨーク	H27. 8. 10～8. 27
		ニューヨーク大学におけるカンファレンス出席及び共同研究のため	アメリカ ニューヨーク	H27. 12. 24 ～H28. 1. 7

教育方法の改善や教員の資質向上を目的としたFD講演会の実績は、以下のとおりである。

FD講演会 実績一覧				
年度	演題	講師	所属	参加者数
H25	建学の精神を短大教育にどのように反映させるか ー建学の精神が目指す教育とは何かー	尾崎正善	仏教文化研究所 兼任研究員	34 (27)
H26	プロフェッショナル（専門職者）の倫理	関根 透	鶴見大学 名誉教授	26 (23)
H27	生き残る大学改革	荻田 仁	㈱内田洋行 教育総合研究所 研究推進担当部長	43 (36)

※（）は、参加者に占める本学教員（実習助手を含む）の内数

授業アンケートの結果に基づく優秀な教員への表彰実績は、以下のとおりである。

鶴見大学短期大学部教員表彰制度 表彰者一覧				
年度	学科	氏名	職位	担当科目
H26	保育科	久保景子	非常勤講師	身体表現 I
	歯科衛生科	花谷重守	准教授	高齢者・障害者歯科学
H27	保育科	松家まきこ	非常勤講師	国語表現法
	歯科衛生科	和田悟史	非常勤講師	歯科矯正学

なお、これらの活動はさまざまな部署との連携に基づいて実施している。特に、学生の実態把握や教学支援については、学生支援センター事務部（教学課）及びIR推進事務室と、研究の活性化と教育へのフィードバックについては、教育研究支援センター事務部との連携により、学習成果の向上に努めている。

(b) 課題

研究活動の業績については教員間で格差が認められるため、各学科の学会誌及び所属学会等への学会発表、論文投稿を求める必要がある。さらに、科学研究費助成金等の外部資金についても獲得意欲が低調であるため、積極的な研究意欲の喚起が必要である。そのためにも、毎年度学長に提出している研究計画書の履行状況を研究報告書によりチェックする等、各教員の研究活動を活性化させるための仕組みを構築することが今後の課題である。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a)現状

本学では、1. 連帯意識の醸成と相互連携の強化、2. 情報の一元化による業務の集中化及び効率化、3. 事務職員数の削減と人件費抑制の3つの柱をコンセプトとして、平成24年度に大規模な組織再編を行った。現在の事務組織は、企画広報室、総務部、財務部からなる管理部門と、学生支援センター事務部、教育研究支援センター事務部、入試キャリアセンター事務部からなる教学部門に分かれている。大学事務局は、事務局長が学長の命を受け事務を総括管理し、全学的な管理・統括を企画広報室、総務部、財務部が分掌し、教育研究や学生支援に直接係る教学部門は、学生支援センター事務部、教育研究支援センター事務部、入試キャリアセンター事務部が分掌しており、その役割は規程上で明確に示されている。学生支援センター事務部は、授業・試験・成績等を担当する教学課と、各教員の研究室が所在する6号館において教育・研究に係る身近なサポートを担当する教学課6号館事務室で構成されており、教育研究支援センター事務部と連携して学習成果の向上に努めている。また、学生支援センター事務部では、併設する大学の学生も含め、学部・学科の垣根を超えた課外活動や福利厚生等の学生支援を行っている。

本学では、防災対策として年2回の訓練を実施しており、特に毎年10月の訓練においては、全ての学生、教職員を対象とした大規模な避難訓練を行っている。その内容は、大規模地震の発生を想定した緊急護身訓練と、地震による火災と津波の発生を想定した高台への避難訓練からなり、教職員が連携して学生の避難誘導にあたっている。平成27年度からは、防災対策のさらなる向上を図るため、学修支援システムを活用した安否確認を行い、避難所においてリアルタイムで学生の安否情報を確認することができた。

なお、本学は地元自治体である横浜市と防災に係る連携協定を締結しており、災害発生時には避難施設として鶴見駅周辺の帰宅困難者を受け入れる等の体制を整える等、学生をはじめとする関係者はもとより、広く地域社会の安全性向上を目指して防災機能強化に努めている。

本学のSD活動は、「鶴見大学事務局SD委員会規程」に基づき、職員の組織的な能力開発及び資質の向上を図り、大学経営の効率化並びに大学改革の推進を目的として、さまざまなSD活動を企画立案し、実施している。具体的には、平成27年度に実施した学生アンケートの結果を基に、グループディスカッションによって学生支援の在り方を検討

し報告をまとめるプログラムを実施する等、部署横断的な職員の資質向上に努めている。
また、既述のとおり、共通意識に基づく教職員が連携した教育研究と学生支援の質向上を目指して、FD・SD 合同のUD 研修会も実施している。

(b)課題

SD 活動に関わる企画立案と実施は、大学事務組織における最も重要な業務の一つである。これからの事務職員は、事務処理能力は言うに及ばず、経営能力や管理能力、コミュニケーション能力等を総合的に兼ね備える必要がある。本学では、職員の組織的な能力開発及び資質の向上を図り、大学経営の効率化並びに大学改革の推進を目的として、さまざまなSD 活動を企画立案し、実施しているが、いずれも十分な時間を費やしたのではないため、一過性の学習経験に留まってしまい、日常業務を通じたPDCA サイクルに繋がっていないことが課題である。

また、各部署それぞれの業務上の都合からも部署横断的な研修機会の設定が困難であり、外部研修に依存しているのが実態である。今後は、長期的な視点に立った事務職員のキャリアパスの設定や人材育成システムを構築する必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a)現状

教職員の就業については、「鶴見大学職員就業規則」に規定しており、特に教育職員(専任教員)の人事及び勤務に関する詳細は、「鶴見大学短期大学部教員の人事及び勤務に関する規則」にて定めている。

本学の組織構成は「学校法人総持学園管理規程」に規定しており、加えて事務組織については「学校法人総持学園事務局事務分掌規程」において各部署の業務分掌を明確に定めている。

なお、これらの関係諸規程は、新任教職員の就任時に建学の精神と合わせて説明することで周知しており、専用のID・パスワードを用いることでホームページ上からも確認可能である。

(b)課題

「鶴見大学職員就業規則」は、併設する大学も含む教職員全体の就業に関する共通基盤であるが、詳細を定める下位規程については、学部・学科間でバラつきがあり、人事管理における公平性が担保されているとは言えない状態である。学部や学科・専攻科ごとにそれぞれ事情も異なり、全てを統一した基準で運用することは困難だが、HRMの観点からも公平性を高める改善が必要である。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

本学では、専任教員の高齢化が進行していることから、教員組織の若返りによる年齢構成比の最適化を踏まえた人事計画を策定し、一般公募により広く人材を募ることで、研究の質や教育の有用性を担保する。

また、各教員間の担当コマ数に偏りが見られるため、公平性の観点からも平準化を図る。研究活動の業績についても、教員間で格差が認められるため、各学科の学会誌及び所属学会等への学会発表、論文投稿を求め、さらに積極的な研究意欲の喚起により、科学研究費補助金等の外部資金の獲得意欲を高め、各教員の研究活動を活性化させる。そのためにも、毎年度学長に提出している研究計画書の履行状況を研究報告書によりチェックする等の仕組みを構築する。

人的資源の内、職員組織については、さまざまなSD活動を実施することで研修時間を確保していくとともに、マクロには長期的な視点に立った事務職員のキャリアパスの設定や人材育成システムの構築を目指し、ミクロには研修による個々の学習が一過性の経験に終わることなく、日常業務を通じたPDCAサイクルに繋がるためにも、各部署における業務形態の見直しを促し、OJT機能を向上させる。

教職員の就業について定めている「鶴見大学職員就業規則」は、併設する大学も含む共通基盤であるが、詳細を定める下位規程については、学部・学科間でバラつきがあり、人事管理における公平性が担保されているとは言えないため、学部や学科・専攻科ごとの事情に配慮しつつ、学長のリーダーシップの下に公平性を高める改善を行う。

【備付資料】

40. FD活動記録 [平成25年度～平成27年度]
41. 専任教員による公開授業の実施 [平成27年度]
42. SD活動実績 [平成27年度]
45. 専任教員 個人調書 [平成28年5月1日現在]
46. 専任教員 教育研究業績書 [平成28年4月1日現在]
47. 非常勤教員一覧表 [平成28年5月1日現在]
48. 鶴見大学報 [平成25年度～平成27年度]
49. 専任教員の年齢構成表 [平成28年5月1日現在]
50. 科学研究費補助金の申請・採択等、外部からの研究資金の調達状況
[平成25年度～平成27年度]
51. 研究費・研究旅費決算 [平成25年度～平成27年度]
52. 鶴見大学紀要第3部：保育・歯科衛生科（第51号～第53号）
53. 学会誌 保育鶴見（第38号～第40号）
54. 学会誌 保健つるみ（第37号～第39号）
55. 教員以外の専任職員一覧表 [平成28年5月1日現在]
64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 現状

本学の校地面積は、短期大学設置基準に基づく基準面積 8,500 m²に対して現有面積 70,731.73 m²、校舎面積は基準面積 6,850 m²に対して現有面積 56,879.27 m²であり、併設する大学との共用部分を含んでいるものの、いずれも設置基準を満たしている。

運動施設としては、キャンパスより徒歩 25 分程に位置する荒立校地（テニスコート・弓道場・運動広場、面積は 15,450.86 m²）と、バスで 20 分程に位置する師岡グラウンド（サッカー・ラグビー・アメフト、面積は 14,588.70 m²）があり、主にクラブ活動で使用している。また、中心校地には体育館（第 1 競技場・第 2 競技場・柔道場・剣道場・トレーニングルーム・リズム実施室、面積は 7,536.67 m²）を併設している。

特に校舎の整備については、防災機能を高めるための耐震補強等、安心・安全を軸に、平成 23 年度から施設設備総合整備計画に着手し、補助金も活用しながら事業を推進した。その結果、平成 25 年度には必要な全ての棟の改修工事が完了した。

講義室等は、併設する大学の文学部と共用している 1・5 号館と、短大部の演習・実習で使用している専用棟の 4 号館にある。1・5 号館の講義室は、201 名以上収容の講義室が 7 室、91～200 名収容が 6 室、さらに演習室が 15 室、マルチメディア教育センターが 4 室、セミナー室が 2 室、総合情報教育設備 LAN 施設が 3 室となっている。また、カリキュラム・ポリシーに基づき必要な演習室・実習室等を保育科及び専攻科は 7 室（4 号館合奏実習室、TML 実習室、図画工作実習室、家政実習室、介護実習室、入浴実習室並びに体育館リズム実習室）、歯科衛生科は 9 室（4 号館臨床実習室 1・2、X 線実習室、TBI

室、リネン室、基礎実習室 1～4) 設置している。なお、教育の質向上のため、臨床実習室 1・2、基礎実習室 3・4 及びリネン室の 5 室においては、デジタルコンテンツの共有やリアルタイムデモンストレーションが可能なマルチメディア実習教育システムを構築し、基礎実習室 1・2 の 2 室においては、映像の共有が可能な e-マルチメディア教育システムを構築している。さらに、基礎実習室 4 の実習台は、平成 24 年 3 月に国家試験対策を考慮したファントムの追加更新を行った。

障がい者への対応としては、自動ドア、多目的トイレ、車いす対応エレベーター、リフト、スロープ、手すり等を設置する等、キャンパスのバリアフリー化を整備計画に基づき推進している。

これら施設・設備の維持管理は、本学のカリキュラムに則して行っており、全学的な施設内の機器・備品については、プロジェクター、書画カメラ、BD、CD、MD、DVD、ビデオ、カセットデッキ等を整備し、それぞれ半期ごとに点検を行っている。また、マルチメディア教育センター (4 室)、総合情報教育設備 LAN 施設 (3 室) の機器についても、教育機器の更新を行った。さらに、各学科固有の教育設備についても適切な維持管理を行っており、その整備状況の一覧は以下のとおりである。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

機器備品名称	台数	整備概要 (管理状況、整備計画等)
ビデオ	38	半期ごとに各設置教室の視聴覚機器の点検を行い、不良箇所があれば修理している。 また、備品の買い替え、新規購入については、年次計画を立案の上、予算申請のうえ整備している。
DVD	41	
BD	26	
CD・MD	5	
カセット	8	
書画カメラ	37	
OHP	2	
プロジェクター	37	
グランドピアノ	5	半期ごとに専門業者による調律を行っている。
アップライトピアノ	17	
電子ピアノ	53	半期ごとに専門業者による点検・調整を行っている。
その他楽器類	1 式	修理が必要であれば、その都度業者に連絡する。
歯科臨床実習用ユニット	44	使用の都度簡単な点検と清掃を行い、不良箇所があれば業者に連絡して修理している。
マルチメディア実習教育システム	1 式	半期ごとに専門業者による点検・調整を行い、必要に応じてその都度修理している。

図書館は昭和 28 年に設置され、現在の図書館棟は昭和 61 年の竣工である。建物の概要は、地上 3 階、地下 2 階の 5 階建て、専有延べ床面積は 7,366 m² である。サービス空間としては、1 階 (1,990 m²) 及び 2 階 (1,772 m²) を開架書架・閲覧席、地階を閉架書庫とし、地下 1 階には視聴覚ブース及びホール (347 m²) を設置している。

閲覧室には、併設する大学を含めた全在籍学生数の 2 割以上に相当する 669 席の座席数を配置しており、試験の混雑期でも十分な席数を確保している。

ICT 環境については、授業や授業時間以外の学習支援のため、52 台のインターネットに接続したパソコンにより、一般的なビジネスソフト、オンライン目録情報、及びオンラインデータベースを提供している。

本学の図書館の特徴は、保育科及び歯科衛生科が必要とする専門図書の他に、各学科の主題に関わるいくつかのコレクションを所蔵していることである。保育科では、幼児教育者として高名な内山憲尚氏の個人文庫と、西洋の 19 世紀から 20 世紀にかけての貴重な絵本のコレクションを所蔵している。歯科衛生科では、歯学部が併設されていることから、和漢洋の医学史・歯学史に関わるコレクションを所蔵している。これらは、貴重書として授業での利用や教員の研究資料として活用され、さらに他の主題も含めて、年に 3 回から 4 回の貴重書展示を開催し、学生にも所蔵資料を周知している。

なお、保育科及び歯科衛生科の主題の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数等については、以下のとおりである。

学科	図書(冊) [うち外国書]	学術雑誌(種) [うち外国書]		視聴覚資料(点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル			
保育科	82, 118[4, 914]	354[39]	31[7]	369	22	0
歯科衛生科	122, 265[18, 811]	188[41]	20[17]	833		0
計	204, 383[23, 725]	542[80]	51[24]	1, 202	22	0

歯科衛生科は、併設する大学歯学部の購入資料にも大きく補われ、また保育科についても、一般図書への支出が軽減されることによる、当該分野での刊行物に特化された予算執行が可能のため、それぞれの当該分野での蔵書構成は網羅的になっている。また、大学との共用という利点により、学科主題以外の一般教養図書についても、総合的な蔵書構成となっている。購入図書の選定は、専任職員 2 名を担当とし、全学図書委員会での推薦図書及び教職員、学生からの希望図書もその対象に含めている。蔵書の廃棄は、規定により亡失や不用資料を主たる対象として、図書委員会での承認の下に年度単位で処理している。図書は、全国平均を上回る予算と、また併設大学との共用施設という環境の下、参考図書を含め充実している。蔵書に関しては、80 万冊以上を所蔵している。

(b) 課題

本学の校舎・施設は、必要な広さや機能については十分に満たしているものの、竣工後 40 年を超える建物もあり、老朽化が目立つ。平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、必要な耐震改修事業は全て完了したが、より高い安全性や学生に対するホスピタリティの観点からも、さらなる改善に向けた整備計画が必要である。

また、障がい者への配慮については、キャンパスが傾斜地に立地しているため、施設間の移動に伴う段差の解消が大きな課題である。

図書館については、面積、蔵書数、座席数等は十分な量と質を備えているが、竣工後 29 年を経て収納可能冊数の上限に達している蔵書の収蔵スペースについて、新たな収蔵スペースの増設や利用頻度の落ちた蔵書の廃棄などの対処が必要な状況になっている。

また、アクティブ・ラーニング対応の学習スペースを設けているが、より充実したラーニング・コモンズの整備も必要となっている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 現状

法人全体の施設・設備等の維持管理については、「学校法人総持学園事務局事務分掌規程」に基づき、財務部管財課が所管している。また、管理責任については、「学校法人総持学園固定資産及び物品管理規程」及び「鶴見大学施設・設備使用管理規程」等に基づき管理責任者等を定めて、適切に管理を行っている《備 64》。

防災については、「学校法人総持学園防火・防災管理規程」及び「鶴見大学防火・防災管理規程」により、災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的に、全学の学生・教職員、委託業者等が参加して年 2 回 10 月及び 12 月に防災訓練を実施している。また、消防設備等についても、年 2 回専門業者とともに点検を実施し、不良箇所が発生した場合は早急に対応している。また、「学校法人総持学園危機管理規程」により危機管理委員会を開催し、災害・事故及び事件等の危機の拡大防止に努めているとともに、危機管理マニュアルを強化し日常的に危機管理体制の充実を図っている。《備 64》

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、あらためて防災に対する認識を深め、災害時の適切な対応が出来るよう、「鶴見大学大規模地震対応マニュアル」を制定し、全教職員に配付した。なお、マニュアル制定にあたっては、広域避難場所に指定されている大本山總持寺と横浜市・鶴見区の関係部署との協議を重ねて立案し、その後関係諸機関と防災協定を締結した。さらに、平成 24 年度からは、全学生に対して大地震対応マニュアル「SAFETY GUIDE」を配布している。

防犯対策は、警備会社に構内の警備を委託している。警備員からの報告は毎朝、警備日報及び口頭にて関係部署に報告されるほか、関係部署と警備会社との定例会を開催して情報等の交換や共有を行っている。

また、日常業務及び有事の対応は、警備計画書・指定事項明細書及び緊急連絡一覧表により迅速に対応し、各警備員との連携を取りながら警備業務を行っている。さらに、建物出入口等の主要な場所に防犯カメラを設置し不審者等の発見や被害防止にも努めている。

コンピュータシステムのセキュリティは、不正アクセスやウィルス被害に備え、アンチウイルスソフトを法人全体で導入している。また、学生用端末は、再起動ごとに記録がリセットされるようソフトウェアで管理している。なお、本学園で提供している各種システムについては、ID・パスワードによる個人認証を行っている。

省エネルギー対策については、東日本大震災直後の平成 23 年 4 月に節電に関する学長メッセージを緊急布告し、学内に節電行動計画対策委員会を設けて「学校法人総持学園省エネルギーマニュアル」及び「節電行動計画」を策定し、省エネルギー・地球温暖化対策に取り組んでいる。なお、各施設の改修事業に際し、太陽光発電システムや省エネ設備を導入し、文部科学省の補助金を活用しながらエコキャンパス化を推進している。

(b) 課題

近年、キャンパス内のセキュリティの重要性が高まっているが、一方で地域社会への開放も大きな使命である。本学は、曹洞宗大本山總持寺の境内に隣接しており、その参道を挟んでキャンパスが展開されているため、開放的である反面、校門や敷地を囲う塀もなく、地域住民の通勤、通学、買い物等の動線となる等、誰でも校内を自由に往来できる環境になっている。したがって、防犯の観点からは大きな課題を抱えていると言える。

コンピュータシステムのセキュリティについては、不正アクセスやウィルス被害に備え、アンチウイルスソフトを法人全体で導入しているが、教員個人が所有し、業務上使用している PC へのインストール作業は各自が行う体制をとっているため、アンチウイルスソフトをインストールしていない PC が存在しており、全学的な把握と改善が必要である。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

本学の校舎・施設は、必要な広さや機能については十分に満たしているものの、竣工後 40 年を超える建物もあり、老朽化が目立つ。安全上、必要な耐震改修事業は全て完了しているが、より高い安全性や学生に対するホスピタリティの観点からも、さらなる改善に向けた整備計画について、平成 36 年に迎える学園創立 100 周年に照準を合わせて総合的に検討していく。

また、障がい者への配慮については、施設間の移動に伴う段差を解消し、施設内にエレベーターが設置されていない 4 号館や 5 号館についても、バリアフリーの観点から早急に改修計画を策定する。

キャンパスの防犯対策については、平成 24 年度から本学の委託警備会社を曹洞宗大本山總持寺と一体化して警備体制の強化を図ってきたが、今後も構内各所に防犯カメラを増設し、地域社会への開放性とのバランスを保ちながら、セキュリティを強化していく。

コンピュータシステムのセキュリティについては、学内で稼動する PC 等を登録申請により把握するとともに、すべての端末にアンチウイルスソフトを必ずインストールするための全学的なシステムの構築を目指す。

なお、学内の ICT 環境に関しては、無線キャンパスネットワーク推進により、平成 26 年度から、学生・教職員を対象とした無線 LAN サービスの運用を開始したが、さらなる利便性向上を目指し、アクセスポイントを増設しながら総合的な ICT 環境の整備を推進していく。

【提出資料】

2. 学生生活 [平成 27 年度]

【備付資料】

56. 図書館利用のしおり

57. 学内 LAN 敷設状況一覧

64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

(a) 現状

本学では、各学科・専攻科の特性に合わせて、卒業後の就業現場での活動に則した情報リテラシー科目を開講する等、技術的資源を活用したさまざまな授業を展開しており、それらの授業に対応する環境の整備は、マルチメディア委員会等による教職協働体制を中心に、情報基盤の整備を所管する学術情報事務室と、施設・設備の維持管理を所管する管財課が連携することで、適切な状態を保持している。

平成 13 年度に運用を開始した、大学からの連絡事項や休講情報が閲覧できるポータルシステムも、平成 19 年度には学生情報と併せた学務システムと統合し、さらに平成 27 年度にはシステムの大規模リニューアルを行い、あわせて学修支援システム manaba を導入する等、学生支援の効率化とサービスの向上を目指して見直しと更新を続けている。

平成 7 年度に運用を開始した学内 LAN 整備は、現在までに全学的なネットワークを構築するだけでなく、カリキュラム・ポリシーとシラバスに基づく ICT 教育設備の充実に重点を置き、無線キャンパスネットワーク事業によるさらなる利便性の向上を図っている。

なお、ネットワークは、教育研究系ネットワーク、事務系ネットワーク、学生系ネットワークに区分され、各セグメント間の通信を制御してセキュリティを確保している。

また、コンピュータを使用した多様な授業形態に対応するため、それぞれの授業形態や用途に合わせて、以下のとおりさまざまなマルチメディア教室を整備している《備 58》。

マルチメディア（情報機器設置）教室整備状況等一覧

館	階	教室番号	教室名	機種	台数
1号館	3階	301	マルチメディア パフォーマンスルーム	Think Centre Edge92x	50
		302	マルチメディア コミュニケーションルーム	Think Centre Edge92x	50
	4階	402	マルチメディア コンピュータールーム1	HITACHI PC8DP4	40
		403	マルチメディア コンピュータールーム2	HITACHI PC8DP4	40
	5階	502	総合情報教育設備 LAN 施設	HP ProDesk400G1DM	71

(b) 課題

教育の質向上に向けて授業における情報技術活用の在り方を検討するマルチメディア委員会等と、全学的な視点から情報基盤等の運用方針や更新計画を所管する学術情報事務室、施設・設備の維持管理を所管する管財課が、それぞれの役割を高いレベルで果たし、相互連携によって技術的資源の有効性を高めることが今後の課題である。

なお、適宜補助金を活用しながら実施している無線キャンパスネットワークの整備についても、さらなる利便性の向上を目指して重点的に推進していく必要がある。

さらに、こうした技術的資源を最大限に活用していくためにも、実際に利用する学生や教職員に対して丁寧に説明を行い、同時にその有効性を実感してもらうためのトレーニング機会も提供していく必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

技術的資源の有効性を高めるためにも、関係する各種委員会や部署の役割を明確にし、研修等によりそれぞれの専門性を高めるとともに、相互が連携して技術的資源の有効性を検証する場を設ける。

また、年次計画に基づき現在進行している無線キャンパスネットワークの整備についても、重点的に予算を措置して推進していく。

なお、技術的資源を最大限に活用していくためにも、学生向けのガイダンスや教職員向けの説明会を実施し、理解を深めるためのトレーニング機会も設定していく。

【提出資料】

2. 学生生活 [平成 27 年度]

【備付資料】

57. 学内 LAN 敷設状況一覧

58. マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a)現状

本法人における資金収支《提18、22、25、26》は、平成25年度から平成27年度にかけて短期の支払資金を減額調整し、長期の特定資産運用にシフトすることで繰越支払資金を減少させており、将来的な経営安定化を図っている。事業活動収支《提20、29、30》は、若干の収入超過傾向であったが、その主要因は、国庫補助金の積極的な獲得や受取利息配当金、有価証券の資産売却差額発生等による収入増加と、教職員数の適正化による人件費の安定、物品調達の一元化や相見積の徹底による教育研究経費及び管理経費の支出抑制である。

貸借対照表《提21、24、27》は、毎年資産総額が増加している中で負債比率は減少(平成25年度9.7%、平成26年度9.2%、平成27年度8.4%)しており、健全に推移している。これらの状況からも、本学の存続可能性を担保するだけの財政が維持されていると言える。

退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れており、退職給与引当特定資産も100%を積立てている。

資産の運用管理については、「学校法人総持学園資産運用管理規程」《備64》を制定し、資産運用管理委員会において運用の方針や環境及び状況を確認し、理事長(資産運用管理委員会委員長)が、理事会並びに評議員会に報告を行い適正に管理している。

本法人の教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)は、平成25年度35.6%、平成26年度29.8%、平成27年度29.7%であり、本学においては、平成25年度32.6%、平成26年度27.3%、平成27年度22.3%と、いずれも20%以上の水準であり、教育研究用の施設・設備等についても、法人全体として、平成25年度2,253百万円、平成26年度731百万円、平成27年度1,539百万円、本学においても、平成25年度314百万円、平成26

年度 91 百万円、平成 27 年度 170 百万円を支出しており、教育研究環境と学習資源の向上に対して、十分な資金を配分している。それは、大学ランキング（朝日新聞出版）の大学図書館ランキングで毎年上位を保っていること等からも、客観的に測ることができる。

本学は、教育研究の質を向上させるためにも、定員管理の厳格化と、それに基づいた予算編成を目指しており、入学定員充足率、収容定員充足率ともに、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて 1.1 倍前後で推移していることから、健全性の高い財務体質を維持していると言える。

(b) 課題

本学は、経常収入における学納金比率が 76.9%と高く、学生数の増減が経営に与える影響が大きい。そのため、今後は寄付金の積極的な募集や、資産運用の高度化、付随事業の拡大等により収入の多角化と安定化を図る必要がある。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 現状

本学は、建学の精神に基づき豊かな教養と高度な知識・技能をあわせ持つ専門的職業人を養成し、社会に貢献してきた。これこそが、本学の強みであり、それは教育課程を通じた高い資格取得率と、それを生かした 100%の就職率によって証明することができる。しかし、若者の高等教育進学率の上昇によるユニバーサル化や、社会におけるダイバーシティ化の進展等により、学生の価値観やニーズが多様化している現代においては、これまでの在り方がもはや強みとして機能しなくなる可能性を孕んでいる。

また、本学に限らず、中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」においても指摘されている事項ではあるが、教員と対等な立場で協働し大学運営に参画することができる高度な専門性を持った職員が不足していることが弱みになっている。さらに、基準Ⅲ-A にも記したとおり、専任教員の研究意欲の低さに

については、併設する大学の研究実績から比較しても明らかであり、研究時間の確保も含めて弱みと言える。

なお、本学は、先述のとおり適切な定員管理を行うことで、定員充足率も 1.1 倍で推移しており、平成 27 年度の事業活動収入に対する支出割合が、人件費 51%、教育研究経費 22%、管理経費 7%であることから、定員に見合った経費のバランスが保たれていると言える。

(b) 課題

大学経営のうち、特に財政的な計画については、平成 16 年度から平成 27 年度までの実績に基づき推計し、平成 31 年度までの中期計画を策定している。しかし、主たるターゲットである神奈川県内の 18 歳人口の変化率や高校生の進学志望動向等の外部変数を考慮していないため、客観性が担保しきれていないことが課題である。

施設・設備面においては、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した総持学園施設・設備総合整備計画により、各施設の耐震性能等の安全性は向上したものの、昭和 56 年以前に竣工した施設については陳腐化・老朽化が目立つため、教育環境のさらなる改善に向けた大規模な整備計画について、平成 36 年に迎える学園創立 100 周年に照準を合わせて総合的に検討していく必要がある。

人事面においては、定年年齢の引き下げ、選択定年制の導入、入試手当のカット等、人件費を抑制する取組みは実施しているものの、長期的な視点に立った人事計画を策定しておらず、職員については大学運営を担う高度な専門性を涵養するための育成施策や採用方針を明確化し、教員については各学科の教育課程の在り方や本学そのものの方向性に合致した教員を選考し、処遇を公平に評価していく仕組み作りが必要である。

なお、施設・設備面及び人事面の双方において、その向上には文部科学省による補助金や科学研究費助成金等の外部資金の獲得を前提としているが、それらを補完する形で戦略的に資源配分を行う等の、メリハリある経営方針を打ち出す必要がある。

学生募集対策は、安定した学納金収入確保のためにも重要な課題であるため、基準Ⅱ-A-3 にも記したとおり AO 入試や指定校推薦入試等の多様な選抜機会を設定し、さらに Web 出願を導入する等、学生の利便性向上も図っているが、今後は全学的なアドミッション・オフィスとしての機能を整備することで、学科間の連携や教職協働による効果的な学生募集を展開していく必要がある。さらに、定員未充足が常態化している専攻科（保育専攻・福祉専攻）については、学生募集対策だけでなく、教育課程や設置形態の在り方そのものも含めて検討しなければならない。

なお、これらの全てを包含する最も重要な課題こそが、本学の将来像の明確化であり、全教職員で正しい現状認識を共有し、社会変化の動向やニーズを把握しながら、本学の特色を生かした新たな役割や目指すべき姿を形成していく必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

何よりも、社会変化の動向やニーズを把握しながら、本学の特色を生かした新たな役割や目指すべき姿といった将来像を明確にすることが肝要であるが、これはそもそも私学としての根源的なミッションに関わる問題であり、ただ財的資源という一面的な観点から論じることができない。将来像は、建学の精神を基盤に多様な資源の組み合わせと組織の総意によって明確になっていくはずのものである。ただし、その過程においては、私学が教育組織体であると同時に経営組織体でもあることを鑑みれば、量的な経営判断指標等に基づいた財的資源という観点からの情報が必要不可欠であり、意思決定に際して大きな影響力を発揮することも事実である。以上からも、最大の経営課題である将来像の明確化については、理事長及び学長のリーダーシップの下、短大部長や各学科長、各事務部署が連携しながら全学的視点に立って早急に検討を重ねる。なお、その際は、情報公開によって多くの教職員が状況を共有することで、ボトムアップによる全学的なコンセンサスを形成していく。また、学生や保護者、横浜市及び鶴見区等の地元自治体、実習施設をはじめとするさまざまなステークホルダーの意見を聴取し、反映させる。

将来像の実現に向けた財的資源の改善については、財務体質、施設・設備、人事等のさまざまな課題に対して、それぞれの改善計画を策定し、実行していく。

財務体質については、収入の多角化による経営基盤の安定化を目指し、担当者の専門性を高めるとともに金融機関等との連携を強化することで、安全性を担保しながら有価証券等による資産運用の効率化を図る。さらに、平成 36 年度の学園創立 100 周年記念も見据えた寄付金募集計画《備 59》を策定し、理解と賛同を得られるような募集を積極的に展開していく。

施設・設備については、キャンパス全体を含む総合的な整備計画を検討する。ここでも、学生をはじめとするステークホルダーの意見を積極的に取り入れていく。

人事についても、人的資源管理の観点から長期的な人事計画や人材育成計画を策定し、目指すべき将来像に合致した人材の選考、FD や SD 活動による能力開発、公平な評価と処遇への反映等、必要な人事施策を実施していくことで、経営の効率化と高度化を図る。

【提出資料】

18. 資金収支計算書の概要 [平成 27 年度]
19. 活動区分資金収支計算書（学校法人）[平成 27 年度]
20. 事業活動収支計算書の概要 [平成 27 年度]
21. 貸借対照表の概要（学校法人）[平成 27 年度]
22. 財務状況調べ [平成 25 年度～平成 27 年度]
23. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 [平成 25 年度～平成 26 年度]
24. 貸借対照表の概要（学校法人）[平成 25 年度～平成 26 年度]
25. 資金収支計算書 [平成 25 年度～平成 27 年度]
26. 資金収支内訳表 [平成 25 年度～平成 27 年度]
27. 貸借対照表 [平成 25 年度～平成 27 年度]
28. 活動区分資金収支計算書 [平成 27 年度]

29. 事業活動収支計算書 [平成 27 年度]
30. 事業活動収支内訳表 [平成 27 年度]
31. 消費収支計算書 [平成 25 年度～平成 26 年度]
32. 消費収支内訳表 [平成 25 年度～平成 26 年度]
33. 消費収支状況の推計表（高中校を除く） [平成 16 年度～平成 31 年度]
34. 事業報告書 [平成 27 年度]
35. 事業計画書 [平成 28 年度]
36. 予算書 [平成 28 年度]

【備付資料】

59. 鶴見大学教育振興支援寄附金 募集文書
60. 財産目録 [平成 25 年度～平成 27 年度]

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

テーマ A (人的資源)

本学では、専任教員の高齢化が進行していることから、年齢構成比の最適化を踏まえた人事計画を策定し、一般公募により広く人材を募ることで、研究の質や教育の有用性を担保していく。

また、各教員間の担当コマ数の偏りを平準化し、研究業績の格差についても、FD活動を通じて積極的な研究意欲の喚起を図り、研究活動を活性化させる。そのためにも、平成 28 年度を目途に、毎年度学長に提出している研究計画書の履行状況を研究報告書によりチェックする等の仕組みを構築する。

職員組織については、さまざまな SD 活動を実施することで研修時間を確保していくとともに、平成 30 年度を目途に、長期的な視点に立った事務職員のキャリアパスの設定や人材育成システムの構築を目指す。また、研修の効果を継続させ、日常業務を通じた PDCA サイクルに繋げるためにも、各部署における業務形態の見直しを図りながら職員の成長を促す。

教職員の就業について定めている「鶴見大学職員就業規則」は、併設する大学も含む共通基盤であるが、詳細を定める下位規程については、学部・学科間でバラつきがあり、人事管理における公平性が担保されているとは言えないため、学長のリーダーシップの下、平成 30 年度までに公平性を高める改善を行う。

テーマ B (物的資源)

障がい者への配慮については、キャンパス内のバリアフリー化改修を、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて集中的に推進する。

また、本学の校舎・施設は、必要な広さや機能については十分に満たしているものの、竣工後 40 年を超える建物もあり、老朽化が目立つ。安全上、必要な耐震改修事業は全て完了しているが、より高い安全性や学生に対するホスピタリティの観点からも、さらなる改善に向けた整備計画について、平成 36 年に迎える学園創立 100 周年に照準を合わせて総合的に検討していく。なお、その際には「学修・学生生活に関するアンケート調査」に基づき、学生の意見も反映させていく。

キャンパスの防犯対策については、平成 29 年度までに構内各所に防犯カメラを増設するとともに、委託している警備会社とも定期的に協議を行うことで、セキュリティを強化していく。

テーマ C (技術的資源をはじめとするその他の教育資源)

技術的資源の有効性を高めるためにも、関係する各種委員会や部署の役割を明確にし、研修等によりそれぞれの専門性を高めるとともに、相互が連携して技術的資源の有効性を検証する場を平成 28 年度に設置する。

また、平成 25 年度から年次計画に基づき実施している無線キャンパスネットワークの整備についても、重点的に予算を措置して推進することで、平成 29 年度を目途に完了を目指す。

テーマD（財的資源）

理事長及び学長のリーダーシップの下、短大部長や各学科長、各事務部署が連携しながら、全学的視点に立って早急に本学の目指す姿、将来像の検討を行う。なお、情報公開による状況の共有に基づき、多くの教職員が参加することで、全学的なコンセンサスを形成し、ボトムアップ型の改善を行う。そのためにも、FD・SD活動を活性化させるとともに、平成28年度にはIR機能を強化し、あわせて若手教職員も含めた将来像の検討体制を構築する。

また、将来像の実現に向けた財的資源の改善についても、平成28年度から理事会の開催頻度を高めることで意思決定の質向上と迅速化・効率化を図り、平成36年度に迎える学園創立100周年に向けて、財務体質、施設・設備、人事等のさまざまな課題に対して集中的に取り組んでいく。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

鶴見大学短期大学部

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

理事長は、寄附行為第11条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理しており、理事会を中心とした本学園の管理運営にリーダーシップを発揮している《提37》。

理事会は、寄附行為第14条第2項により、本法人の最高意思決定機関として機能しており、寄附行為・学則の変更、予算・決算、その他重要事項の全てを決定している《提37》。なお、理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。さらに、法人組織と教学組織の意思疎通を強化するため、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項は、学内理事協議会で審議している《備64》。

学長は、「学長等の選任に関する規程」に基づいて選任し、教学運営の責任者としてリーダーシップを発揮している《備64》。

学長の職責については、学校法人総持学園管理規程第5条第2項に「学長は、校務を掌り、所属職員を統督して、学内の教育研究に関する事項の全般を管理し、大学及び短期大学部を代表する」と定めている《備64》。

大学のガバナンス改革に関する学校教育法の改正に伴い、平成27年4月に教授会規程を「学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする」と変更した《備64》。各学科・専攻科における教学上の問題が発生した場合は、学科長を中心にそれぞれの学科でまず検討し、各種委員会等を経て教授会で審議し、必要に応じて学長に上申している。この間、各学科長は必要に応じて短大部長、学長と連携を図っている。

監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第7条第2項に基づき、法人の業務全般及び財産の状況について監査を行い、毎会計年度終了後、5月末までに開催される理事会及び評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている《提37、備68》。

また、理事会及び評議員会に毎回出席して法人の運営全般に関する情報及び理事会の意向を把握し、監査結果を報告のうえ意見を述べている。

本法人の評議員会及び評議員に関する事項は、選任方法、議決事項、諮問事項、意見具申等について、寄附行為第4章に定めるところにより執行されている。《提37》評議員の定数についても、私立学校法第41条第2項に基づき、理事の定数に対してその2倍を超えるものとしており、現員数も規定のとおり選任している《備62》。

評議員会では、理事会において決定した議案の報告や、上記議決及び諮問事項以外の案件についても意見を聴取している。

毎年の予算については、毎年度10月1日をもって、各会計部門全てに、翌年度の事業計画と予算についての基本的な編成方針を通達し、各部門の意向を集約した事業計画・予算編成業務に着手し、関係部門との調整の後、法人事務局で取りまとめを行っている。その取りまとめは、法人の事業計画（案）、予算（案）となって事前に事務部長会議、学部長会議、学内理事協議会に諮った後、3月開催の理事会・評議員会において審議し決定している《提35、36》。

決定した事業計画の進捗、予算の執行については、毎年度中間期において、公認会計士を加えて、監事の間接監査を実施している。この中間監査では、学長、事務局長、短大部長等学内の教職員がその実績を中心に説明を行っている。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準IV-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- ② 理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
- ③ 学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a)現状

理事長の職務は、寄附行為第11条にて「この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、法人全体の統括者として学内諸機関の健全運営を担っている《提37》。

現理事長は、本学の設置母体である曹洞宗大本山總持寺において、その運営を統括している監院であり、仏教、とくに禅の教えに基づく円満な人格の形成（大覚円成）と人類社会に対する感謝・報恩の実践（報恩行持）を建学の精神に掲げる本学園の代表者として適任といえる《備61》。

理事長は、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた決算及び事業実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を5月に開催している理事会で決議し、同日に開催する評議員会に報告し、意見を聴取している。

理事会は、寄附行為第14条第2項にて「この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、本法人の最高意思決定機関として機能している《提37》。理事会は、理事長が招集し、理事総数の過半数以上の出席により成立し、理事長が議長を務めている。理事会では、寄附行為・学則の変更、予算・決算、その他重要事項の全てを決

定している。なお、法人組織と教学組織の意思疎通を強化するため、理事会及び評議員会に提案・報告する全ての事項は、学内理事協議会で審議している《備64》。

理事会は、第三者評価を含む自己点検活動をはじめ、教育研究の質的向上を図るために必要な学内外の情報収集を行い、本学の健全な発展に向けた意思決定にあたっており、情報公開に関しても、学校教育法施行規則に規定する教育研究活動等に関する情報、財務情報、自己点検・評価に係る情報を常時ホームページで公表するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて恒常的に、かつ継続的に学内外に発信している《備48》。

理事の選任に関しては、私立学校法第38条及び学校教育法9条に準じた寄附行為第6条に基づき、適切に行っている。現行理事会の選出条項ごとの構成は、大本山總持寺の貫首、副貫首各1人（寄附行為第6条第1項第1号）、鶴見大学長及び鶴見大学附属高等学校長各1人（同第2号）、評議員のうちから、理事会において選任した者1人又は2人（同第3号）、教職員のうちから理事会において選任した者2人以上4人以内（同第4号）、大本山總持寺の監院並びに後堂及び副監院の職にあるものうちから、監院が推薦した者2人又は3人（同第5号）、法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任した者2人又は3人（同第6号）の計11人以上16人以内である《提37、備62》。

いずれの理事も識見が高くかつ判断力の優れた人物であり、建学の精神を十分に理解している。

(b) 課題

理事会は、その役割を鑑み、より迅速かつ効率的な意思決定を行うために、開催頻度を高める必要がある。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

本学園寄附行為において、理事長の職務権限が明確に規定されており、本法人の公共性や経営責任において、監事の監査機能と連動して理事長はリーダーシップを発揮している《提37》。

しかし、理事会の開催が、毎年度3～4回が通常であり、意見具申等の場としては十分ではない。より迅速かつ効率的な意思決定を行うためにも、平成28年度からは理事会の開催頻度を高める。

【提出資料】

- 35. 事業計画書[平成28年度]
- 36. 予算書[平成28年度]
- 37. 学校法人総持学園 寄附行為

【備付資料】

- 48. 鶴見大学報[平成25年度～平成27年度]
- 61. 理事長履歴書
- 62. 学校法人総持学園役員・評議員名簿[平成28年7月1日現在]
- 64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」
- 68. 監事の監査状況[平成25年度～平成27年度]

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
 - ③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
 - ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a)現状

現学長は、「学長等の選任に関する規程」による選考プロセスを経て、平成26年4月1日に就任した《備64》。学長は、平成12年度から6年間にわたり短大部長、平成18年度から4年間にわたり鶴見大学附属高等学校・中学校校長の経験があり、就任当初から本学の管理運営にリーダーシップを発揮しており、短期大学設置基準第22条第2項に定める学長の資格要件を満たしている《備65》。

学長の職責については、学校法人総持学園管理規程第5条第2項に「学長は、校務を掌り、所属職員を統督して、学内の教育研究に関する事項の全般を管理し、大学及び短期大学部を代表する」と定めている《備64、66》。

教授会は、「鶴見大学短期大学部教授会規程」第3条の定めるところにより、定期的で開催し、短大部長は学長の命を受け教授会の議長となる。また、同規程第3条には審議事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会の議事録については、本学教授会規程第8条に「議長は、教授会の日時、場所、審議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない」と定めており、そのとおり実施されている《備64》。

平成27年4月には、大学のガバナンス改革に関する学校教育法の改正に伴い、教授会規

程を「学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする」と変更した《備64》。各学科・専攻科における教学上の問題が発生した場合は、学科長を中心にそれぞれの学科でまず検討し、各種委員会等を経て教授会で審議し、必要に応じて学長に上申している。この間、各学科長は必要に応じて短大部長、学長と連携を図っている。

本学は、建学の精神に基づき、学科の特性に応じたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、教育にあたっている《提1、5》。教授会は、この3つの基本方針を深く認識したうえで、学習成果が挙がるように努めている。3つの基本方針は、ホームページに掲載して広く社会に公表している。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営しており、必要に応じて合同の委員会を開催する等臨機応変に対応している《備64》。議事録は、委員会の庶務を担当する事務局において作成され、適切に保管されている《備67》。

(b) 課題

短大部長は、学校教育法の改正を機に、これまで以上に学長との連携を密にする必要がある。また、学長が短大部の教育内容等についてリーダーシップを発揮するためには、教職員が学校教育法の改正の趣旨を理解する必要がある。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

本学の学長は、併設する大学の学長でもあり、その教育活動全般について全学的にリーダーシップを発揮する立場にある。教授会の運営については、学長と短大部長が協働することが理想的であり、そのためにも定期的な協議の機会を設定し、相互の連携を強化する。

また、学長のリーダーシップに基づき大学改革を推進するためには、教職員が学校教育法の改正の趣旨を理解することが重要であり、FD・SD等の学内研修の機会を増やすことによって共通の理解を深めていく。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]
5. 履修要項[平成 27 年度]

【備付資料】

64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」
65. 学長 個人調書[平成 28 年 5 月 1 日現在]
66. 教授会議事録[平成 25 年度～平成 27 年度]
67. 各種委員会議事録[平成 25 年度～平成 27 年度]

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 現状

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 7 条第 2 項に基づき、法人の業務全般及び財産の状況について監査を行い、毎会計年度終了後、5 月末までに開催される理事会及び評議員会に提出し、決算の監査報告を行っている《提 37、備 68》。

また、会計監査法人（公認会計士）と監査内容についての意見交換等を行い、情報の共有化を図っている。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席して法人の運営全般に関する情報及び理事会の意向を把握し、監査結果を報告のうえ意見を述べている。このほか、監事は、文部科学省主催の学校法人監事研修会に毎年参加し、私学行政の現状と課題及び最新の監査事情等の把握に努めている。

(b) 課題

平成 25 年度及び平成 26 年度は、監事 1 人を専任とし、週 1 日フルタイムの業務体制を敷いてきたが、監事の都合により平成 27 年度から非常勤の監査業務体制となった。

日常的な監査業務について、特段の支障は生じていないが、三様監査（監事・法人・会計監査人）の体制について検討する必要がある。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

(a) 現状

本法人の評議員会及び評議員に関する事項は、選任方法、議決事項、諮問事項、意見
具申等について、寄附行為第4章に定めるところにより執行されている《提37》。評議
員の定数についても、私立学校法第41条第2項に基づき、理事の定数に対してその2倍
を超えるものとしており、現員数も規定のとおり選任している《備62》。

評議員会では、理事会において決定した議案の報告や、上記議決及び諮問事項以外の
案件についても意見を聴取している。

(b) 課題

評議員会は、理事会を含め役員の評議員会としての機能を十分に果たしているが、平
成28年度から理事会の開催頻度を高めるにあたり、評議員会に係る議決・諮問事項を精
査し、明確にする必要がある。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a)現状

本法人は、毎年度10月1日をもって、各会計部門全てに、翌年度の事業計画と予算についての基本的な編成方針を通達し、各部門の意向を集約した事業計画・予算編成業務に着手し、関係部門との調整の後、法人事務局において取りまとめを行っている。

その取りまとめは、法人の事業計画（案）、予算（案）となって事前に事務部長会議、学部長会議、学内理事協議会に諮られた後、3月に開催される理事会・評議員会において審議し決定される《提35、36》。

決定された事業計画の進捗、予算の執行については、毎年度中間期において、公認会計士を加えて、監事による中間監査を実施している。この中間監査では、学長、事務局長、短大部長等の学内の教職員がその実績を中心に説明を行っている

資産及び資金の運用については、理事長を委員長とする資産運用管理委員会を常置して管理しており、ガバナンスが適切に機能している《備64》。

経理・財務の分野についても、ガバナンスが適切に機能している。適切な経理・財務業務の結果として、計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示していると、監事及び監査法人からも監査報告書が提出されている《備60、68》。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則、私立学校法に規定に基づき、教育情報、財務状況に係る情報を常時ホームページで公表するとともに、必要に応じ学園広報誌を通じて恒常的に、かつ継続的に学内外に発信している《備48》。

(b)課題

業務執行に関する監査については、会計監査人（公認会計士）と監事の意見交換、意見具申も実施しているが、ガバナンス強化の観点からもその内容及び回数の充実を図る必要がある。

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

本学園の運営面における健全性・安定性向上や、本学の教育面における質向上については、理事長及び学長によるリーダーシップの発揮が不可欠であり、加えて監事、評議員会がそれぞれ私立学校法及び寄附行為の規定を遵守し、理事会の意思決定や業務執行をチェックすることが、ガバナンスを維持し強化することに繋がる。

ガバナンス強化の一環である監事機能の充実という点においては、今後、特に業務監査に加えて、法人との連携強化体制を検討する。また、三様監査（監事・法人・会計監査人）についても実施体制を整える。

【提出資料】

- 35. 事業計画書[平成 27 年度]
- 36. 予算書[平成 28 年度]
- 37. 学校法人総持学園 寄附行為

【備付資料】

- 48. 鶴見大学報[平成 25 年度～平成 27 年度]
- 60. 財産目録[平成 25 年度～平成 27 年度]
- 62. 学校法人総持学園役員・評議員名簿[平成 28 年 7 月 1 日現在]
- 64. 諸規程集（別ファイル）「学校法人総持学園 規程集」
- 68. 監事の監査状況[平成 25 年度～平成 27 年度]

基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事長及び学長が強いリーダーシップを発揮するためにも、平成 28 年度からは理事会の開催頻度を高め、意思決定の円滑化と議論の活性化を図る。同時に、ガバナンス強化の観点から監事、評議員会の理事会による意思決定や業務執行のチェック機能を高め、定期的な三様監査の実施体制を整備することで、運営の一層の健全化と効率化を図る。

また、継続的な PDCA サイクルによる大学改革の実現には、理事長と学長、学長と短大部長の連携強化による管理運営と教学運営の一体化、教職員による学校教育法等関係法規の理解と実践が不可欠であることから、FD・SD 等の学内研修の機会を増やすことによって共通の理解を深めていく。

◇ 基準IVについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

リーダーシップとガバナンスの強化を図るために、平成 25 年度から UD (FD・SD 合同) 研修会を継続的に開催し、全学的に大学改革を推進している《備 40、42》。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
なし

【備付資料】

- 40. FD 活動記録[平成 25 年度～平成 27 年度]
- 42. SD 活動実績[平成 25 年度～平成 27 年度]

選択の評価基準

【選択的評価基準】

職業教育の取組みについて

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

(a) 現状

本学は、建学の精神に基づき、深い教養と専門的な技能をあわせ持ち、社会福祉及び文化の向上に貢献する道義あつき人材の育成を目的としており、それが各学科における職業教育の役割・機能として具体化されている。

1. 保育科

保育科は、「禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する」ことを目的とした学科であり、教育課程そのものが職業教育の役割・機能を内包している《提 2、4、5》。特に、隣接する附属幼稚園と連携した保育実習を筆頭に、講義と実習を効果的に組み合わせることにより、知識の定着や実践的技術の修得を促し、あわせて自発的な就業意識の涵養も行われている《提 1》。

2. 歯科衛生科

歯科衛生科は、「禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する」ことを目的とした学科であり、教育課程そのものが職業教育の役割・機能を内包している《提 2、4、5》。特に、2年生後期から3年前期の歯科臨床実習では、併設する大学歯学部附属病院内各科や、歯科診療所において臨床参加型の実習を行っており、歯科衛生士として卒業後に即戦力となりうる学問的知識と卓越した技術の修得を目指した教育課程を編成している《提 1、5》。さらに、講義科目「人生と職業」を通じて、プロフェッショナリズムやライフワークバランスについて、学生が主体的に考察して就業意識を涵養する機会を提供している《提 12》。

(b) 課題

本学は、各学科ともに就職率 100%を誇っており、特にほとんどの学生が知識や技能を生かした専門的な職業（幼稚園教諭、保育士、歯科衛生士）に就いていることから、社会の要請に応えた職業教育を実施していることが分かる《提 1、3》。しかしながら、就職内定後に辞退する学生や、就職後数年以内に退職する卒業生も存在している。ところが、就業後の満足度や離職率をはじめとする卒業生の実態は十分に測定できておらず、本学の職業教育の成果が社会や学生個人の人生に対してどれだけ貢献しているのかを定量的に把握していない。PDCA サイクルによって職業教育の質を向上させるためにも、今後は卒業生の実態を正確に追跡していく必要がある。

(c) 改善計画

既に実施している卒業後の動向調査については、回収率が低いため、卒業生の実態が十分に反映されていない。PDCA サイクルによって職業教育の質を向上させるためにも、調査を継続的に行うとともに、回収率を高める工夫を施し、定量的な分析に繋げていく。

また、保育科においては、保育現場で働く卒業生達で組織される同窓会の「保育ネットワーク」と連携することで、就職支援やリカレント教育の強化を図る。

歯科医衛生科においては、平成 28 年度より、現状の臨床実習に加え、東邦大学医学部との協定に基づき周術期の口腔管理の実習を行うことで、今後の社会状況の変化も見据えた職業教育を行う。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]
3. DATA BOOK[2015]
2. 学生生活[平成 27 年度]
4. 鶴見大学短期大学部学則
5. 履修要項[平成 27 年度]
12. 授業計画 歯科衛生科[平成 27 年度]

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

(a) 現状

後期高等教育から本学の専門的な職業教育への移行に際しては、高校生等が幼稚園教諭や保育士、歯科衛生士といったそれぞれの目指す姿（ディプロマ）に対して、事前に強いキャリア意識を持ち、学習意欲を高めておくことが重要であると考え。そのためにも、オープンキャンパスにおける模擬授業や個別相談だけでなく、高校を訪問して出張講義を行い、本学の教育目的や具体的な職業教育に対する理解を深めてもらうことで、入学後のミスマッチや学習意欲の低下を防止している。

また、法人内には鶴見大学附属高等学校を設置しており、進路指導教員との懇談会を定期的に行うことで、高校生のニーズや動向の把握に努めるとともに、本学の教育内容に対する理解を深めてもらっている。

(b) 課題

模擬授業は、要請に応じて随時実施しているが、教育関連の斡旋業者を媒介しているため、依頼件数が伸び悩んでいる。今後は、本学の教育目的や具体的な職業教育について、より多くの高校生に伝えるための工夫が必要である。

(c) 改善計画

教育関連の斡旋業者のみに頼らず、積極的な高校訪問によって進路指導教員との対話を重ねることで、出張講義の機会を増やし、高校生に対して本学の教育目的や具体的な職業教育に対する理解を深めてもらう。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

本学の職業教育は、各学科ともに文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則り、指定された専門的な職業能力の修得と資格取得のために必要な科目を基盤として編成されているため、その内容と実施体制については十分に担保されている《提 5》。

また、職業教育を支える体制として、キャリア支援課に 7 名のキャリアアドバイザー（有資格者）を配置しており、1 年次から就職ガイダンスや各種就職模擬試験、卒業生による就業実態についての講義、就職内定者による体験報告会を開催する等、段階に応じた職業教育支援を実施している。さらに、面接・マナー・自己分析講座、公務員対策講座等、学科や個々の学生に応じたきめの細やかな対策が行われている《備 36、71》。

なお、これに加えて、以下のとおり学科ごとに独自の工夫も行っている。

1. 保育科

保育科においては、さまざまな実習機関の園長や施設長に、実習にあたっての保育者としての心構え等を講演してもらうことで、就業現場における実態と生の意見を職業教育に反映させている《提 11》。

2. 歯科衛生科

歯科衛生士という職業に対する理解を深め、学生自らが目指す姿を明確にするために、講義科目として「人生と職業」を開講し、歯科診療所及び病院勤務の歯科衛生士による講義を行っている《提 12》。

(b) 課題

平成 27 年度の求人件数は、保育科 1,433 件（入学定員の 7.2 倍）、歯科衛生科 1,258 件（入学定員の 8.4 倍）であり、本学の職業教育の内容が社会から高く評価されていると受け止めることもできる《提 1》。しかし、一方で職業に対する理解不足や就業意欲の低さから、就職後のミスマッチによる早期退職も発生しており、今後は学生一人ひとりが学習成果を生かしてやりがいを持って働くことができるような職業教育の工夫が必要である。

(c) 改善計画

学生一人ひとりの職業意識を高めるために、各学科とキャリア支援が連携して、養成するそれぞれの職業の実態を学生に周知する機会を設定していく。また、実習機関との懇談会等により得られた就業現場の生の意見を教育課程に反映させていくとともに、専門的な職業人としてのプロフェッショナリズムや責任感を涵養するプログラムも展開していく。

また、父母等の保護者を対象とした就職説明会等を実施することで、学生が目指す職業に対する理解を深めてもらい、学校と家庭による一体的な職業教育支援体制の構築を目指していく。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]

- 5. 履修要項[平成 27 年度]
- 11. 授業計画 保育科[平成 27 年度]
- 12. 授業計画 歯科衛生科[平成 27 年度]

【備付資料】

- 36. 就職の手引き[平成 25 年度～平成 27 年度]
- 71. 就職ガイダンス配布資料

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

(a)現状

本学では、各学科ともに社会人特別選抜入試制度により社会人学生を受け入れている《備 39》。社会人学生は、入学目的が明確かつ学習意欲が旺盛であり、授業の理解度が深く、高い協調性や勤勉な姿勢は他の学生に好影響を与えている。

また、学び直し（リカレント）の一環として、保育科においては教員免許講習を平成 22 年度から実施しており（平成 24 年度から平成 26 年度は耐震改修工事のため未実施）、本学卒業生の受講希望者が多い《備 70》。歯科衛生科においては、在宅歯科医療研修会を平成 27 年度から開始している。

(b)課題

高校訪問や出張講義をはじめ、高校生を対象とした情報発信には積極的に取り組んでいるが、その反面、社会人を対象とした情報発信は十分とは言えず、教育課程についても就労と学習を両立できるような編成にはなっていない。生涯学習の観点からも、現職の幼稚園教諭や保育士、歯科衛生士が、働きながら教育プログラムを受けることができるような枠組みを検討する必要がある。

なお、保育科においては、幼稚園教諭及び保育士の両免許取得のための講座を開講する等、認定こども園制度をはじめとする国の幼保一元化政策の動向を踏まえたリカレント教育プログラムも柔軟に検討する必要がある。

(c)改善計画

本学の社会人学生やリカレント教育プログラム受講者を中心に、ニーズやプログラム編成に対する意見を聴取し、各学科に関連する専門的職能団体とも連携を図りながら、今後のリカレント教育の在り方を検討していく。

なお、保育科においては、平成 27 年度から専攻科保育専攻・福祉専攻のパンフレットを教育実習巡回の際に配布し、専攻科における学習がリカレント教育になることを提案しているが、今後は実習機関の意見も取り入れながら、現職保育者がより学びやすい環境を整えていく。

【備付資料】

- 39. 多様な学生の受け入れ状況[平成 25 年度～平成 27 年度]
- 70. 平成 27 年度鶴見大学短期大学部教員免許更新講習

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a)現状

本学の教員は、実習巡回や実習機関との懇談会等を通して、職業の実態と教育内容の整合性、接続性を常に点検している。

さらに、保育科においては、幼稚園協会や保育士協会をはじめとする関係団体のセミナーに参加し、研鑽を重ねている。また、隣接する附属幼稚園との密接な連携により、現役幼稚園教諭との情報交換や幼児教育現場におけるデータに基づいた研究を行う等、日常的な教員の資質向上に努めている。

歯科衛生科においては、全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅴを受講することで認定歯科衛生士教員の資格を取得し、さらに同講習会Ⅵを受講して、認定の更新を行う等、教員の資質向上に努めている。

(b)課題

本学では、専門的な職業資格の取得を目指した教育課程を、2年乃至3年という限られた期間内で編成しているため、授業スケジュールがタイトにならざるを得ない。その結果、関係学会や各種講習会等に参加する時間の確保が困難になっており、効率的な資質向上の機会を設定することが求められている。

(c)改善計画

保育科においては、隣接する附属幼稚園との連携を生かし、教員による公開保育（造形あそび、音楽表現あそび等）を行うとともに、園児も交えた実践的な教育（生活、図画工作等）や、園内研修（幼稚園教育要領や保育支援、仏教保育の再確認等）を行っていく。

歯科衛生科においては、全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会に積極的に参加できるような体制を整え、資質向上を促していく。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

本学の職業教育の効果は、各学科が専門的な職業人を養成していることから、それぞれの職業資格の取得状況及びその資格を生かした就職状況によって測定・評価することができる《提 1、3、備 17》。保育科については、平成 27 年度卒業生 217 人のうち、幼稚園教員免許取得が 213 人 (98%)、保育士資格取得が 215 人 (99%)、幼・保両方取得が 212 人 (97%) であった《備 15》。就職率は 100% (幼稚園 40%、保育所 48%、施設 3%、認定こども園 6%、民間企業 3%) を誇り、就職先からは「また、ぜひ鶴見から採用したい」という高い評価を頂くことが多い《提 1、3》。歯科衛生科についても、歯科衛生士国家試験の高い合格率と、就職率 100%を誇っており、就職先へのアンケート調査の結果や、歯科診療所実習懇談会における先生方の評価も良好である《提 1、3、備 25》。

(b) 課題

各学科ともに、短期的な就職実績に基づいて教育効果を評価すれば、輩出する人材に対して需要がきわめて高い社会状況からも、良い結果が得られることは自明である。しかし、本来、教育効果を測定・評価するためには長期的な視点が不可欠であり、卒業後の状況を継続的に追跡調査することで、教育効果をより深く評価していく必要がある。

なお、歯科衛生科においては、平成 27 年度歯科衛生士国家試験の合格率が低下したため、早急な対策が求められる。

(c) 改善計画

卒業生や就職先 (幼稚園、保育所、歯科医院等) に対して実施しているアンケート調査等を活用し、卒業後の状況を継続的に追跡することで、教育効果をより深く分析し、教育の質向上に繋げていく《備 22、25》。

また、保育科においては、教員が前年度の就職採用状況資料を参考にして、実習巡回の際に卒業生の状況を予め把握し、採用園ではお礼を述べるとともに卒業生の情報を得ているが、その情報はキャリア支援課にまで届いておらず、就職支援に活用されていない。今後は、卒業生の情報を教員とキャリア支援課が共有し、教職協働による一体的な職業支援体制を構築していく。

歯科衛生科においては、歯科衛生士国家試験の合格率を高め、それを維持していくために、グループ学習をはじめとしたよりきめの細かい教育支援体制を構築する。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]
3. DATA BOOK[2015]

【備付資料】

15. 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻における免許・資格の取得状況
17. 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻の専門就職率
22. 卒業生アンケート集計結果[2015]
25. 卒業生の勤務状況についてのアンケート[2015]

【選択的評価基準】

地域貢献の取組みについて

基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

本学では、地域連携推進課を中心に、地域社会に向けた生涯学習セミナー（公開講座）を毎年開講している《備 72》。平成 25 年度及び平成 26 年度には周年事業（本学創立 60 周年、学園創立 90 周年）として特別講座も実施した《備 1》。

平成 27 年度は、第 1 クール（春）と第 2 クール（秋）を合わせて 189 講座を開講し、合計 3,998 人が受講した。そのうち、保育科及び歯科衛生科の教員も 7 講座を担当し、94 人の受講者が得られた《備 72》。

平成 27 年度	講 座 数	受 講 者 数
第 1 クール	82 (1)	1,781 人(12 人)
第 2 クール	107 (6)	2,217 人(82 人)
計	189 (7)	3,998 人(94 人)

※（ ）内の数字は短大部

(b) 課題

本学の生涯学習セミナーは、講座数、受講者数とも近年横ばいで推移している。地域社会の文化や福祉の向上に貢献していくためにも、子育て支援や口腔衛生によるヘルスケア支援等、本学の特色を生かした講座を一層充実させる必要がある。

(c) 改善計画

教育研究の成果を、生涯学習セミナーを通して地域社会に広く還元していくため、FD 活動等によって地域貢献に対する意識を高めていく。

また、今後は、子育て支援や口腔ケア等、本学の特色を生かした講座の充実を図るとともに、受講者の利便性向上を目指し、開講中の預かり保育等を拡充していく。

【備付資料】

1. 創立 90 周年記念『感謝を忘れず真人となる』
72. 生涯学習セミナー担当教員一覧[平成 25 年度～平成 27 年度]

基準(2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 現状

本学では、次のとおり地域の各種団体等との連携に基づく交流活動を推進している。

1. 横浜市鶴見区との連携

本学と鶴見区は、平成 26 年 7 月に活力ある個性豊かな地域社会の発展を目指し包括連携協定を締結した。連携事業として、平成 27 年 6 月に鶴見歯科医師会・鶴見福祉保健センター・大学歯学部附属病院・本学歯科衛生士科の共催によりイベントを開催し、学生も参加した。その他にも、双方のリソースを活用したさまざまなイベントを協働で実施しており、定期的な協議体制も構築している。

2. 鶴見区豊岡商店街協同組合との連携

本学と地元鶴見区の豊岡商店街協同組合は、平成 26 年 4 月に地域交流協定を結び、商店街イベント等のボランティア活動に学生が積極的に参加している《提 1》。

3. 横浜市及び市内大学との連携

本学は、横浜市及び横浜市内の 30 大学で組織する大学・都市パートナーシップ協議会に加盟しており、横浜市内の大学と地域が魅力と活力に満ちた学術都市の実現に向けて、毎年ヨコハマ大学まつりを開催している。平成 27 年度は、保育科が「木の枝と毛糸でつくる壁飾り」、歯科衛生科が「歯科衛生士のやりがい」の 2 講座を開講した。

4. 石川県輪島市との連携

石川県輪島市は、本学の地元鶴見区の姉妹都市であるとともに、曹洞宗大本山總持寺祖院（本学の設置母体発祥地）を擁する等、本学と深い縁があることから平成 27 年 4 月に包括連携協定を締結した。これを機に、学長裁量経費を活用した「鶴見大学・鶴見大学短期大学部輪島市民セミナー」を実施している。学生及び教職員が夏休みに輪島市を訪問して、セミナー、紙芝居、パネルシアター、ヘビダンスなどを実施し、輪島市漆芸美術館や總持寺祖院等を訪れて横浜と能登の文化・芸術交流を深めている。なお、この活動は教育学術新聞にも取上げられる等、地方創生のシーズとして今後の発展が期待されている。

5. 神奈川県相模原市との連携

本学は、教育研究成果の社会還元による一層の地域貢献を目指し、神奈川県相模原市立市民・大学交流センター「ユニコムプラザさがみはら」にて積極的な情報発信を行っており、平成 27 年 8 月には併設する大学の教職員と協働して相模原市教育委員会後援の出前講座を実施し、7 日間で延べ 192 名が受講した。

6. 独立行政法人国際協力機構横浜国際センターとの連携

保育科では、独立行政法人国際協力機構横浜国際センター（JICA 横浜）からの委託を受けて、課題別研修「中東地域における幼児教育」を実施している。本研修は、平成 16 年度から実施しており、平成 27 年度は、本学を主会場として 11 月 30 日から 12 月 11 日の期間でエジプト及びヨルダンの研修生（8 名）を受け入れた《提 1》。なお、研修生は各国の行政機関の管理職や研究者、幼稚園教諭である。

7. その他機関との連携

その他の機関との連携として、保育科においては、学外の保育所、障がい者施設、

幼稚園等での実習や、神奈川県保育士養成施設協会主催の行事等に参加し、積極的な地域社会との交流を図っている。

歯科衛生科においては、2年後期から3年前期の臨地実習で、鶴見区内の小学校をはじめ、幼稚園、保育所、特別支援学校、障がい者施設、介護老人保健施設等において歯科保健指導を行うなど、医療福祉活動を通じた地域社会との交流を実施している《提 12》。さらに、鶴見区歯科医師会主催の歯と口の健康週間を中心とした行事や、神奈川県歯科医師会主催の歯塚供養にも毎年参加している《提 2》。

(b) 課題

地域貢献については、学生の積極的な参加を期待しているが、各学科ともに授業スケジュールが非常に過密であり、正課外活動の時間確保が困難な状況である。

(c) 改善計画

地域と連携した PBL 等のアクティブ・ラーニングを導入することにより、学生の地域貢献活動を正課の授業単位として認定する等のカリキュラム改訂を実施する。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]
2. 学生生活[平成 27 年度]
12. 授業計画 歯科衛生科[平成 27 年度]

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

学生による地域的活動、地域貢献、ボランティア活動等は、主なものとして次の公認団体による活動が挙げられる。

1. 児童文化部みつる会

保育科及び専攻科の学生によって組織される児童文化部みつる会は、半世紀以上の伝統を誇り、人形劇等の公演活動を、近隣の児童館や保育園、幼稚園、育児サークル等で実施している。夏休みには、全国の曹洞宗寺院等に宿泊しながら子供向けの人形劇や指遊び等の実演を行っており、その活動が評価され、平成 25 年 11 月には第 37 回正力松太郎賞児童教化功労賞を受賞した。

2. 学生ボランティア

学生ボランティアチームは、阪神淡路大震災発災時に組織され、現在では東日本大震災や伊豆大島の被災地でのボランティア活動のほか、地域のイベントや学習支援に参加する等、幅広く活動している。さらに、神奈川県警や地元自治会と協働して防犯パトロール活動も行っている。

地域貢献ボランティアサークルは、鶴見区豊岡商店街との交流協定に基づき、学生による主体的な街づくりを提唱して、地域のイベントに参画している《提 1》。

(b) 課題

ボランティアについては、学生の継続的な活動を期待しているが、保育科、歯科衛生科ともに授業スケジュールが非常に過密であり、ボランティア教育の時間や部員の確保が困難な状況である。

(c) 改善計画

学長裁量経費の活用により継続的な経済的支援を行うとともに、建学の精神の体現としてボランティア活動を表彰する等、学生の積極的な参加を促す制度を導入する。また、活動時間の確保については、カリキュラム改訂も含めて検討を重ねていく。

【提出資料】

1. 大学案内[2015]

鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会委員

委員長	伊藤 克子	学長
委員	前田 伸子	副学長
委員	二藤 彰	副学長
委員	渡辺 孝章	短大部長
ALO	上田 衛	短期大学部教授
委員	松本 和美	保育科長・短期大学部教授
委員	加藤 保男	歯科衛生科長・短期大学部教授
委員	落合 一恵	事務局長 (H27)
委員	塚田 茂	事務局次長 (H27)
委員	小島 信道	総務部長 (H27)、教育研究支援センター事務部長 (H28)
委員	藤澤 文有	学生支援センター事務部長 (H27)、総合企画部長・総務部長 (H28)
委員	門井 昇二郎	財務部長
委員	戸田 邦男	入試キャリアセンター事務部長
委員	瀧川 孝	教育研究支援センター事務部長 (H27)
委員	竹内 康治	総務部総務課長 (H27)
委員	佐藤 詩穂	学生支援センター事務部短期大学部教学課長
書記	波多野 加奈子	総務部総務課グループリーダー (H27)
書記	石崎 良	総合企画部総合企画課グループリーダー (H28)
書記	中西 明子	学生支援センター事務部短期大学部教学課チームリーダー
書記	家永 亮	総合企画部総合企画課書記 (H28)

自己点検評価報告書作成専門委員会委員

委員長	渡辺 孝章	短大部長
ALO	上田 衛	短期大学部教授
委員	松本 和美	保育科長・短期大学部教授
委員	斎藤 晃	短期大学部准教授
委員	田家 英二	短期大学部准教授
委員	加藤 保男	歯科衛生科長・短期大学部教授
委員	小澤 晶子	短期大学部教授
委員	花谷 重守	短期大学部准教授
委員	小島 信道	総務部長 (H27)、教育研究支援センター事務部長 (H28)
委員	藤澤 文有	学生支援センター事務部長 (H27)、総合企画部長・総務部長 (H28)
委員	門井 昇二郎	財務部長
委員	戸田 邦男	入試キャリアセンター事務部長
委員	竹内 康治	総務部総務課長
委員	前田 憲泰	財務部経理課長 (H27)、総務部人事課長 (H28)
委員	甲州 与志雄	財務部管財課長 (H28)
委員	佐藤 詩穂	学生支援センター事務部短期大学部教学課長
委員	森川 洋	入試キャリアセンター事務部入試課長 (H27)、財務部経理課長 (H28)
委員	平野 司	入試キャリアセンター事務部入試課長 (H28)
委員	佐々木 健瑛	入試キャリアセンター事務部キャリア支援課長 (H27)
委員	守田 真道	入試キャリアセンター事務部キャリア支援課長 (H28)
委員	牧 幸男	教育研究支援センター事務部教育研究支援課長
委員	丸山 素雄	教育研究支援センター事務部地域連携推進課長 (H28)
委員	鈴木 仁代	学術情報事務室事務長 (H28)
委員	波多野 加奈子	総務部総務課グループリーダー
委員	石崎 良	総合企画部総合企画課グループリーダー (H28)
委員	中西 明子	学生支援センター事務部短期大学部教学課チームリーダー
書記	家永 亮	総務部総務課書記 (H27)、総合企画部総合企画課書記 (H28)
書記	吉田 史子	学生支援センター事務部短期大学部教学課書記

自己点検・評価報告書 平成 27 年度版

発行日 平成 28 年 6 月 10 日

発行者 鶴見大学短期大学部

学長 伊 藤 克 子